

2023 年次報告書



日本の力を、世界のために。

Supporting Your Global Challenges



株式会社国際協力銀行

JBIC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION

1. JBICの概要

1. プロフィール	2
2. JBICのあゆみ	4
3. トップメッセージ	6
4. 株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律について	12
5. 役員等一覧	16
6. 中期経営計画(2021～2023年度)	18
7. サステナビリティ	26
サステナビリティの実現に向けた取組方針	26
E 環境	30
S 社会	36
G ガバナンス	43
JBICの気候変動への取り組み	45
8. 2022年度の事業概況	48

2. JBICを取り巻く環境と課題

1. 資源ファイナンス部門	58
2. インフラ・環境ファイナンス部門	64
3. 産業ファイナンス部門	70
4. エクイティファイナンス部門	76

3. 業務のご紹介

1. JBICのスキーム	82
2. 近年の特徴的な支援体制	92
3. 中堅・中小企業の海外事業展開に向けた支援体制	95

4. 業務運営と管理体制

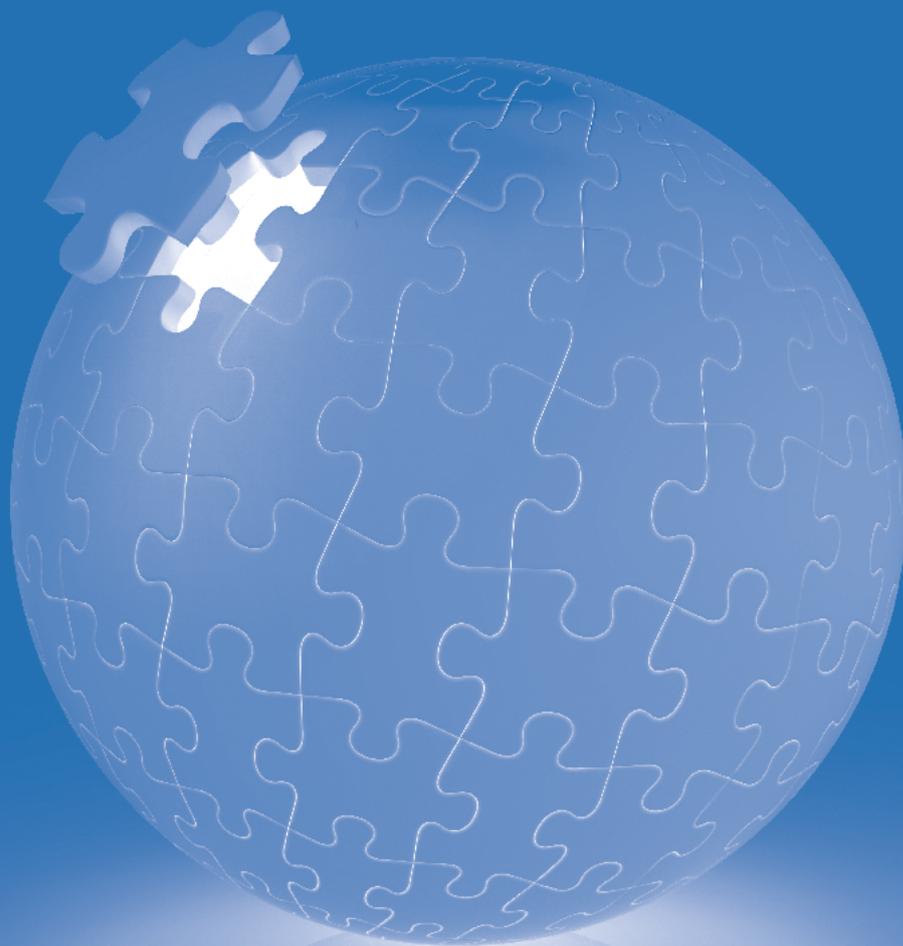
1. コーポレート・ガバナンス	104
2. リスク管理体制	108
3. 広報活動・ディスクロージャー	112

本報告書の計数について

- 1 件数および金額の単位未満は原則として切り捨てています。また、比率(%)は表示前桁を四捨五入しています。したがって、合計欄の計数は、内訳を集計した計数と一致しないものがあります。
外貨建て融資に関する計数は、承諾額については、承諾時点での基準外国為替相場場で円換算し、実行額、回収額、残高は帳簿価額によっています。
- 2 単位に満たない場合は「0」と、該当数字の無い場合は「—」と表示しています。
- 3 2016年10月1日より、一般業務勘定と特別業務勘定が設置されています。一般業務勘定に係るデータについては、一般業務勘定設置の日の前日までは、この勘定に対応する株式会社国際協力銀行に係るものです。2016年10月1日以降は、財務データについては、一般業務勘定と特別業務勘定に区分してデータを掲載しています。2016年度における会計年度は、一般業務勘定については2016年4月1日から2017年3月31日までとし、特別業務勘定については2016年10月1日から2017年3月31日までとしています。
業務統計データについては、一般業務勘定および特別業務勘定をまとめて掲載しています。

1. JBICの概要

1. プロフィール	2
2. JBICのあゆみ	4
3. トップメッセージ	6
4. 株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律について	12
5. 役員等一覧	16
6. 中期経営計画(2021～2023年度)	18
7. サステナビリティ	26
サステナビリティの実現に向けた取組方針	26
E 環境	30
S 社会	36
G ガバナンス	43
JBICの気候変動への取り組み	45
8. 2022年度の事業概況	48



1. プロフィール

JBICの目的

株式会社国際協力銀行 (JBIC) は、日本政府が全株式を保有する政策金融機関であり、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、以下に示した4つの分野について金融業務を行い、もって、日本および国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

日本にとって重要な資源の
海外における開発および取得の促進

日本の産業の国際競争力の維持
および向上

地球温暖化の防止等の
地球環境の保全を目的とする
海外における事業の促進

国際金融秩序の混乱の
防止またはその被害への対処

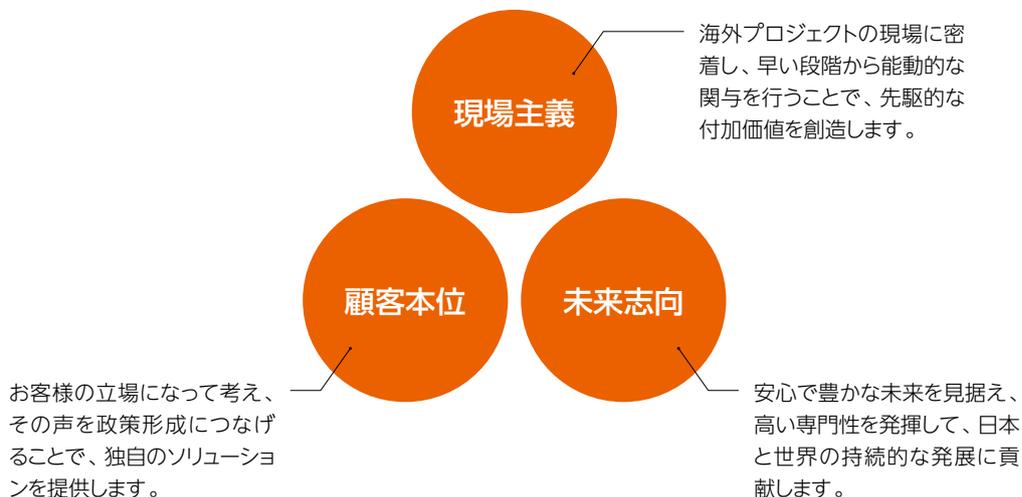
コーポレート スローガン

日本の力を、世界のために。
Supporting Your Global Challenges

企業理念

JBICの目的は、設立根拠法に示されるとおり、多様な金融機能を担いつつ、「我が国および国際経済社会の健全な発展に寄与すること」にほかなりません。それを成し遂げるため、私たちは、以下に示した企業理念を定めています。ここには、私たちが、その目的の実現に向けて追求すべき「現場主義」「顧客本位」「未来志向」の三つのコアバリューが込められています。

国際ビジネスの最前線で、
日本そして世界の未来を^{ひら}展きます。



業務運営の原則

政策金融機関として、以下を旨としつつ、国内外の経済・金融情勢等に即応して迅速・的確に、政策上必要な業務を実施します。

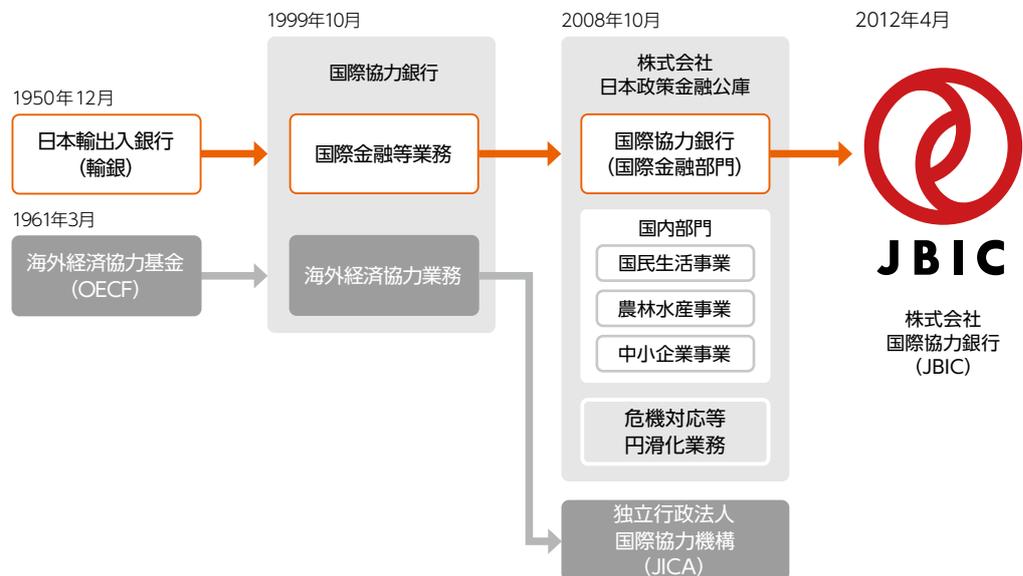
- 1 民業補完** 政策金融に求められる役割を適切に果たすべく、国際金融分野における民間金融機関の状況をふまえ、その補完に徹します。
- 2 収支相償・償還確実性** 法律の求めに従って、収支の健全性の確保に努め、その金融判断にあたっては、融資等の回収の見込みについて十分な審査を行うよう努めます。
- 3 国際的信用の維持・向上** 業務の的確な実施および海外での効率的な資金調達のため、これまで築いてきた国際的な信用の維持・向上に努めます。
- 4 業務の専門的・主体的な遂行** 国際金融に関する専門性と主体性を発揮し、一貫した体制のもとで、円滑な業務の実施に努めます。

行動原則

- 一、公益の追求。日本と国際社会への貢献、その使命を全うします。
- 一、顧客の満足。お客さまの立場で悩み、考え、そして行動します。
- 一、プロとしての責任。いかなる仕事にも、主体的に取り組みます。
- 一、果敢なるチャレンジ。失敗を怖れず、新たな価値を創造します。
- 一、スピードとコスト。効率を意識し、仕事の質を高めていきます。
- 一、チームワーク。仲間と心をひとつに、大きな成果を追求します。
- 一、倫理観と遵法精神。JBICの一員としてモラルを持ちつづけます。

沿革

2011年5月2日公布・施行の株式会社国際協力銀行法に基づき、2012年4月1日に株式会社国際協力銀行として発足しました。



組織概要

名称	株式会社国際協力銀行 (英文名: Japan Bank for International Cooperation; JBIC)
本店所在地	東京都千代田区大手町1丁目4番1号
資本金	2兆1,088億円(日本政府が全株式保有)(2023年6月21日現在)
出融資残高*	15兆9,986億円
保証残高*	1兆5,376億円

※ 2023年3月31日時点

2. JBICのあゆみ

国際協力銀行（JBIC）は、1950年に「日本輸出銀行」として、重機械類の輸出を促進するために設立されました。

以来、日本を取り巻く国際政治経済状況や日本企業の海外ビジネス形態の変遷を踏まえ、

それぞれの時代の要請に応えるべく、機能の充実・変容を図ることで、その責務を果たしてきました。

一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、

JBICは、これからも日本および国際経済社会の健全な発展に貢献し続けます。



国際経済社会の動向



パナマ運河拡張プロジェクト

- 1992 ブリッジローンの追加
- 1993 ブルガリア向けアンタイドローン調印 (日本政府の資金協力計画 (~1997年) に基づく第1号案件)

- 1998 日本政府の「新宮澤構想」等に基づくアジア支援策の実施 貸付残高10兆円を超える

- 1999 環境配慮のためのガイドライン制定 日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合により **国際協力銀行設立**



サハラII石油・天然ガス開発プロジェクト

- 2001 特殊法人等整理合理化計画閣議決定

- 2003 環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン施行 (2009年、2015年に改訂)

2000

- 2008 国際協力銀行と国内3公庫の統合により **株式会社日本政策金融公庫設立** 国際金融危機を受けた危機対応業務の実施 (~2011年3月)



英国都市間高速鉄道プロジェクト



チリ エスペランサ銅鉱山開発プロジェクト

- 2010 地球環境保全業務 (GREEN) の創設 J-MRVガイドライン制定

- 2011 部門制 (ミッション・分野別の営業体制) を導入 円高対応緊急ファシリティの創設 (~2013年3月)

- 2012 株式会社日本政策金融公庫からの分離・独立により **株式会社国際協力銀行設立** 第1期中期経営計画策定

2010

- 2013 海外展開支援出資ファシリティの創設 海外展開支援融資ファシリティの創設 (~2018年6月)

- 2015 第2期中期経営計画策定
- 2016 エクイティファイナンス部門の新設 特別業務の開始

- 2017 株式会社経営共創基盤との共同で株式会社JBIC IG Partners設立

- 2018 第3期中期経営計画策定 質高インフラ環境成長ファシリティ (QI-ESG) の創設 (~2020年1月)



英国 Moray East 洋上風力発電プロジェクト

2020

- 2020 成長投資ファシリティの創設

- 2021 ポストコロナ成長ファシリティの創設 第4期中期経営計画策定 「JBIC ESGポリシー」を策定

- 2022 サステナビリティ統括部の新設 グローバル投資強化ファシリティの創設

- 2023 サステナビリティ・アドバイザリー委員を選任 「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」が成立

- 1991 バブル崩壊
- 1992 国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 採択
- 1993 EU発足
- 1994 メキシコ通貨危機 (テキーラ危機)
- 1997 アジア通貨危機
- 1999 ユーロ誕生

- 2001 アメリカ同時多発テロ
- 2005 京都議定書発効
- 2008 リーマンショック

- 2010 欧州債務危機 アラブの春
- 2011 東日本大震災
- 2015 COP21 (国連気候変動枠組条約第21回締約国会議) にて「パリ協定」に合意
- 2016 パリ協定発効

- 2020 英国・EU離脱 新型コロナウイルス感染拡大
- 2021 東京オリンピック・パラリンピック
- 2022 ロシア軍、ウクライナ侵攻

3. トップメッセージ

日本企業のエネルギー変革、デジタル変革を支援し、 日本経済の持続的成長と地球規模課題の解決に貢献します。

国際協力銀行(JBIC)に対する皆様のご理解ご支援に心から感謝申し上げます。

世界経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限が解除されたものの、ロシアによる不当なウクライナ侵攻が、エネルギーや食糧などの安定確保を困難にしました。インフレや金利の上昇とともに、地政学的なリスクが国際経済社会に深刻な影響を及ぼし、不確実性が高まっています。そして、脱炭素社会の実現、貧困や飢餓の解消などSDGsの達成に向けて貢献していかなければ、一国の繁栄も成り立たない時代を迎えています。

こうした状況において、日本経済が持続的に成長していくためには、人口減少・少子高齢化への対処とともに、経済安全保障の確保、サプライチェーンの強靱化、気候変動問題など地球規模課題への貢献、デジタル変革への挑戦といったグローバルな視野を持った取り組みが必要です。

日本政府は、GX(グリーントランスフォーメーションおよびDX(デジタルトランスフォーメーション)について、人への投資やイノベーションを重視し、脱炭素社会に向けたトランジションの加速や、自由で開かれたインド太平洋を踏まえたパートナーシップの推進に向けて、公的金融機関の積極的な関与・支援に期待しています。

JBICはこれに応じて、第4期中期経営計画(2021~23年度)のもと、脱炭素社会の実現に向けたイノベーションやエネルギー変革・デジタル変革、SDGsへの貢献などを重点に置いて、日本企業の海外展開を支援しています。2023年4月には、国際協力銀行法が改正され、サプライチェーンの強靱化や、スタートアップ企業の後押しといった面で、JBICの機能強化が図られました。



先行きが見通し難い時代にあってもこそ、信頼できるパートナーが重要です。JBICはお客様との信頼関係や、各国政府や機関との長年のパートナーシップを活かしつつ、機敏に動ける組織、積極的にリスクを取っていく組織、問題を解決していく組織でありたいと考えています。

今後とも、日本企業の海外展開のプラットフォームとして、皆様のご期待にお応えし日本と世界の持続的発展に貢献してまいります。

変わらぬご支援をよろしくお願い申し上げます。

株式会社国際協力銀行
代表取締役総裁

林 信光

総裁就任1年を振り返る

2022年度は、コロナ禍により停滞してきた社会・経済が正常化に向かいつつある一方で、ロシアのウクライナ侵攻がもたらしたエネルギー危機、食糧危機、サプライチェーンの寸断により、先進国ではインフレや金利の上昇、途上国・新興国では飢餓や債務超過など深刻な影響が広がりました。わたしたちが慣れ親しんできたリベラルな民主主義、市場経済に基づくグローバリゼーションなどの価値観が危機的な状況にあります。

このような状況のもとで、日本が経済成長し、かつ世界の中で存在感を高めていくために、JBICが果たすべき役割は一層重要になっています。

2022年6月に国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令が施行され、先進国における輸出・投資金融の支援対象を拡充しました。

また、2023年4月には、国際協力銀行法が改正され、JBICの機能強化が図られました。これにより、①「日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化」、②「デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業のさらなるリスクテイクの後押し」、③「国際協調によるウクライナ復興支援への参画」といった分野での支援が可能となりました。

大きく伸長した2022年度実績

2022年7月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」等を活用し、JBICはポストコロナを見据えて、脱炭素化、サプライチェーン強靱化などにつながる新しい事業、新しいリスクに積極的に取り組むことで、日本企業の海外展開を幅広く支援し、2022年度の出融資・保証承諾実績は、前年度比12.1%増の2兆3,152億円となりました。

日本のエネルギー・資源の安全保障に貢献する取り組みとして、日本企業による液化天然ガス(LNG)の安定調達に必要な資金の融資、カナダにおけるリサイクル資源である電気・電子廃棄物の権益取得などに対する融資を行いました。

また、日本企業が出資するブラジル企業が炭素排出量の少ない鉄鉱材料を日本に輸出するビジネスを支援しました。製鉄は特にCO₂排出量の多い産業であり、この支援を通じて脱炭素化に貢献します。

日本の産業の国際競争力の維持・向上に向けた取り組みとしては、インフラ分野でカナダの地下鉄建設・運行プロジェクトに融資を行いました。海外M&Aでは、半導体製造に必須のフォトレジストの設計・開発・製造事業を行う米国法人の買収案件や、アニメ配信事業を運営する米国法人の買収案件に対する融資を行うなど、幅広い分野で日本企業の事業展開を支援しました。

グリーンファイナンス、トランジションファイナンス、ソーシャルインパクトファイナンスを通じた地球規模の課題に対処する取り組み

JBICが特に重点を置いてきたのは、国際経済社会の持続可能な発展に向けたファイナンス支援で、グリーンファイナンス、トランジションファイナンス、ソーシャルインパクトファイナンスが挙げられます。

グリーンファイナンスでは、フランスの洋上風力発電事業やエジプトの2つの陸上風力発電事業

など再生可能エネルギー事業への支援だけでなく、送配電を担う電力系統(グリッド)事業にも視野を広げ、日本企業が参画する英独国際連系線事業やアラブ首長国連邦における高圧直流海底送電事業を支援しました。脱炭素化を進める各国が、太陽光や風力、地熱など再生可能エネルギーを拡充していくうえで重要になるのがグリッドの強化です。海外事業を通じて日本企業が再生可能エネルギーやグリッド事業に関する経験・ノウハウを蓄積することは、国内での事業展開にもつながると考えています。

さらに、2023年インドネシア政府の海洋の環境保全を目的とするブルーボンドとしてのサムライ債の発行をサポートしました。これは海外発行体が初めてサムライ債市場でブルーボンドを発行したもので、沿岸のマングローブ林の維持・保全を通じて生態系の多様性を確保しようという取り組みを支援するものです。この事業のように、分解性プラスチックの開発製造や、海洋の汚染防止・水質改善への支援を通じて、海洋の環境保全にも寄与していきたいと考えています。

グリーンファイナンスに必要な資金を調達するために、JBICにおいてもグリーンボンドを2022年1月と10月に発行しました。グリーンボンドは、再生可能エネルギー、クリーンな交通輸送、グリーンビルディング等の気候変動対策・環境保全を目的とする事業に資金用途を限定して発行する債券です。JBICは今後も、投資家のニーズに応え、グリーンファイナンスの拡大に寄与してまいります。

トランジションファイナンスとしては、脱炭素化と経済成長との両立を目指す途上国・新興国に対して、JBICは相手国のカーボンニュートラルへのロードマップを確認しつつ、よりクリーンで省エネルギーにつながる発電設備への転換を、再生可能エネルギーの導入やグリッドの強化と併せて支援していきたいと考えています。

ソーシャルインパクトファイナンスとして、今後の経済成長が期待されるアフリカでも取り組みを行っています。特に注目している取り組みにベナンでの太陽光発電事業があります。政治・経済・社会情勢の厳しいサブサハラ諸国はカントリーリスクの面から投資が困難な国が多く、ODA(政府開発援助)が中心的な役割を担っています。そうした中JBICは、ベナンの小学校の屋根にソーラーパネルを付設する発電事業を支援しました。授業中に太陽光発電で子供たちのランタンを充電し、家に持ち帰ったランタンの明かりで勉強ができます。学校に来ないと充電できないので登校率が高まり、児童労働を減らすなど社会的課題の解決にもつながる取り組みです。JBICはこうした社会性の高いビジネスにも目を向けて、力強く支援したいと思っています。

アフリカ以外の地域においても、2022年5月にはワクチン製造企業や治療薬製造企業等を含むコロナ対応を行うインドのヘルスケアセクターへの支援を、インド輸出入銀行を通じて実施しました。9月にはメキシコ政府による、貧困地域の生活環境改善を目的とするSDG債としてのサムライ債の発行をサポートしました。これはメキシコ政府が初めてサムライ債市場でSDG債を発行したもので、教育、医療など社会インフラの改善の取り組みを支援するものです。

このように、JBICは今後も、さまざまな金融手法を活用し、気候変動対策をはじめとする地球規模の課題や社会的課題の解決に貢献していきます。

サプライチェーン強靱化、中堅・中小企業支援

サプライチェーン強靱化では、ベトナムの工業団地開発の支援を行っています。ベトナムは、サプライチェーンの複線化を図る日本企業の投資意欲の高い国です。また、ベトナム政府は2050年にカーボンニュートラルを実現するという目標を立てており、JBICはベトナムの地場銀行を通じ

国際協力銀行法の
改正による機能強化を活かし、
イノベーション・エネルギー変革、
日本の産業のサプライチェーン強靱化、
デジタル・グリーンなど成長分野への支援に
積極的に取り組んでいます。



て太陽光発電事業などの支援も行っています。

中堅・中小企業への支援では、京都府の企業がベトナムで廃棄されるお米を原料とするライスレジジンというバイオプラスチックを使ってごみ袋や玩具の製造販売をする事業や、滋賀県の企業がバタフライピーというマメ科の植物を用いて天然由来の青い食品着色料をタイで製造販売する事業などに融資しており、地域の雇用創出、産業振興にも貢献しています。

また、日本企業がマレーシアで行うペットボトルリサイクル事業にも融資しています。日本ではペットボトルの8～9割がリサイクルされていますが、マレーシアでは約16%にとどまっています。ペットボトルリサイクルはビジネスとなるだけでなく、現地の人々のリサイクル意識を高め行動を変えていく取り組みとしても意義があると考えています。

新時代に合わせた組織改革と働き方改革

JBICは、第4期中期経営計画のテーマである脱炭素社会の実現に向けたイノベーションやエネルギー変革・デジタル変革、SDGsへの貢献を見据え、JBIC自身の組織や制度改革に積極的に取り組んでいます。

2022年6月に、取締役会の諮問機関として「サステナビリティ・アドバイザリー委員会」を、経営会議の委任を受けた審議機関として「サステナビリティ委員会」を新設しました。サステナビリティに関する重要事項を、取締役会等による監督の下、経営会議、サステナビリティ委員会、統合リスク管理委員会で議論します。また、サステナビリティの実現に向けた取り組みを一元的に推進・発信していく部署として「サステナビリティ統括部」を設置しました。営業部門においても、水素、アンモニアをはじめ次世代エネルギーへの対応を上流から下流まで一体的に取り組む部署として、7月に「次世代エネルギー戦略室」を新設しています。

2022年10月には、JBICとして初めて気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) の提言に基づく国際的標準に沿った開示を行いました。気候変動対策におけるビジネスの役割の大きさを認識し、気候変動に伴うリスクを適切に管理するとともに、積極的にイノベーションに取り組み、それを公表するものであり、今後、バージョンアップを図っていきたいと思っています。また、2023年4月には人権方針を発表し、組織としての人権尊重に対するコミットメントを示しました。今後も人権尊重に取り組み、サステナビリティの実現を推進してまいります。

働き方改革については、コロナ禍に対応を進めたりリモートワークを継続的に行えるようにハイブリッドワークを前提とした環境整備、各種業務の電子化などハード面だけでなく、働きやすい環境づくりを目指し、勤務時間の柔軟化や育児・介護などと仕事との両立を支援できる制度設計に務めています。私は、個々人のアイデンティティーを尊重し、職員一人ひとりが自分の仕事がお客様にとどまらず世の中にいかに役立っているかを実感できる組織、いわば「バリュー型」の組織をつくっていきたくと思っています。

そうした組織づくりを確実に進めるために、2023年6月に「役員コミットメント」として、役員がコミットする事項を取りまとめ、行内に示しました。職員の多様性を尊重し、役職に関わらず対等に対応すること、どんな場合でも誰もが発言しやすい組織風土をつくること。従来の価値観にとらわれず、新しいこと、新しいやり方にチャレンジし、職員の成長を促す組織文化に変革すること。そして、役員としてビジョンを示し、求心力を高めていくことを目的としています。

私は、この役員コミットメントだけでなく、2023年4月の法律改正についても、職員全員に直



接メッセージを発信するなど、情報共有と理解促進を図っています。

私が自戒している言葉に、カエサルの「人は自分が見たいように世界を見る」というフレーズがあります。状況を冷静に判断することなく、自分の都合の良いように物事を理解してしまう、自分が欲しい情報しか受入れなくなることへの警鐘です。世界経済は急速に変転しており、産業も日々生まれ変わっているのですから、お客様とのコミュニケーションを絶やさず、現場で起きていることを自分の目で見て体感し、自らも成長していかないといけない。そのために「アジャイル（機敏）」「プロアクティブ（能動的）」「リソースフル（機転が利く）」が大切です。日頃よりフットワークを軽くして、環境変化に後追いで対応するのではなく変化を自ら先取りし、リスクを取って問題解決能力を最大限に発揮していくということです。JBICのみんながお客様に新しいアイデアやファイナンスを提案・提供することはもちろん、お客様や関係者を結びつけ、相手国政府や関係当局との橋渡しをすることも含めて、当たり前のようにできる組織にしたいと思っています。

第4期中期経営計画の仕上げに向けて

先述の国際協力銀行法の改正により、日本企業のパートナーとなる外国企業もパッケージで支援可能となるほか、日本企業の海外法人が海外の資源を引き取る場合にも輸入金融を活用できる、サプライチェーン強靱化に必要な資金を国内経路で融資できるなど、日本企業のニーズに一層即した金融支援が可能となりました。また、スタートアップ企業や中堅・中小企業への出資・社債取得が可能となり、資源開発、新技術・ビジネスモデルの事業化、スタートアップ企業への出資などについて、JBICがよりリスクを取って支援する分野が拡大されました。

さらに、国際協調によるウクライナ復興支援に向けて、国際金融機関によるウクライナ向け融資をJBICがサポートできるようになりました。これまでも日本企業がウクライナで行う事業をJBICが支援できましたが、今後は、日本政府の方針のもとウクライナの経済活動で大きな役割を果たしている国際機関と連携してJBICが融資に対する保証を提供することが可能となりました。

2023年5月のG7広島サミットに先立つG7新潟財務大臣・中央銀行総裁会議を経て、6月に「ウクライナ投資プラットフォーム」に参画するJBIC、欧州復興開発銀行や欧米の開発金融機関が覚書に調印しました。さらに、JBICはウクライナの難民を多数受け入れているポーランドへの支援として、ポーランドの国営銀行がウクライナ支援基金に充てる目的でサムライ市場で行った資金調達に保証を供与しました。こうしたJBICの取り組みに対し、G7広島サミットにおいて、ゼレンスキー大統領からも感謝の言葉をいただきました。

ウクライナ復興支援は多国間連携が進められますが、JBICは、これまでも日米豪、日米豪印の連携に取り組んできました。最近では、豪州企業が南太平洋島嶼国地域で移動体通信事業等を運営している通信事業者を買収する案件において、資金支援の主体となる豪州のカウンターパートの豪州輸出金融公社と連携して、JBICと米国国際開発金融公社（DFC）が支援を行っています。

第4期中期経営計画の仕上げに向けては、今回の法改正によるJBICの機能強化を生かし、エネルギー資源の安全保障、地球規模課題の対応、サプライチェーンの強靱化、質の高いインフラの海外展開、スタートアップによる新たな市場創出への支援に一層努めてまいります。

さらに、昨今の高度な経済活動を踏まえて、日本の政府金融機関としてJBICの出融資機能、保証機能、リスクテイク機能、さらには多国間連携や日本企業のビジネスパートナーである外国企業などとの連携など、総合的で前例にとられない金融支援を通じて、皆様の海外事業展開に貢献していきたいと考えています。

4. 株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律について

日本経済を取り巻く国際情勢の変化等を踏まえて、2023年4月に「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」が成立し、JBICのさらなる機能強化が図られました。これに伴い、①日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化、②デジタル・グ

リーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業のさらなるリスクテイクの後押し、③国際協調によるウクライナ復興支援への参画、といった分野での支援が可能となりました。

日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化

- 日本の産業の国際競争力の維持・向上を図る上で重要な物資・技術のサプライチェーンや日本企業の海外事業に必要な基盤を支える外国企業を支援可能になりました。
- 海外の資源を日本に輸入する場合のみならず、日本企業が海外で引き取る場合も輸入金融による支援が可能になりました。
- 日本企業のサプライチェーン強靱化のための海外事業資金を対象とする国内融資が可能になりました。

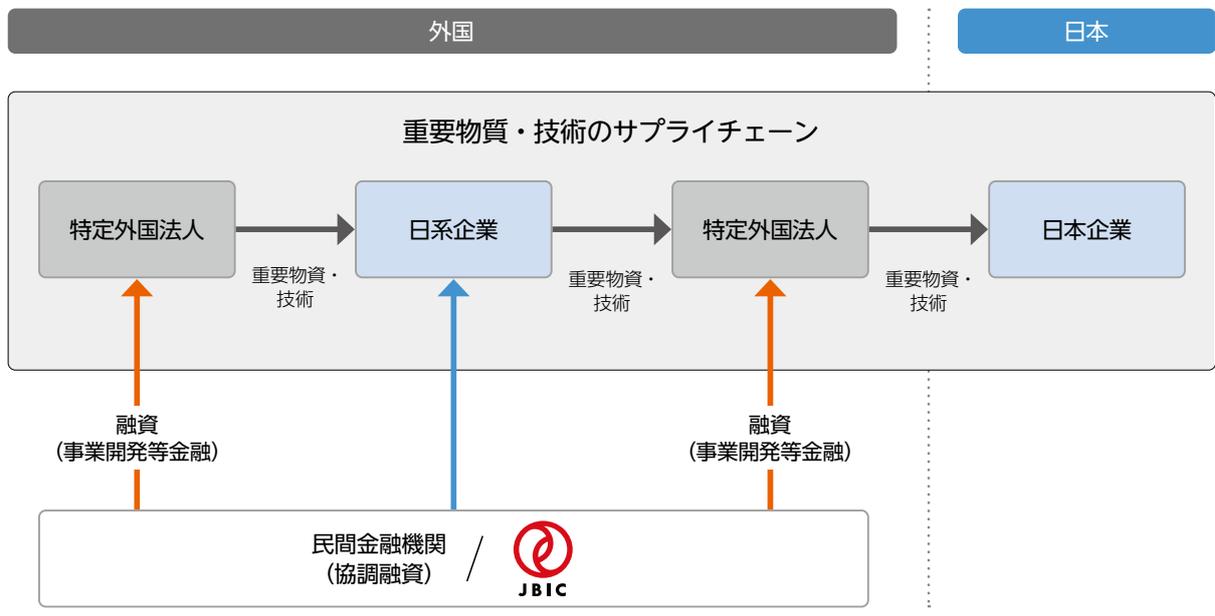
4

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律について

① 特定外国法人向け事業開発等金融 (概要)

サプライチェーン強靱化

- 日本の経済活動・国民生活に必須の重要物資・技術のサプライチェーンや産業基盤が幾層にも渡り、国際分業が進んでいる実態等を踏まえ、これらに組み込まれた外国企業(=特定外国法人)を事業開発等金融の対象に追加。
- 日本の産業の国際競争力の維持・向上を図る上で重要な物資・技術、日本企業の海外事業に必要な基盤は財務省令で指定。



- 新たに可能になったもの
- 従来から可能なもの

「株式会社国際協力銀行法施行規則」が定める以下の事業を行う「特定外国法人」が支援対象となります。(2023年10月1日時点)

(1)「重要な物資」に関する事業
以下の事業のうち、日本企業・日系企業が調達する物資の供給網の強靱化に必要なもの <ul style="list-style-type: none"> ・我が国にとって重要な資源の開発 ・再生可能エネルギー源による発電に必要な設備等の製造 ・蓄電池の製造 ・船舶・航空機の部分品・附属品の製造 ・医療機器の開発および製造 ・医薬品の開発および製造 ・電動機(モーター)の製造 ・半導体(製造に必要な原材料および装置を含む)の製造 ・食料の生産(農業を含む)に必要な肥料、農機具その他の物資の開発および製造 ・低炭素素材の製造
(2)「重要な技術」に関する事業
以下の事業のうち、日本企業・日系企業が利用する技術の提供の促進に必要なもの <ul style="list-style-type: none"> ・人工知能関連技術の開発 ・量子計算機その他の量子の特性を利用した装置に関する技術の開発 ・バイオテクノロジーに関する技術の開発 ・ブロックチェーン技術の開発
(3)「海外事業に必要な基盤」に関する事業
以下の事業のうち、日本企業・日系企業の海外における事業活動に必要なもの <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーによる電気の供給に必要な発電、送電その他の基盤の整備 ・情報通信技術を活用するための基盤の整備(情報通信に係る人工衛星の打上げ、追跡および運用を含む) ・医療

「特定外国法人」に対する融資等を実施するにあたっては、経済安全保障の視点を含む日本の産業の国際競争力の維持および向上に資するよう、以下の点等の審査を行います。

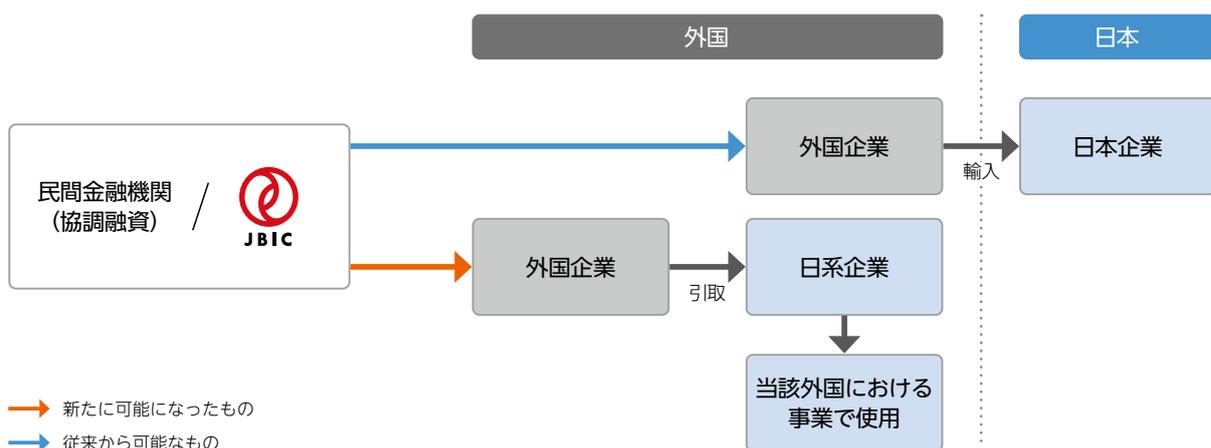
1. JBICによる融資等が、日本企業が調達する重要物資のサプライチェーン強靱化や日本企業が利用する重要技術の提供促進に必要であるか。
2. 外部の法的環境等により支援対象事業に支障が生じる懸念がないか。
3. 我が国の産業のノウハウやデータが外部に流出する懸念がないか。

② 海外への資源の引き取りを対象とする輸入金融

サプライチェーン強靱化

■ 本邦企業のサプライチェーンが日本国外にも展開される中、日本への輸入だけでなく、日本企業・日系企業が事業展開する海外において資源を引き取る場合でも、輸入金融による支援が可能になりました。

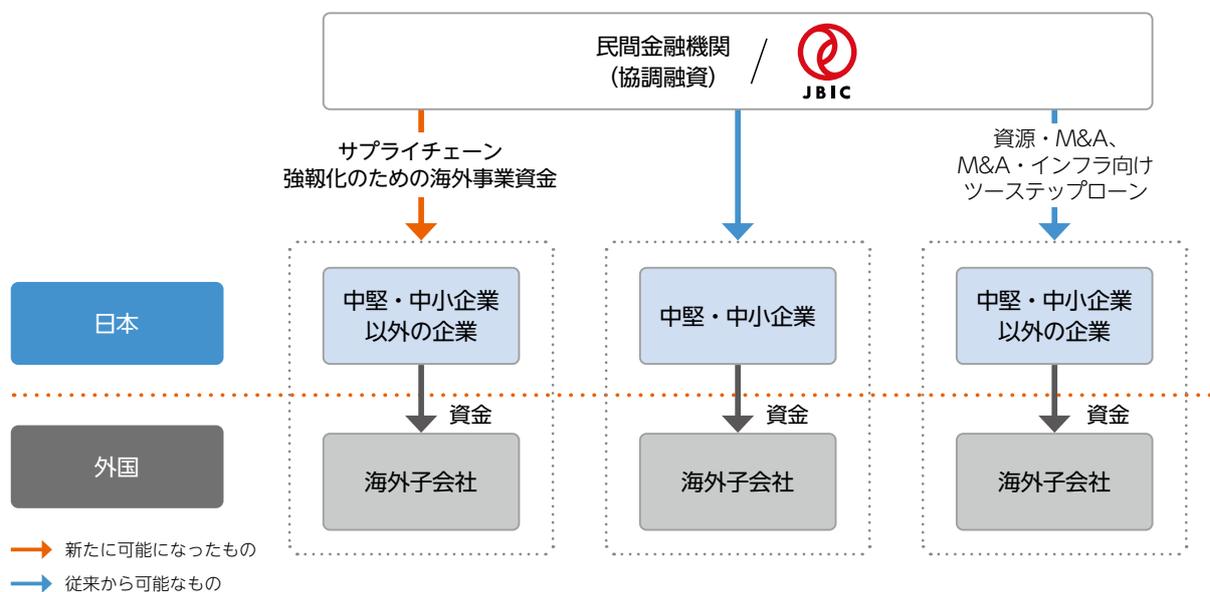
※「我が国にとって重要な資源」：石油、石油ガス、天然ガス、石炭、ウラン、金属鉱物、金属、磷鉱石、螢石、塩、木材、木材チップ、パルプ、バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガスおよび石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))をいう。)に由来する燃料、水素、燃料として使用されるアンモニア、その他の我が国にとって重要な資源。



③ サプライチェーン強靱化のための海外事業資金を対象とする国内融資

サプライチェーン強靱化

- 日本企業のサプライチェーンが国境を越えて面的に広がっている実態等を踏まえ、現行の資源、M&A、ツーステップローン等に加え、サプライチェーン強靱化のための海外事業資金を国内融資の対象に追加。
- 日本企業による、原材料等の製造・開発・輸送・調達から、製品の加工・組立て・輸送・販売まで、日本企業の海外サプライチェーンを上流から下流に亘って支援。



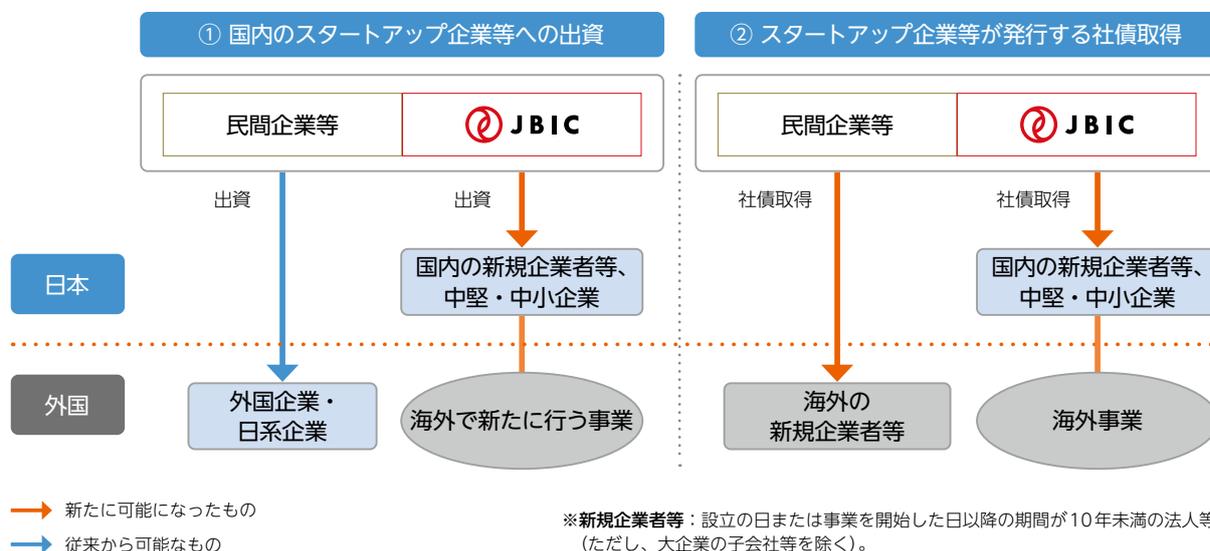
スタートアップ企業を含む日本企業のさらなるリスクテイクの後押し

- 海外事業を行う国内のスタートアップ企業 (設立または事業開始から10年未満の法人等) や中堅・中小企業への出資・社債取得等が可能になりました。
- 特別業務の対象分野に、資源開発事業、新技術・ビジネスモデル活用事業、スタートアップ企業への出資・社債取得を追加しました。

① 国内のスタートアップ企業等向け出資・社債取得

リスクテイク後押し

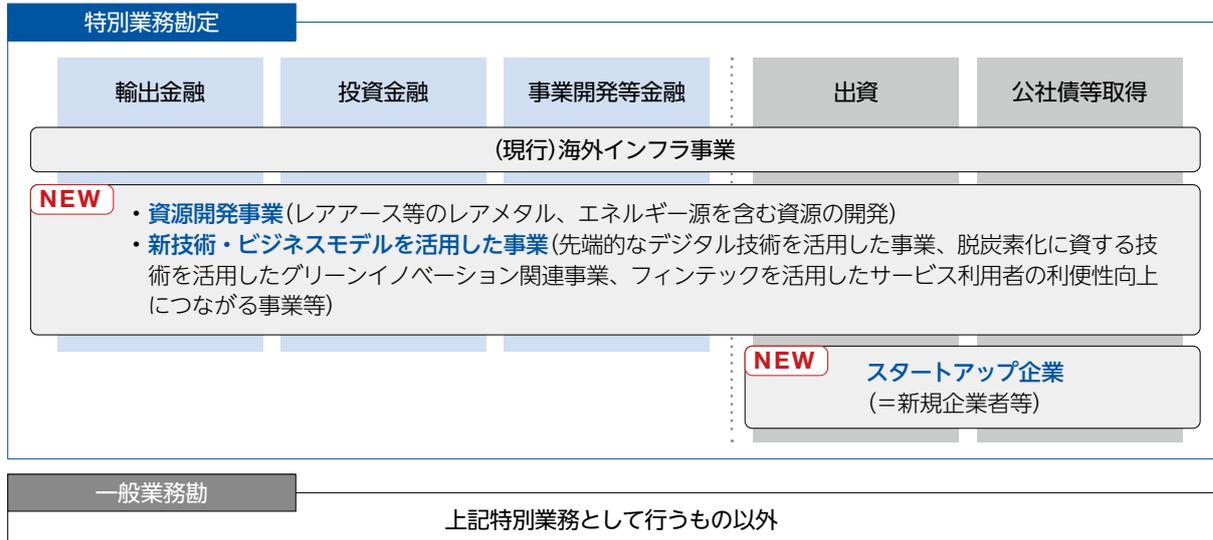
- 今後の成長が見込まれるスタートアップ企業 (=新規企業者等) や、国内での事業実績を経て海外展開を目指す中堅・中小企業の海外事業資金調達を支援するため、①国内のスタートアップ企業等への出資および②スタートアップ企業等が発行する社債取得を業務対象に追加。



② 特別業務の対象分野追加

リスクテイク後押し

- JBICは、海外インフラ案件について、更なるリスクテイクを可能とする「特別業務」を2016年10月より開始。一般業務および特別業務は、区分経理した上で勘定毎の「収支相償の原則」を規定する一方、特別業務については、リスクテイク機能を強化する観点から、個別案件毎の「償還確実性の原則」を免除している。
- 特別業務の対象分野に、「資源開発事業」、「新技術・ビジネスモデルを活用した事業」、および「スタートアップ企業への出資・社債取得」を追加し、日本企業の更なるリスクテイクを促進。



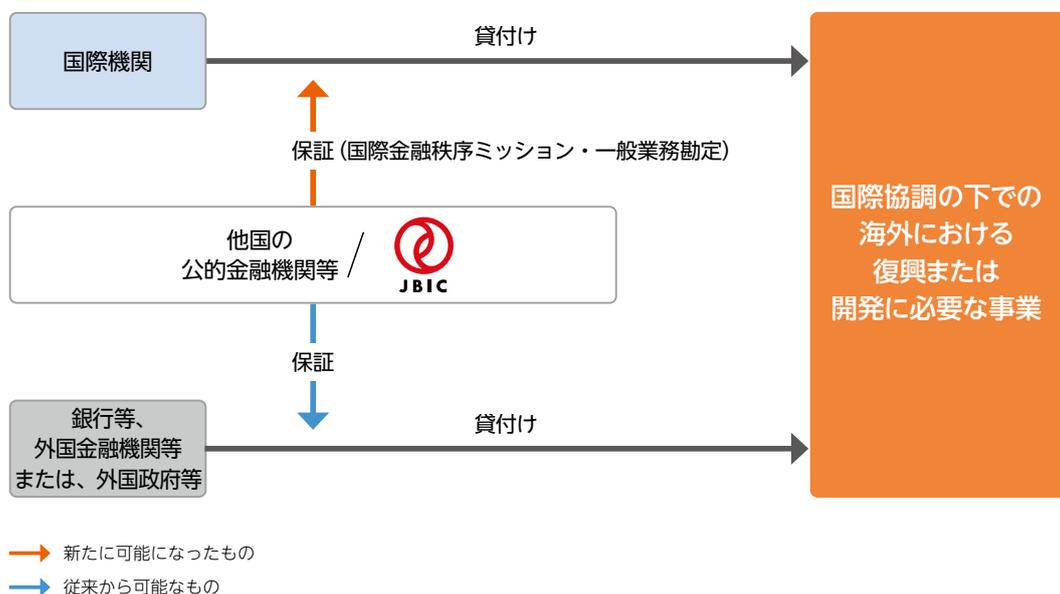
国際協調によるウクライナ復興支援への参画

- 国際金融機関によるウクライナ向け融資をJBICが保証可能になりました。

国際機関ローン保証業務

ウクライナ復興支援参画

- JBICによる貸付保証の対象に「国際機関による貸付け」を追加し、国際協調の下でのウクライナ復興支援等を念頭に置いた支援ツールを拡充。
- 「国際機関ローン保証」業務は「国際金融秩序維持ミッション(一般業務勘定)」で取り組む。



5. 役員等一覧 (2023年9月1日現在)

取締役



代表取締役総裁
林 信光



代表取締役副総裁
天川 和彦



代表取締役専務取締役
橋山 重人



常務取締役
大石 一郎



常務取締役
田中 一彦



常務取締役
谷本 正行

常務執行役員

常務執行役員

企画部門長

菊池 洋

常務執行役員

審査・リスク管理部門長

田中 英治

常務執行役員

財務・システム部門長

小川 和典

常務執行役員

資源ファイナンス部門長

天野 辰之

常務執行役員

インフラ・環境ファイナンス部門長

関根 宏樹

常務執行役員

産業ファイナンス部門長

佐々木 聡

常務執行役員

エクイティファイナンス部門長

内田 誠

取締役(非業務執行)



取締役会長
前田 匡史



取締役(社外取締役)
小泉 慎一



取締役(社外取締役)
川村 嘉則

監査役



常勤監査役
那須 規子



監査役(社外監査役)
土屋 光章



監査役(社外監査役)
本村 彩



6. 中期経営計画 (2021 ~ 2023 年度)

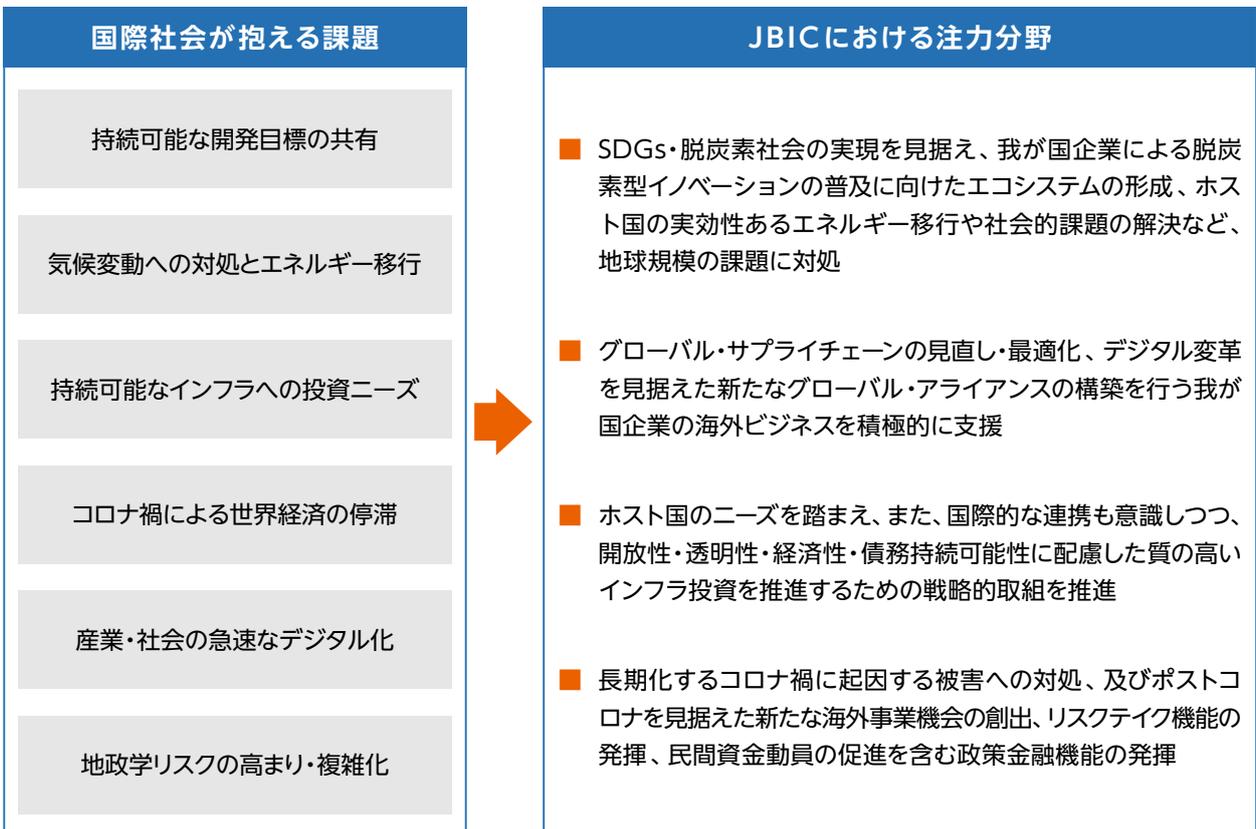
日本を含む多くの国・地域では、引き続きコロナ禍が経済に大きな影響を及ぼしている状況であり、同時に、ポストコロナを見据えた世界的な復興のためには、産業・社会の構造的な変革の必要性が明確になっています。国際社会では、気候変動問題に対処するための円滑なエネルギー移行の実現や、包摂的で持続可能な開発・成長の達成に向けた意欲的な取り組みが急務とされています。また、産業界では、新常态における消費ニーズや地政学リスクの高まりを視野に入れ、グローバル・サプライチェーンの見直し・最適化への動きが続くと同時に、急速なデジタル化・イノベーションの進展に適応するための国際的な連携が模索されています。

JBICはこうした課題に対処するため、2021~2023年度を対象とする第4期中期経営計画を2021年6月に策定しました。第4期中期経営計画においては、6つの重点取組課題を設定し、その下に17の取組目標を置いて、その目標達成に取り組んでいます。2年目の2022年度は、業務面では2年間の取り組みの成果が結実し始め、2021年度に目標を大きく下回った指標についても着実に成果が出始めた年度となりました。また、2023年4月に「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」が可決・成立し、重点取組課題Ⅳの取組目標④に、「本行機能強化を踏まえた政策金融機能発揮に向けた取り組み」という新目標を設定しました。

■ 第4期中期経営計画における業務の方向性

コロナ禍の蔓延により経済活動が未曾有の制約を受けた2020年度を経て、今後、世界経済が力強い回復を見せることが期待される中、国際社会は、①経済・社会・環境のバランスの取れた持続可能な開発・成長の模索、②脱炭素社会の実現に向けたエネルギー移行の加速、③デジタル化の進展による産業・社会構造の変化への対応

といった共通の課題を抱えています。こうした課題を踏まえ、JBICが政策金融の視点から注力すべきと考える分野は以下のとおりです。第4期中期経営計画では、こうした注力分野を取組目標に取り込み、その達成に向けた取り組みを進めていきます。



重点取組課題

JBICは、「国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展きます。」という企業理念の下、今後10年先を見据えたあるべき姿として、「海図なき世界情勢の中で、日本の力で未来を築く『羅針盤』でありたい。」という中長期ビジョンを掲げることとしました。第4期中期経営計画では、こうしたビジョンの下、SDGs・脱炭素社会の実

現に向けたイノベーションや、不可逆的に進展するエネルギー変革（Energy Transformation）・デジタル変革（Digital Transformation）を見据え、「変革の時代の羅針盤」をテーマに、6つの重点取組課題を設定し、その下に17の取組目標を置いて、それぞれの目標の達成に取り組んでいきます。

JBIC 中長期ビジョン
海図なき世界情勢の中で、日本の力で未来を築く「羅針盤」でありたい。

第4期 中期経営計画 変革の時代の羅針盤 (JBIC Compass 2.0)	重点取組課題 (業務分野)	(1) 国際経済社会の持続可能な発展に向けた地球規模の課題への対処 (2) 産業・社会構造の変革下における我が国産業の国際競争力強化支援 (3) 質の高いインフラ海外展開に向けた戦略的取組の推進 (4) 経済情勢の変化に即応した政策金融機能の発揮
	重点取組課題 (組織分野)	(5) 外部環境の変化に対応する業務体制の整備 (6) 新常態に対応する効率的な組織運営

具体的取組目標

重点取組課題		取組目標
業務 分野	1 国際経済社会の持続可能な発展に向けた地球規模の課題への対処	(1) 脱炭素社会の実現に向けたエネルギー変革への対応 (2) 社会的課題の解決に資する事業に対する支援
	2 産業・社会構造の変革下における我が国産業の国際競争力強化支援	(1) 国際的なサプライチェーンの強靱化・再構築への対処 (2) デジタル変革等に向けた我が国企業のM&A・技術獲得への支援
	3 質の高いインフラ海外展開に向けた戦略的取組の推進	(1) 我が国企業の強みを生かした海外インフラ事業への参画に対する支援 (2) 多国籍連携・国際金融機関等との連携の推進
	4 経済情勢の変化に即応した政策金融機能の発揮	(1) コロナ禍の影響を受けた海外事業に対する機動的対応 (2) 政策的重要性の高い国・地域に対する戦略的取組 (3) 中堅・中小企業支援を含む政策金融機関としての業務の着実な実施 (4) 政策金融としてのリスクテイク機能の強化 (5) 民間資金動員の更なる推進
組織 分野	5 外部環境の変化に対応する業務体制の整備	(1) ビジネス環境・顧客ニーズの変化に即した業務体制の整備 (2) 金利指標改革への適切な対応 (3) ウィズコロナ/ポストコロナ下における適切かつ効率的な審査・与信管理
	6 新常態に対応する効率的な組織運営	(1) 新常態に対応するデジタル環境の整備 (2) 多様な職員の能力と活力を引き出す人材育成と働き方改革の推進 (3) コンプライアンス態勢の実効性強化

■ 2022年度事業運営計画業務実績評価報告

JBICは、第4期中期経営計画において設けた個々の指標について、各年度に取り組むべき目標を「事業運営計画」として設定しています。2022年度事業運営計画に対する経営諮問・評価委員会の総評は以下のとおりです。

業務面では2年間の取り組みの成果が結実し始め、2021年度に目標を大きく下回った指標についても着実に成果が開始した年度となりました。組織面では、JBICの機能強化に係る一連の対応、サステナビリティ推進体制の構築と各種開示への対応、新入行員のオンボーディング支援充実等の第2期働き方改革基本計画関連諸施策の実施等、中長期的に組織を支える土台づくりにも対応しました。

重点取組課題：1

グリーンファイナンスおよびトランジションファイナンスの承諾件数は目標数に届かなかったものの、これまでの取り組みの成果が結実しつつあり、2021年度の実績と比して件数を伸ばした点は評価できます。ソーシャルインパクトファイナンスについては、2021年度に続いて承諾件数も目標達成しており、医療、フードバリューチェーン、都市交通、廃棄物処理・再利用等多様な分野への支援を行っている点を評価しました。

重点取組課題：2

過去2年間の取り組みが結実し、現地裾野産業支援について目標達成していること、また、海外先進技術等の獲得に資するM&A支援につき、スタートアップ企業向け支援や半導体バリューチェーン強じん化に資する案件を実施し、目標を達成していることを評価しました。我が国企業のサプライチェーン構築・再編に関する案件承諾件数は外部環境の変化もあり目標未達となりましたが、機能強化も踏まえ継続的に注力することを期待します。

重点取組課題：3

多国間連携案件について、2021年度比承諾案件は増えており、2年間の取り組みの成果が徐々に出てきているものとして評価します。世界各国の公的金融機関と協力し、再生可能エネルギー案件や送電網の強化案件等を実施しており、次年度も継続的な対応を期待します。

重点取組課題：4

アフリカ向け案件および特別業務案件について、2021年度に続いて目標を大きく下回りました。アフリカ向け案件については少しずつ実績が開始しており、特別業務案件も含め、難易度の高い課題ではありますが、粘り強く対応することを期待。政策的重要性の高い国・地域における案件については、アジアや中東欧地域における案件支援を実施。目標未達となりましたが、2021年度実績の1件から大きく実績を伸ばしたことを評価します。

重点取組課題：5

国際協力銀行法の改正に向けた取り組み、グローバル投資強化ファシリティの開始、先進国政令の改正等、JBICの機能強化に向けた一連の体制整備を実施したことを高く評価します。また、サステナビリティ統括部、サステナビリティアドバイザリー委員会、サステナビリティ委員会を新設し、サステナビリティ推進体制の強化を実現し、これらを活用しながら初めてのTCFD開示対応等を実施したこと、継続してグリーンボンドを発行したことについても評価します。

重点取組課題：6

電子決定システムの導入に向けた詳細検討など、業務の電子化に係る諸施策を実施し、また、新入行員のオンボーディング支援の充実、職員間コミュニケーション活性化の仕掛け導入、育児・介護に対応する職員向け制度の拡充等を行い、ポストコロナの効率的な業務推進およびさまざまな職員が活力をもって働ける環境実現に向けた取り組みを実施したことを評価します。

取組目標（業務分野）

重点取組課題：1 国際経済社会の持続可能な発展に向けた地球規模の課題への対応

取組目標：1 脱炭素社会の実現に向けたエネルギー変革への対応

- ① 世界の温室効果ガス削減及び我が国の脱炭素化に向けた新たなエコシステムの形成に貢献するため、再生可能エネルギー・省エネルギー、スマートエナジー（蓄電技術等）、グリーン・モビリティ、スマートシティ、水素の製造・輸送利活用推進等に関する事業へのファイナンスを通じ、温室効果ガス削減やグリーンイノベーションの普及を支援（グリーンファイナンス）

評価指標	3年通期目標	2021年度実績	2022年度実績
グリーンファイナンスによる案件の承諾件数	64	12	15
グリーンファイナンスによる案件の形成に係る取組件数	66	31	42

- ② ホスト国による持続可能なエネルギー移行へのエンゲージメントを図りつつ、環境負荷低減に資する事業の拡大に貢献するため、エネルギー転換、CCUS/カーボンリサイクル、アンモニア・水素混焼等に関する事業へのファイナンスを通じ、世界のエネルギー移行に向けた取組を支援（トランジションファイナンス）

評価指標	3年通期目標	2021年度実績	2022年度実績
トランジションファイナンスによる案件の承諾件数	19	4	6
トランジションファイナンスによる案件の形成に係る取組件数	45	22	15

取組目標：2 社会的課題の解決に資する事業に対する支援

- ① 健康・福祉・衛生の向上、雇用創出、持続可能な都市・居住空間の形成など、持続可能な成長に向けたホスト国の社会的課題解決への取組に貢献するため、医療環境の整備・拡充（感染症対策、病院・医療機器）、基礎的インフラへのアクセス（上下水道、地方電化・分散型電源、情報通信）、生活環境の整備（都市開発・防災、公共交通）、衛生環境の向上（廃棄物処理・再生利用、海洋プラスチックごみ対策）、食の安全・持続可能な食糧システム（フードバリューチェーン）など、ホスト国の社会的課題の解決に資する事業支援（ソーシャルインパクトファイナンス）

評価指標	3年通期目標	2021年度実績	2022年度実績
ソーシャルインパクトファイナンスによる案件の承諾件数	34	15	14
ソーシャルインパクトファイナンスによる案件の形成に係る取組件数	38	13	26

重点取組課題：2 産業・社会構造の変革下における我が国産業の国際競争力強化支援

取組目標：1 国際的なサプライチェーンの強靱化・再構築への対処

- ① 我が国企業によるグローバルなサプライチェーンの再編、及び新規市場開拓のための現地サプライチェーン構築に向けた取組に貢献するため、我が国企業による海外向け新規設備投資（事業拠点の移設、新設及び増設に係る投資）や現地裾野産業、海外の産業集積地におけるインフラ整備など、我が国企業によるグローバルなサプライチェーン強靱化・再構築を支援

評価指標	3年通期目標	2021年度実績	2022年度実績
我が国企業のサプライチェーン構築・再編に向けた新規投資案件の承諾件数	231	64	53
現地の裾野産業支援又は産業インフラ整備等に係る案件の承諾件数	6	0	2
現地の裾野産業支援又は産業インフラ整備等に係る案件の形成に係る取組件数	10	2	3

取組目標：2 デジタル変革等に向けた我が国企業のM&A・技術獲得への支援

- ① 急速なデジタル変革の進展に対応するためにビジネスモデルの再構築や先端技術の開発・獲得を行う我が国企業の取組を後押しするため、デジタル技術をはじめとする海外の先進的な技術・ノウハウの獲得などに対するファイナンスを通じ、デジタル変革期における我が国企業の国際競争力強化を支援

評価指標	3年通期目標	2021年度実績	2022年度実績
海外の先進的な技術等の獲得に向けたM&Aその他の取組に関する件数	25	6	12
民間金融機関を通じた海外の先進的な技術等の獲得に向けたM&A案件の承諾件数	22	0	3

重点取組課題：3 質の高いインフラ海外展開に向けた戦略的取組の推進

取組目標：1 我が国企業の強みを生かした海外インフラ事業への参画に対する支援

- ① ホスト国における債務持続可能性、プロジェクトのライフサイクルコストに照らした経済性などを確保し、環境・社会面での影響などに配慮した質の高い海外インフラの普及に貢献するため、我が国企業によるコアとなる技術の活用やO&M等への継続的関与などによる質の高い海外インフラ展開を支援

評価指標	3年通期目標	2021年度実績	2022年度実績
我が国企業のコア技術の活用やO&M等への継続的関与による海外インフラ展開案件の承諾件数	32	6	17
我が国企業のコア技術の活用やO&M等への継続的関与による海外インフラ展開案件の形成に係る取組件数（F/S実施、MOU又はLOI締結を含む）	36	39	25

取組目標：2 多国間連携・国際金融機関等との連携の推進

- ① 多様な資金の出し手との協調・連携を通じ、世界のインフラニーズに対応していくため、日米豪印を含む多国間連携や国際金融機関等との協調による案件の発掘・形成に向けた取組を推進

評価指標	3年通期目標	2021年度実績	2022年度実績
多国間連携等の取組や国際金融機関等との協調を行った案件の承諾件数	20	2	8

重点取組課題：4 経済情勢の変化に即応した政策金融機能の発揮

取組目標：1 コロナ禍の影響を受けた海外事業に対する機動的対応

- ① 危機対応業務(危機対応緊急ウインドウに基づく融資)の着実な実施
- ② 国際金融環境の変化への機動的な対応(適切な与信管理を含む)

取組目標：2 政策的重要性の高い国・地域に対する戦略的取組

- ① 政策的重要性の高い国・地域における出融資保証案件の組成に向けた戦略的取組(多国間連携による取組やアフリカ向け事業支援の拡充を含む)

評価指標	3年通期目標	2021年度実績	2022年度実績
政策的重要性の高い国・地域における案件の承諾件数	17	1	6
政策的重要性の高い国・地域における案件(多国間連携を含む)の形成に係る取組件数	19	13	25
アフリカ向け案件の承諾件数	27	0	3

取組目標：3 中堅・中小企業支援を含む政策金融機関としての業務の着実な実施

- ① 重要資源の確保や我が国産業界の海外展開支援など政策金融の着実な実施
- ② 地域金融機関をはじめとする民間金融機関との連携強化や情報発信等を通じ、中堅・中小企業の海外進出を支援

評価指標	3年通期目標	2021年度実績	2022年度実績
重要資源の確保及び我が国産業界の海外展開支援に係る案件の承諾件数	74	41	18
中堅・中小企業の海外展開支援に資する情報発信や地域金融機関等との連携を通じたマッチングイベント等の開催件数	150	61	63
中堅・中小企業向け案件の承諾件数	242	117	64

取組目標：4 政策金融としてのリスクテイク機能の強化

- ① 特別業務の活用等によるリスクテイク機能の強化、及び現地通貨建融資等を活用したファイナンス手法の多様化
- ② 政策金融機関としての対外交渉力・対外発信力の強化
- ③ 本行機能強化を踏まえた政策金融機能発揮に向けた取り組み(2023年度新規設定)

評価指標	3年通期目標	2021年度実績	2022年度実績
特別業務による案件の承諾件数	11	1	0
エクイティ・メザニンファイナンス等による案件の承諾件数	12	2	3
現地通貨建てファイナンスによる案件の承諾件数	57	46	28

取組目標：5 民間資金動員の更なる推進

- ① 本行の出融資保証業務及び貸付債権の流動化を通じ、民間事業投資及び民間金融機関による融資を含む民間資金の動員を積極的に推進

評価指標	3年通期目標	2021年度実績	2022年度実績
出融資保証業務又は債権流動化において協調した民間金融機関数	70	60	19
案件承諾時における債権流動化施策を含む民間資金動員に向けた取組の実施件数	10	2	3
債権流動化の実施件数	4	0	4

取組目標 (組織分野)

重点取組課題：5 外部環境の変化に対応する業務体制の整備

取組目標：1 ビジネス環境の変化への対応を可能とする業務体制の整備

- ① ビジネス環境・顧客ニーズの変化、SDGs・気候変動問題への対処、ESG投資に関する世界的潮流等の外部環境を踏まえた業務体制の整備

取組目標：2 金利指標改革への適切な対応

- ① 出融資保証業務における代替金利指標への円滑な移行、システム改修・与信事務プロセスの見直しを含む金利指標改革(LIBOR廃止)への適切な対応

取組目標：3 ウィズコロナ/ポストコロナ下における適切かつ効率的な審査・与信管理

- ① リモート環境の制約下における適切かつ効率的な審査・与信管理の実施
- ② コロナ禍の長期化や金利指標改革等の国際情勢・社会環境の変化に対応するリスク管理

重点取組課題：6 新常態に対応する効率的な組織運営

取組目標：1 新常態に対応するデジタル環境の整備

- ① 業務プロセスの迅速な見直し・改善及び電子化、RPAの効果的活用
- ② リモートワークの常態化を見据えた情報システムのユーザ利便性向上に向けた機能強化、及び情報システムの安定性・安全性の確保

取組目標：2 多様な職員の能力と活力を引き出す人材育成と働き方改革の推進

- ① 職員の多様性を活力とする組織文化の醸成と自律的なキャリア形成・能力開発の支援
- ② 職員が活力を持って持続的に働ける環境の向上に向けた取り組み

取組目標：3 コンプライアンス態勢の実効性強化

- ① 実効性と効率性を両立したコンプライアンス態勢の整備

■ 評価の枠組

評価の決定

中期経営計画及び中期経営計画において定める重点取組課題に沿って各年度の具体的な目標を定める事業運営計画の評価（重点取組課題毎の総合評価）は、経営諮問・評価委員会において決定されます。経営諮問・評価委員会は、JBICの業務及び運営の状況や、JBICの経営に関して取締役会が諮問する事項等に関して評価・助言を行う委員会として、JBICの外部委員及び社外取締役により構成されています（P97参照）。

本中期経営計画の策定に際しても、経営諮問・評価委員会の助言を得ています。

評価方法

中期経営計画及び事業運営計画に基づく実施状況に対する経営諮問・評価委員会が策定した評価方法は以下のとおりです。

■ 評価の単位

各重点取組課題の下に設ける評価指標（定量又は定性により目標設定）ごとに、設定した目標に対する達成状況を下掲の評価基準に基づき、1～5の5段階で評価し、評価点を付与します。

■ 重点取組課題の評価点の算出

各評価指標の評価点を、当該評価指標のウエイトに基づき加重平均することにより、重点取組課題の評価点を算出します。評価指標のウエイトは、各々の課題の特性（政策的重要度・難易度等）を勘案して決定します。

■ 総合評価

重点取組課題の評価点に対し、ノッチ調整の可否を検討します。ノッチ調整は、①承諾済み案件に係る取組の質、②期中の状況変化に応じた取組の成果・反省、及び③当初目標設定していなかった取組に係る成果を勘案の上、±0.5点又は±1点の単位で行います。重点取組課題の総合評価は、ノッチ調整後の評価点に基づき、下掲の換算基準を用いて付与されます。

■ 対外公表

重点取組課題ごとの評価点・総合評価（S/A/B/C/D）を、評価内容のサマリーとともに公表します。あわせて、計画策定時に公表した定量指標についても、その達成状況を公表します。

定量指標の評価基準		定性指標の評価基準	
達成度	評価点	内容	評価点
125%以上～	5	目標として掲げた取組内容を上回って達成	5
100%以上～125%未滿	4	目標として掲げた取組内容を十分達成	4
75%以上～100%未滿	3	目標として掲げた取組内容を概ね達成	3
50%以上～75%未滿	2	目標として掲げた取組内容をある程度達成	2
～50%未滿	1	目標として掲げた取組内容を達成できなかった	1

総合評価の換算基準		
内容	総合評価	評価点
特に優れている	S	4.5以上～
優れている	A	3.5以上～4.5未滿
標準	B	2.5以上～3.5未滿
標準を下回る	C	1.5以上～2.5未滿
標準をかなり下回る	D	～1.5未滿

7. サステナビリティ

サステナビリティの実現に向けた取組方針

国際経済社会は、気候変動への対処や経済・社会・環境のバランスの取れた持続可能な開発・成長の模索といった共通の課題を抱えています。こうした課題に対し、第4期中期経営計画等における取り組みを推進することにより、国際経済社会の持続可能な発展や地球規模課題の解決というグローバルなサステナビリティ、そして国家および人々の多様性や濃淡を内包する「カラフルな世界」の実現に向け、ステークホルダーの皆様とともに取り組んでいきます。

JBICは2021年10月28日、COP26の開催に先立ち、JBIC ESGポリシーを公表し、2050年までの投融资ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロの達成を追求していくこと等を表明しました。

ホスト国政府等との継続的なエンゲージメントを通じ、新興国・途上国のエネルギー転換を加速させ、世界全体でのカーボンニュートラル実現に貢献していきます。

なお、2022年10月にはJBICとして初めてTCFD提言を踏まえた情報開示を実施しています。

また、2023年4月にはJBIC人権方針を公表し、組織としての人権尊重に対するコミットメントを示したうえで、顧客およびサプライヤーによる人権尊重への期待も表明しました。

JBICは日本の公的金融機関として、気候変動対応や人権尊重をはじめとする地球規模課題への取り組みを通じて、サステナビリティの実現を推進していきます。



■ 出融資等を通じた脱炭素社会の実現に向けたエネルギー変革への対応

グリーンファイナンス 温室効果ガス削減やグリーンイノベーションの普及を支援

トランジションファイナンス エンゲージメントを図りつつ世界のエネルギー移行に向けた取り組みを支援

■ 環境社会配慮ガイドライン※に沿った自然環境等への配慮を確認

■ グリーンボンドの発行

※ 環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン



■ 出融資等を通じた社会的課題解決に資する事業に対する支援

ソーシャルインパクトファイナンス

持続可能な成長に向けた社会課題の解決に資する事業支援

■ 環境社会配慮ガイドラインに沿った地域社会等への配慮確認

■ 多様な職員の能力と活力を引き出す人材育成と働き方改革の推進

職員の多様性を活力とする組織文化の醸成

自律的なキャリア形成・能力開発の支援

職員が活力をもって持続的に働ける環境の整備



■ サステナビリティ推進体制の強化

■ コンプライアンス態勢の実効性強化

■ 外部イニシアチブへの参加

TCFD提言等に基づく適切な開示

さまざまなステークホルダー

株式会社国際協力銀行ESGポリシー

1. サステナビリティの実現に向けた取組方針について

- 現在、国際経済社会は、気候変動への対処や経済・社会・環境のバランスの取れた持続可能な開発・成長の模索といった共通の課題を抱えています。こう

した課題を踏まえ、JBICは、2021年6月に公表した第4期中期経営計画の重点取組課題の一番目の柱として、「国際経済社会の持続可能な発展に向けた地球規模の課題への対処」を掲げました。当該重点取組課題のもと、グリーンファイナンス、トランジ

ションファイナンス、ソーシャルインパクトファイナンスによる金融面での支援を通じ、グローバルアジェンダの解決に積極的に取り組んでいきます。組織面では、第4期中期経営計画および第2期働き方改革基本計画に基づき、職員の多様性を活力とする組織文化の醸成、自律的なキャリア形成・能力開発の支援、職員が活力をもって持続的に働ける環境の整備等に取り組んでいきます。

- また、JBICは、日本企業および国際経済社会の脱炭素化・SDGs推進に向けた取り組みを積極的に支援し、その取り組みの成果をステークホルダーに対して適切に開示・公表するなど、JBICとしてのサステナビリティ推進体制の強化を図るため、今後、組織体制に関し、所要の見直しを実施していきます。
- JBICは、これまで培ってきたステークホルダーとの関係や海外ネットワーク、政策金融機関としてのリスクテイク機能を生かし、第4期中期経営計画等における取り組みを推進することにより、中長期ビジョンとして掲げる「日本の力で未来を築く羅針盤」としての役割を果たすことを目指し、国際経済社会の持続可能な発展や地球規模課題の解決というグローバルなサステナビリティの実現に向け、積極的に貢献していきます。

2. 気候変動問題への対応方針について

- サステナビリティのうち、気候変動問題への対応は国際経済社会にとって特に喫緊の課題となっています。2015年12月に採択されたパリ協定を契機として、世界的に気候変動問題への対応が加速しており、日本政府は、2020年10月に2050年までに温室効果ガス排出量を全体としてゼロとすることを目指すカーボンニュートラル宣言を行いました。パリ協定の実現に向けては、先進国だけでなく、新興国・途上国における脱炭素社会に向けたエネルギー転換が急務になっています。
- JBICは、こうした昨今の国際経済社会の気候変動問題に対する急速な取り組み強化の潮流や日本政府の方針を踏まえ、2021年10月31日より開催される第26回気候変動枠組条約締約国会議(COP26)の開催に先立ち、以下のとおり、気候変動問題に対する今後の対応について公表しました。JBICは今後も日本の公的金融機関として、日本政府の政策等に基づき、気候変動問題に関する取り組みを金融面から

積極的に支援していきます。

(1) パリ協定の国際的な実施に向けた貢献

- JBICは、パリ協定の国際的な実施に向け、2030年までの自らの温室効果ガス(GHG)排出量ネットゼロの達成、2050年までの投融资ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロの達成を追求していきます。また、ホスト国政府等との継続的なエンゲージメントを通じ、新興国・途上国における脱炭素社会に向けたエネルギー転換を加速させ、世界全体でのカーボンニュートラル実現に貢献していきます。

(2) 気候変動関連ファイナンスの強化

- パリ協定が掲げる目標の達成には巨額の資金が必要となることから、民間資金動員も含め、資金フローを脱炭素化に向けて適合させていく必要があります。JBICとしては、政策金融機関としてのリスクテイク機能や対外交渉力の発揮・強化を通じ、グリーンイノベーションの促進とともに、ホスト国政府等とのエンゲージメントや多国間連携による、新興国・途上国のエネルギー転換の加速を後押ししていきます。さらには、気候変動問題に係る情報発信、グリーンボンドの発行などの取り組みにより、世界の脱炭素化に向けた動きを金融面からリードしていきます。
- また、2021年6月の主要7カ国首脳会議(G7サミット)における合意に従い、排出削減措置のない石炭火力発電への支援を停止するとともに、新技術の活用によるクリーンな発電への移行につながる取り組みを後押ししていきます。

(3) TCFD提言に基づく気候関連情報開示の推進

- JBICは、気候関連財務情報開示の重要性を認識し、2019年10月に、金融安定理事会(FSB)が設置したタスクフォース(気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD))の趣旨に賛同を表明しており、TCFD提言に賛同する企業等が一体となって議論する場として設立されたTCFDコンソーシアムにも参画しています。今後、TCFDのフレームワークを踏まえた情報開示を推進していきます。

(4) 環境社会に配慮した出融資等の取り組み

- JBICは、1999年に「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を制定・公表して以来、同

ガイドラインに基づき、出融資等の対象となる全てのプロジェクトにおいて、環境や地域社会に与える影響への適切な配慮がなされていることを確認してきました。今後も、環境社会配慮全般に関する国際的枠組みや「公的輸出信用と環境社会デューデリ

ジェンスに関するコモンアプローチ」に関する経済協力開発機構（OECD）での議論等を踏まえつつ、広範なパブリック・コンサルテーション等を通じた議論も経た上で、適時に見直しを行い、国際経済社会の環境変化を先取りした取り組みを継続していきます。

株式会社国際協力銀行人権方針

人権尊重へのコミットメント

JBICは、日本および国際経済社会の健全な発展に寄与するという目的を実現する上で「国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展きます。」という企業理念を掲げています。こうしたなか、人権の尊重は重要な課題であることを認識し、本人権方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、人権尊重に取り組むことを誓約します。

JBICは、人権に関する国際的な規範として「世界人権宣言」、「国際人権規約」、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」「ビジネスと人権に関する指導原則」を尊重します。法令規範は国・地域によって異なりますが、JBICは各国・地域の法令規範を遵守した上で、人権に関する国際的な規範を尊重するための方法を追求します。

適用範囲

本方針を踏まえ、JBICの役職員（役員及び従業員）は人権を尊重します。

また、JBICは、物品及びサービスのサプライヤー（以下「サプライヤー」といいます。）及び顧客に対しても、本方針の考え方を共有し、人権尊重に取り組むことを期待します。

JBICの役職員

JBICの役職員は、基本的な人権擁護の精神に則り、行動することが求められています。顧客やサプライヤーに接するときは、相手の人権を尊重し、公正に業務を遂行します。

JBICは、人種、国籍、出身地、性別、年齢、宗教、信条、障がい等によるあらゆる差別的な取扱いを禁止し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントその他のハラスメント行為及び強制労働や児童労働、人身取引等の人権侵害を容認せず、また、従業員の結社の自由及び団体交渉権を尊重します。

サプライヤーとの協調

JBICは、プライバシーポリシーに基づいて適切にサプライヤーの個人情報を取り扱うほか、サプライヤーに対する差別的な取扱いがないように努めるなど、サプライヤーとの関係において人権を尊重します。

また、JBICは、サプライヤーとも本方針の考え方を共有し、サプライヤーによる人権尊重を期待します。

顧客との協調

JBICは、顧客に提供する商品やサービスに関連して、プライバシーポリシーに基づいて適切に顧客の個人情報を取扱うほか、顧客に対する差別的な取扱いがないように努めるなど、顧客との関係においても人権を尊重します。

また、JBICは、顧客とも本方針の考え方を共有し、顧客にも人権尊重を期待します。

顧客との取引にあたっては、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（以下「環境ガイドライン」といいます。）を制定しており、環境ガイドラインに沿って、プロジェクト実施主体者により、人権配慮も含め、適切な環境社会配慮がなされていることを確認し、出融資・保証（以下「出融資等」といいます。）の意思決定に反映します。出融資等の意思決定以降においても、必要に応じ、環境社会配慮が確実に実施されるようモニタリングや働きかけを行います。

救済措置へのアクセス

JBICは、提供する商品・サービスが人権に対する負の影響を引き起こしたあるいはこれに関与したことが明らかになった場合、救済に向け適切に対応します。

JBICは、JBIC内部で生じた負の影響を受けた被害救済のために内部通報窓口（コンプライアンス・ヘルプライン）を設置しています。また、JBICの役職員を対象としたハラスメント相談窓口及び海外駐在員事務所のローカルスタッフ向けに特化したコンプライアンス相談窓口

も設置しています。

サプライヤーや顧客からの苦情等については、各部門・部室等の担当者のほか、苦情等受付窓口（法務・コンプライアンス統括室宛）でも受け付けております。

また、環境ガイドラインでは地域住民等のステークホルダーからの苦情の早期受付及び解決促進のため、プロジェクト実施主体者に苦情受付窓口の設置を奨励しています。

ガバナンス・管理体制

本方針は、JBICの取締役会にて決定され、必要に応じ見直しを行います。

教育啓発活動

JBICは、本方針を役職員に周知徹底し、役職員に対する人権研修の実施等を通じて、人権課題に関する正しい理解と認識を共有するよう努めます。

ステークホルダーエンゲージメント

JBICは、人権に関する取り組みを適切に情報開示し、ステークホルダーに理解頂くよう努めます。

また、JBICは環境ガイドラインに関する異議申立手続を導入し、JBICの出融資等担当部署から独立した機関として「環境ガイドライン担当審査役」を設置しています。環境ガイドライン担当審査役は、環境ガイドラインの不遵守を理由として生じたプロジェクトに関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、その迅速な解決のため、当事者の合意に基づき当事者間の対話を促進します。

■ 環境に関するJBICの歩み

1990年代より、気候変動問題に関する国際的な議論や日本政府の方針を踏まえ、新たな支援メニューの創設や推進体制を整備するなどの取り組みを行ってきました。

今後も日本政府の政策等に基づき、気候変動問題等に対する取り組みを金融面から積極的に支援していきます。



■ グリーンファイナンス業務実績事例

脱炭素社会の実現に向けたエネルギー変革への取り組みとして、グリーンファイナンス、トラジションファイナンスを推進しています。

再生可能エネルギー・省エネルギー

インド国営企業による太陽光発電事業を支援

Point 2023年3月、JBICは、インドの国営企業SJVN Limitedとの間で、太陽光発電事業を行う資金として90億円を限度とする貸付契約を結びました。本融資は(株)三菱UFJ銀行、(株)山陰合同銀行との協調融資(総額150億円)で、JBICは民間金融機関の融資部分に保証を提供します。

経済成長が続くインドでは、急増する電力需要をまかなう発電設備の整備とともに、世界3位のCO₂排出量の削減など気候変動対策が急務となっています。インド政府は、2047年の独立記念日までの「エネルギーの自立」、「2070年カーボンニュートラル」を宣言。その一環として、2030年までに電力の50%を非化石燃料由来とする目標を掲げ、再生可能エネルギーの導入やEV(電気自動車)の普及促進などを推進しています。

これに応じて、SJVNは、太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー事業を強化しています。今回の融資は、SJVNと子会社がインド国内で太陽光発電事業を行うための資金を提供するものです。

本融資は、インド政府およびSJVNが進める地球環境保全に貢献する取り組みへの支援にとどまらず、日本とインドの2国間の関係向上にも貢献するものです。



SJVNとの調印式

再生可能エネルギー・省エネルギー

エジプトの陸上風力発電事業にプロジェクトファイナンス

Point 2022年11月、JBICは、住友商事(株)等が出資するエジプト法人AMUNET WIND POWER COMPANY S.A.E.(AMUNET)と、陸上風力発電事業を対象として、約2億8,100万米ドルを限度とするプロジェクトファイナンスによる貸付契約を結びました。本融資は、国際金融公社(IFC)、(株)三井住友銀行、三井住友信託銀行(株)などとの協調融資(総額約5億1,800万米ドル)です。

本プロジェクトは、AMUNETがスエズ湾沿いの紅海県に約500MWの陸上風力発電所を建設・所有・運営し、完工後25年間にわたりエジプト送電会社に売電する事業です。

エジプト政府は、再生可能エネルギー由来の発電設備を増強することで2030年までに温室効果ガス排出量の30%削減を掲げており、本プロジェクトを通じてエジプト政府のエネルギー移行への貢献が見込まれます。なお、JBICは2020年にIFCと業務協力協定を結んでおり、本融資は当該協定締結後、両機関による初めての協調案件となりました。

また、今回の融資は、ホスト国のエネルギー政策に適合する質の高いエネルギー・電力インフラへの支援を掲げる日本政府の方針にも沿うもので、日本企業が事業参画する海外インフラ事業を金融面から支援するものです。さらに、2022年の第8回アフリカ開発会議(TICAD 8)において、日本政府が表明した国際開発金融機関との連携を含めた「アフリカ・グリーン成長イニシアティブの推進」にも適合するものです。



(左) AMUNETとの調印式の様子 (右) プロジェクト予定地

インドネシア国営石油会社の再生可能エネルギー事業を支援

Point 2022年12月、JBICは、インドネシアの国営石油会社プルタミナとの間で、再生可能エネルギー事業に必要な資金として3,000万米ドルを限度とする貸付契約を結びました。本融資は、(株)三菱UFJ銀行、(株)千葉銀行との協調融資(総額5,000万米ドル)で、JBICは民間金融機関の融資部分に保証を提供します。

インドネシア政府は、2030年までに温室効果ガス排出量を少なくとも約32%削減し、2060年までにカーボンニュートラルを達成する国家目標を表明しています。これを受け、プルタミナは、既存事業における脱炭素化と併せて、クリーンエネルギー分野の新規事業に注力しています。

今回の融資は、2022年11月に日米はじめパートナー国とインドネシア政府との間で合意された「公正なエネルギー移行パートナーシップ」、日本とインドネシア両国政府が発表した「アジア・ゼロエミッション共同体構想」に対応するものです。また、JBICとプルタミナは、2022年11月にクリーンエネルギー分野における協力の強化を目的とした覚書を結んでおり、その趣旨にも合致します。JBICは、今後もインドネシア政府とプルタミナが進める地球環境保全に貢献する取り組みを支援していきます。



調印式の様子

UAEの超高压直流海底送電事業にプロジェクトファイナンス

Point 2022年9月、JBICは、九州電力(株)等が出資するアラブ首長国連邦(UAE)法人ABU DHABI OFFSHORE POWER TRANSMISSION COMPANY LIMITED L.L.C.との間で、超高压直流海底送電事業を対象に、約12億100万米ドルを限度とするプロジェクトファイナンスによる貸付契約を結びました。本融資は、韓国輸出入銀行、(株)みずほ銀行、(株)三井住友銀行などとの協調融資(総額約32億100万米ドル)です。

本プロジェクトは、UAEのアブダビ首長国の国営石油会社(ADNOC)が所有する油・ガス田開発基地2カ所とアブダビ本土を結ぶ超高压直流海底送電システムを建設・所有・操業し、完工後35年間にわたりADNOCより送電料金の支払いを受ける事業です。

ADNOCおよびUAE政府は、それぞれ2045年、2050年までにネットゼロ達成をコミットしています。本プロジェクトは、アブダビ本土で効率的に発電された電力を海上にある油・ガス田開発基地に供給することで温室効果ガス排出削減に貢献します。JBICは、2021年11月に脱炭素・エネルギートランジション分野やエネルギー効率化分野において、ADNOCと日本企業との協業の促進を目的とする業務協力協定を結んでおり、本プロジェクトはその一環となるものです。

また、日本政府は、ホスト国のエネルギー転換・脱炭素化に向けて質の高いエネルギー・電力インフラに対する金融支援方針を掲げています。本融資はこうした施策に応え、日本企業が参画する海外インフラ事業の支援を通じて日本の産業の国際競争力の維持・向上に貢献します。



油・ガス田開発基地



超高压直流海底送電システム

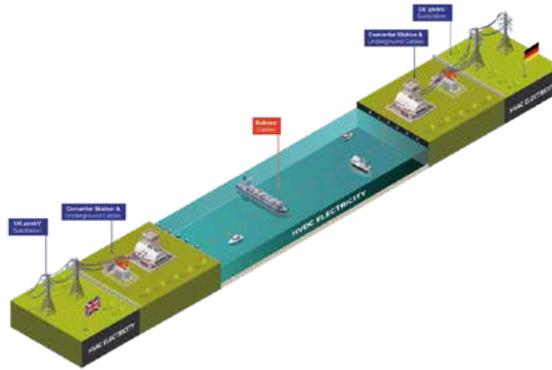
英独国際連系線事業にプロジェクトファイナンス

Point 2022年7月、JBICは、関西電力(株)等が出資する英国、ドイツ、オランダの3法人との間で、英独国際連系線事業を対象として、約2億7,000万英ポンドおよび約1億5,600万ユーロを限度とするプロジェクトファイナンスによる貸付契約を結びました。欧州投資銀行、(株)三井住友銀行、(株)みずほ銀行などとの協調融資(総額約10億6,900万英ポンドおよび約9億1,000万ユーロ)です。

本プロジェクトは、英国東部とドイツ北部を結ぶ総延長約720km、送電容量1,400MWの海底高圧直流連系送電システムを建設し、25年間にわたり運営するものです。関西電力は、日本での海底高圧直流送電の実績をもとにプロジェクトに参画し、さらなる高度な技術・ノウハウを蓄積して今後の事業に生かすことにしています。

また、日本政府は「エネルギー基本計画」において、先進国間でのカーボンニュートラル実現に向けたエネルギー・環境技術分野でのイノベーション推進等と連携・協力する方針を掲げており、本融資はこうした施策に沿うものです。日本企業が出資者として事業参画し、長期にわたる海外インフラ事業を金融面から支援することで、日本の産業の国際競争力の維持・向上に貢献します。

なお、JBICと欧州投資銀行は、2021年10月にEU・日本が主導的役割を果たす環境・気候変動などの分野での連携強化を目的とする業務協力協定を結んでおり、今回のプロジェクトは当該業務協力協定締結後、最初の協調案件となります。

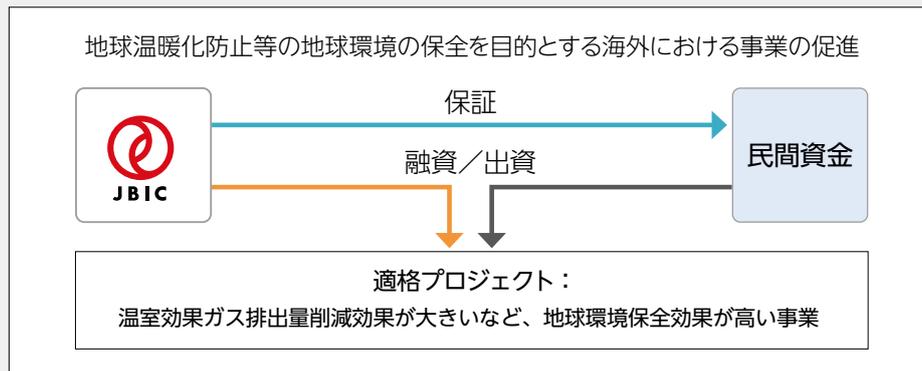


地球環境保全業務 (GREEN) について

JBICは、高度な環境技術を活用した太陽光発電やエネルギー効率の高い発電所の整備、省エネ設備の導入等の高い地球環境保全効果を有する案件に対して、民間資金の動員を図りつつ、融資・保証および出資を通じた支援「地球環境保全業務(Global action for Reconciling Economic growth and ENvironmental preservation:GREEN)」を行っています。GREENは、国

際的にも高く評価される日本の先進技術の世界への普及にも留意しつつ、主として温室効果ガスの大幅な削減が見込まれる案件等に対する地球環境保全効果に着目した支援を行っています。

JBICは、日本企業のノウハウやその技術を広く活用しつつ、地球環境保全に資するインフラ海外展開等を推進していきます。



環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン

環境や人権への世界的な関心が高まる中、特に海外事業においては環境社会影響に関するリスクマネジメントが不十分なために事業の実施に重大な影響が出たり、社会的なレピュテーション・リスクを負う事例も少なくありません。

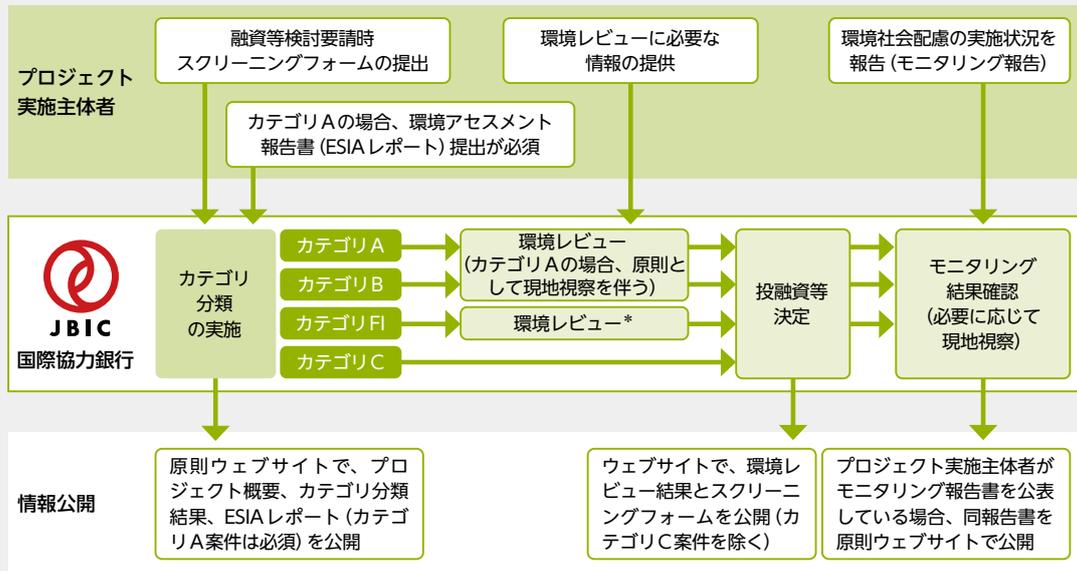
JBICでは、このような状況の下、業務遂行にあたり「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(環境ガイドライン)に基づいて、JBICの投融資等の対象となるすべてのプロジェクトにおいて、地域社会や自然環境に与える影響に配慮して事業が行われていることを確認しています。

環境ガイドラインは、JBICが実施する環境社会配慮確認の手続き、判断基準、投融資等の対象となるプロジェクトに求められる環境社会配慮の要件を定めたもので、JBICはプロジェクトの実施主体者による環境社会配慮が適切でないと判断した場合は、その是正を働きかけ、それでも適切に実施されない場合は、投融資等の実行を差し控えたり、借入人に期限前償還を求めることがあります。

また、原子力プロジェクトに関しては、2017年12月に制定した「原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針」に基づいて、プロジェクト固有の事項について、プロジェクト実施者等による情報公開および住

環境社会配慮確認手続き

環境社会配慮確認は、投融資等決定前に対象プロジェクトを環境への影響の程度に応じてカテゴリ分類する『スクリーニング』、環境社会配慮の適切性について確認を行う『環境レビュー』を経て、投融資等の決定後実際の影響を確認する『モニタリング結果の確認』という流れで行われます。



* カテゴリFIの場合、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて環境ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認する。

スクリーニングにおいては、プロジェクト実施主体者等から提供される情報に基づき、プロジェクトの環境に及ぼす影響の大きさ等に応じ、次の4つのカテゴリに分類します。

カテゴリA	環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクト
カテゴリB	環境への望ましくない影響が、カテゴリAプロジェクトに比して小さいと考えられるプロジェクト
カテゴリC	環境への望ましくない影響が最小限かあるいは全くないと考えられるプロジェクト
カテゴリFI	JBICの投融資等が金融仲介者等に対して行われ、JBICの投融資等承諾後に、金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を行い、JBICの投融資等承諾前にサブプロジェクトが特定できない場合で、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される場合

民参加配慮が適切になされていることを確認することとしてしています。

なお、環境ガイドラインでは、施行5年経過後に、5年間の実施状況についての確認を行い、これに基づき包括的な検討を行い、その結果、必要に応じて改訂を行うことが定められています。JBICは、2015年の環境ガイドライン施行から5年経過後の2020年からその改訂作業に取り組み、広く一般に周知のうえ、2022年5月に環境ガイドラインを改訂しました。改訂にあたって、JBICは、透明性の高い開かれたプロセスを確保するため、2021年2月か

ら2022年2月まで、計10回にわたりコンサルテーション会合を開催し、改訂案に対するパブリック・コメントを経て、2022年5月に環境ガイドラインを改訂、2022年7月に施行しました。また、環境ガイドラインの改訂に合わせて「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインおよび原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針に基づく異議申立手続要綱」(異議申立手続要綱)も改訂し、現在の異議申立手続要綱は、環境ガイドラインと同じく、2022年5月に改訂、2022年7月に施行したものです。

■ グリーンボンド

JBICは、グリーンファイナンスを通じた持続可能な社会・環境の実現に貢献することを目指しており、グリーンファイナンスに必要な資金を調達することを目的として、2022年1月に日本の政府保証外債として初のグリーンボンドを発行しました。また、2022年10月には2回目のグリーンボンドも発行しています。グリーンボンドによ

り調達した資金は再生可能エネルギーをはじめとする適格資産に充当されます。

なお、グリーンボンドは、市場でのシェア・知名度が高いサステナビリティス社よりセカンド・パーティ・オピニオンを取得した厳格なフレームワークに基づいて発行しています。

■ 発行概要

	第1 (JBIC50)	第2 (JBIC55)
保証体	日本国政府	
通貨	米ドル	
年限	5年	
クーポン	1.625%	4.375%
発行額	5億米ドル	

■ 資金使途対象案件

- 再生可能エネルギー (アフリカ風力、東南アジア地熱等)
- グリーン交通 (欧州高速鉄道)

■ 地域別販売状況

・第1次グリーンボンド (JBIC50)

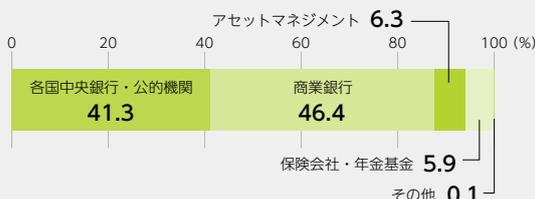


・第2次グリーンボンド (JBIC55)



■ 業態別販売状況

・第1次グリーンボンド (JBIC50)



・第2次グリーンボンド (JBIC55)



■ ソーシャルインパクトファイナンス業務実績事例

社会課題の解決に資する事業に対する支援として、ソーシャルインパクトファイナンスの取り組みを支援しています。

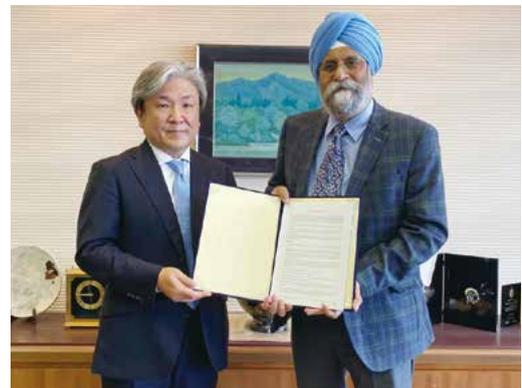
廃棄物発電を行うインド法人にクレジットラインに基づく個別貸付

Point 2023年3月、JBICはインドの政府系金融機関Power Finance Corporation Limited (PFC)と約15億円を限度とする貸付契約を結びました。これは、2022年7月にPFCと締結した再生可能エネルギー事業、省エネルギー発電・熱供給事業を対象としたクレジットラインに基づく個別契約で、(株)三井住友銀行との協調融資(総額約26億円)です。JBICは、三井住友銀行の融資部分に保証も提供します。

今回の個別契約は、インド法人Antony Lara Renewable Energy Pvt. Ltd. がマハラシュトラ州で実施する廃棄物発電事業に必要な資金を、PFCを通じて融資するものです。

インドの電源構成は石炭火力発電に偏重し、エネルギー需要の約8割を化石燃料に依存しています。モディ首相は独立100周年の2047年までに「エネルギーの自立」達成を宣言、その一環として2030年までに非化石燃料による発電容量を500GWに増強する方針を表明しています。特に、インドでは廃棄物が未利用のまま埋め立てられる割合が高く、都市の人口増大により廃棄物問題が一層深刻化しています。そこで、インド政府は「クリーン・インドア」政策のもと廃棄物発電などの廃棄物処理施設づくりを推進するなど、国内の衛生問題の改善に継続的に取り組んでいます。

JBICは、PFCへの融資を通じて、インド政府が進める地球環境保全への貢献や、社会課題解決につながる取り組みを支援します。



調印式の様子

カナダにおける電気・電子廃棄物の権益取得に対して融資

Point 2023年2月、JBICは、JX金属(株)のカナダ法人JX Metals Canada Inc. (JXMC)が電気・電子廃棄物回収会社の株式を取得するのに必要な資金の一部として、カナダドル建ての貸付契約を結びました。本融資は、(株)みずほ銀行、(株)三井住友銀行との協調融資です。

JBICの融資は、JX金属がJXMCを通じてカナダ最大の電気・電子廃棄物回収会社eCycle Solutions Inc.の株式取得に必要な資金の一部を融資するものです。JX金属は、株式取得により電気・電子廃棄物に関する権益を得て、回収した廃棄物をリサイクル資源として銅製錬原料に使用します。

銅は、電気自動車のモーターをはじめ脱炭素化社会を実現するための重要な資源です。しかし、鉱山から産出される鉱石原料だけでは増大する需要を満たせず、電気・電子廃棄物などのリサイクル資源の活用が必須とされています。世界的に電気・電子廃棄物の獲得競争が激化するなか、今回の融資は、日本企業によるリサイクル資源の確保と活用を金融面から支援するものであり、日本の資源の安定確保に貢献するとともに、JX金属が進めるサプライチェーンの強靱化にも資するものです。



回収した電気・電子廃棄物

シンガポールのヘルスケア企業に出資

Point 2023年3月、JBICは、三井物産(株)と共同で、シンガポール法人Wellestaの株式およびコンバーティブル・ボンド(転換社債型新株予約権付社債)(最大約2,000万シンガポールドル(JBIC分))を、三井物産が設立した特別目的会社経由で取得しました。

Wellestaは、2019年に設立されたスタートアップ企業で、主にアジアで医薬品および医療機器の販売・マーケティング事業を行っています。

一方、三井物産は、筆頭株主として出資参画しているアジア最大級の民間病院グループIHH Healthcare Berhadを中核として、アジアにおけるヘルスケア事業に取り組んでいます。今回、三井物産はWellestaへの出資等を通じて、医薬品や医療機器へのアクセスルートを確保し、ヘルスケアビジネスのバリューチェーンの強化を目指しています。

アジアでは、先進国で承認済みの医薬品や医療機器が国内で未承認のために使用できない「ドラッグ・ラグ」「デバイス・ラグ」が社会課題となっており、Wellestaの医薬品および医療機器の販売・マーケティング事業が社会課題の解決につながると期待されます。

JBICによるWellestaへの出資等は、こうした三井物産の海外事業展開や社会課題解決を支援するもので、日本の産業における国際競争力の維持・向上に貢献します。

マレーシアでのリサイクルPET樹脂の製造・販売事業に融資

Point 2022年7月、JBICは、(株)ヒロユキのマレーシア法人Hiroyuki Industries (M) Sdn. Bhd. (HISB)との間で、リサイクルPET事業を対象に、256万ユーロを限度とする貸付契約を結びました。本融資は、(株)りそな銀行との協調によるものです。

ヒロユキは、梱包用品などの卸売を行う埼玉県の中堅企業です。同社は、2000年にマレーシアにHISBを設立し、東南アジア、欧州、北米、アフリカなどを中心に梱包用品を輸出しています。HISBは、環境配慮への関心の高まりを受け、マレーシア国内でほとんどが廃棄されている使用済ペットボトルを回収し、食品用リサイクルPET樹脂を生産する事業を進め、循環型社会への貢献を期しています。

JBICは、HISBの取り組みを支援するため、2015年11月にHISBがジョホール州で実施するリサイクルPET樹脂の製造・販売事業に融資しました。今回の融資はそれに続き生産設備の増設に必要な資金を融資するものです。

今後も、JBICは、中堅・中小企業による海外事業展開への支援を通じて、日本の産業の国際競争力の維持・向上に貢献していきます。



リサイクルライン



■ 人的資本、多様性に関する取り組み

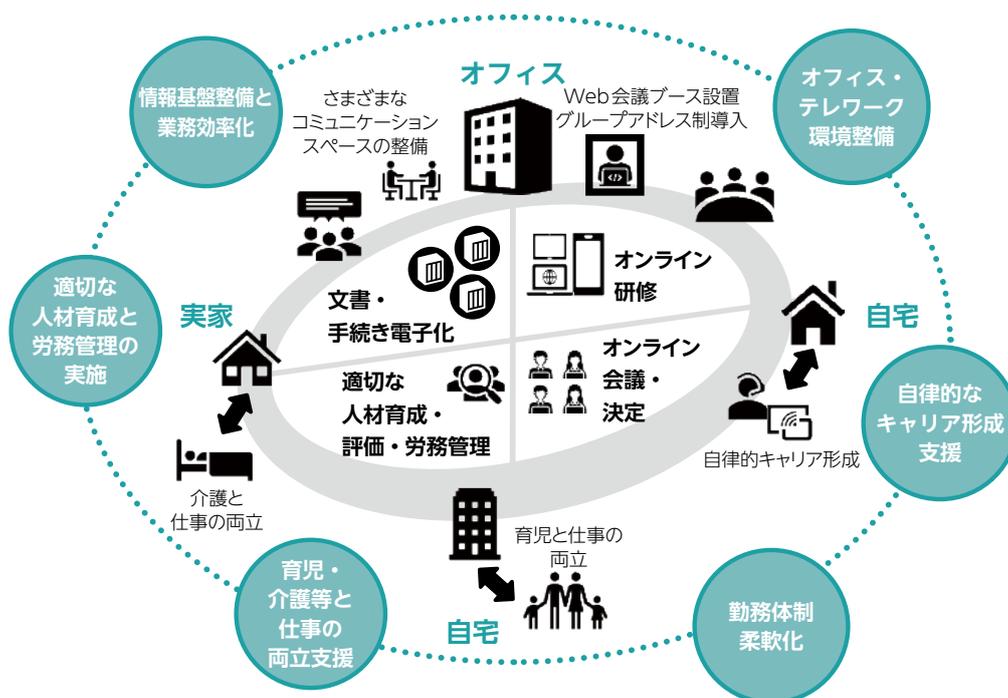
JBICは、「国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展きます。」という企業理念の下、第4期中期経営計画において、今後10年先を見据えたあるべき姿として、「海図なき世界情勢の中で、日本の力で未来を築く『羅針盤』でありたい。」という中長期ビジョンを掲げています。このような理念、ビジョンを国際ビジネスの現場で、ファイナンスという手段を通じて実現していくことがJBICの役割です。そのためには、金融に関する“専門性”、複雑化する国際関係の中で日本と国際経済社会の発展を見据えられる“公共性”と“国際性”、そのいずれをも高い水準で備えた人材に活躍してもらうことが必要となります。このため、第4期中期経営計画では、「多様な職員の能力と活力を引き出す人材育成と働き方改革の推進」を取り組み目標として掲げ、優れた人材の獲得・育成やその活躍を後押しする取り組みを実施しています。

当該取組目標を踏まえ、「第2期働き方改革基本計画（2021～2023年度）」を策定し、「全職員が、それぞれ

の価値観に合った働き方で、活力をもって持続的に働ける組織を作り、新常態での組織基盤を強靱化する」ことを目的としています。これは、コロナ禍により生じた行動変容を捉え、前計画からさらに踏み込んでそれぞれの職員の価値観に応じた働き方を可能にするとともに、リモート環境下も踏まえた人材育成の強化や自律的なキャリア形成・能力開発支援を通じて職員一人ひとりが個々の能力を最大限に発揮し一層活躍できる組織とすることで、日本と国際経済社会の健全な発展に貢献するための組織基盤を強化することに主眼を置いたものです。オフィスワークとテレワークを組み合わせたハイブリッドワークを継続的に推進しつつ、電子化を中心とした情報基盤整備と業務効率化、オフィス・テレワーク環境整備、リモート環境下での人材育成強化、自律的なキャリア形成・能力開発支援、職員の心身の健康増進、育児・介護等と仕事の両立支援、勤務体制の柔軟化等の諸施策に取り組んでいます。

計画の目的

全職員が、それぞれの価値観に合った働き方で、活力をもって持続的に働ける組織を作り、新常態での組織基盤を強靱化する。



多様な職員の能力と活力を引き出す人材育成方針

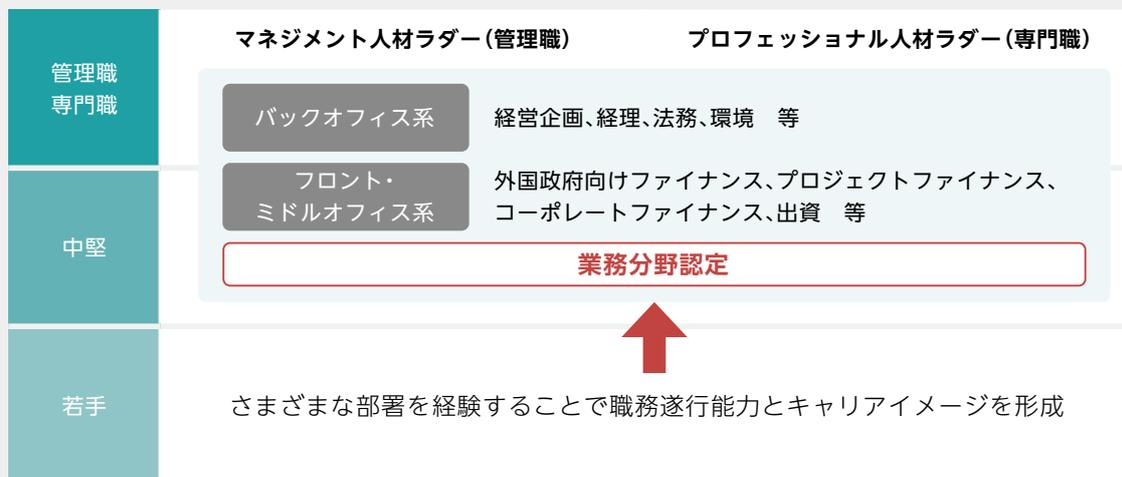
日本および国際経済社会の発展に貢献する組織として、グローバル化が進む中でますます多様化・高度化するニーズに応え、付加価値を創造していくため、同質なジェネラリスト育成ではなく、職員個々の強みや適性に着目して、早い段階から意識的にハードスキルとソフトスキルを開発し、その後のキャリアパスも見据えて、継続的に強化していくことを人材開発・育成の方針としています。

総合職に関しては、2019年度に、専門性の高度化や個々の職員のキャリアパスの明確化の観点から「業務分野認定」制度を導入し、2020年度から運用を開始しています。また、2020年度には、キャリアパス選択の幅の拡大や高度な専門性を有する職員の人材の育成を行う観点から、従来の組織マネジメントの職責を担う「マネジメント人材ラダー」に加え、「プロフェッショナル人材ラダー」を新設しました。上記方針を実現するため、職員の中長期的なキャリア開発プランを策定する「人材開発審議会」や

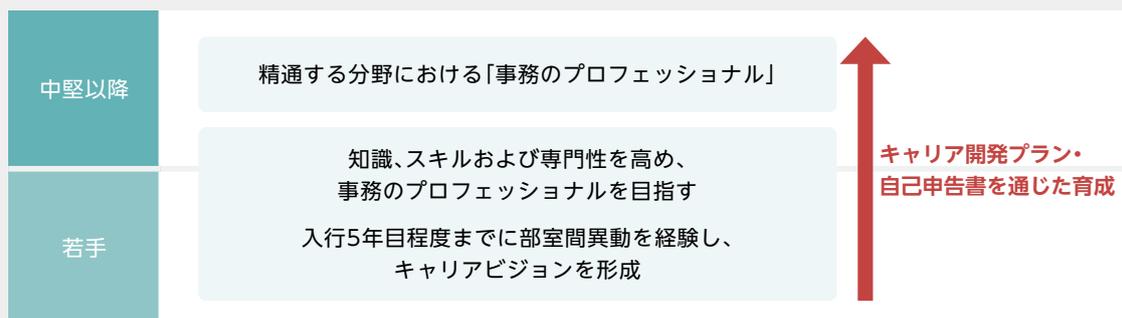
毎年上司との間で能力開発方針について協議する「能力開発協議」などの場において職員と十分な対話を図り、また、人事異動がある際には人事室と新旧上長間で「人材育成方針協議」も実施する等、個々人のキャリア開発を促す仕組みを導入しています。

専門性の高い事務のプロフェッショナルを人材像とする業務職については、専門性の強化とライフステージを考慮した中長期的な人材育成に向けて、キャリア開発プラン(CDP)を導入しています。キャリア開発シートを作成し、それに基づき上長と協議することを年間サイクルで実施するローリングプランです。比較的頻繁な異動を伴わない職系であることから、所属部門・部室における中長期的観点での人材育成を重視し、職員本人と直属の上長との対話を基本とする仕組みの中で、上長による職員本人の意向把握および育成・指導を行いつつ、人事異動がある際には人事室と新旧上長間で「人材育成方針協議」を実施し中長期キャリアプランについて協議しています。

総合職の場合



業務職の場合



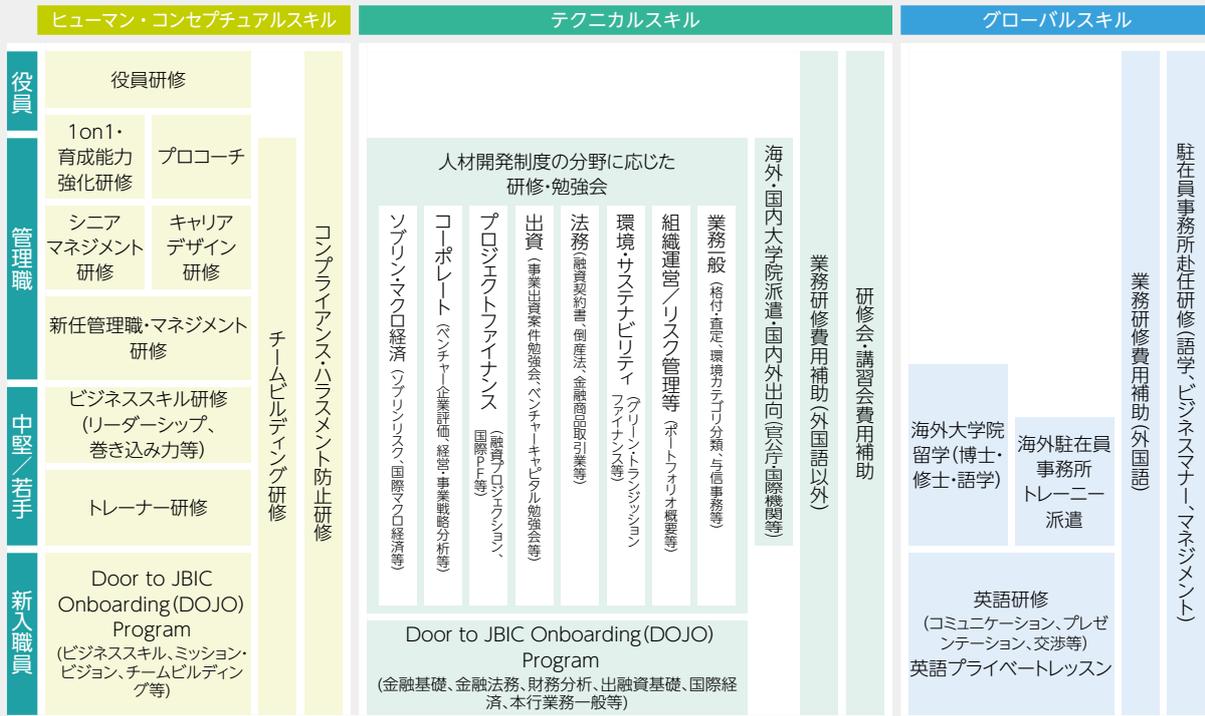
研修体系～金融に関する専門性と、公共性・国際性の養成に向けて～

第4期中期経営計画における取組目標である「多様な職員の能力と活力を引き出す人材育成と働き方改革の推進」の下、研修体系の整備を進め、2023年4月より新たな研修体系として、下記の「JBIC Academia」を創設しました。これは役職員間の「学び」と「教え」と「コミュニケーション」を育む研修制度であり、そのコンセプトを「Be

your own compass」と定めています。「海図なき世界情勢の中で、日本の力で未来を築く『羅針盤』でありたい。」という中長期ビジョンの下、JBIC Academiaを通じて、役職員一人ひとりが自ら学びたいものを学び、互いに教え合い、そして日本の力で未来を築く「羅針盤」として、それぞれのJBICにおけるキャリアを切り拓き、活躍・成長していく、そんな想いを込めたコンセプトです。

JBIC Academiaでは、これまでの研修を3つの

JBIC Academiaの概要



■ ヒューマン・コンセプチュアルスキル

国際ビジネスの最前線で活躍することに加え、JBICの将来の経営幹部人材を育成するため、各階層において必要となるスキルの習得(新入職員:論理的思考力等、中堅:巻き込み力等、管理職:リーダーシップおよび組織マネジメント等)や、人材育成能力の強化を進めています。

■ テクニカルスキル

業務を遂行するにあたって必要となるさまざまな専門知識(ソーリン、コーポレート、PF/SF、出資、法務、環境・サステナビリティなど)について研修・勉強会を実施しているほか、業務上必要な専門知識の習得のために、他の機関が行っている研修等を受講した際、その費用を補助しています。

職員が志向する専門性に依りて、業務に関連する経済学、経営学、公共政策、法律等の知識の習得を目的とした海外・国内の大学院(注1)への派遣をしています。また、国際機関(注2)、民間銀行の海外拠点等への一部公募制による出向

に加え、外交・経済政策を担う官公庁への出向を行っています。

■ グローバルスキル

新人・若手職員はプライベートレッスンや集合研修を通じて英語力を集中的に強化するほか、総合職の新人・若手職員には海外駐在員事務所で数カ月間のトレーニー研修を積む機会があります(2022年度の派遣実績:男性職員15人、女性職員11人)。

業務に関連する外国語(英語以外も含む)の習得を促進するため、授業料や受講料等の費用の一部を補助しているほか、海外大学院・出向に加えて特殊語学の語学学校にも派遣をしています。

(注1) 海外大学院: ハーバード大学、スタンフォード大学、マサチューセッツ工科大学、コロンビア大学、ロンドン・ビジネス・スクール、ケンブリッジ大学等

(注2) 国際機関: 世界銀行、国際金融公社等

Facultyに再編成し、新入行員から役員に至るまで、ヒューマン・コンセプトスキル、テクニカルスキル、グローバルスキルの各Facultyにおいて、海外職務経験、ファイナンスや言語などの知見、ビジネス・マネジメントスキルなどを幅広く習得できるよう、多様な研修を設定しています。加えて、地経学、各国マクロ経済、環境社会関連、個別の出融資事例など、さまざまな分野で社内勉強会を開催する等を通じて、金融に関する専門性と、公共性・国際性の養成に取り組んでいます。第4期中期経営計画における取組目標である「新常态に対応するデジタル環境の整備」と「第2期働き方改革基本計画」における「リモート環境下の適切な人材育成」および「自律的なキャリア形成の支援」の実現に向けて、2023年4月よりITツールのLearning Management System(LMS)も導入しています。

多様で優れた人材の活躍を後押しするサポート体制

JBICでは、上記のJBIC Academiaを活用したOFFJT(Off the Job Training)に加えて、現場で経験を積むことを通じて、目指すべき専門性を意識したキャリアパスを設定するOJT(On the Job Training)を実施しています。業務経験を本格的にスタートさせる新卒入行職員と、後述のとおり継続的に採用を強化しているキャリア採用職員の双方とも組織に早期に定着し自律的に活躍できるよう、OJTにおいて、新卒入行職員にはトレーナー(業務上の育成指導役)、キャリア採用職員にはメンターが一人ひとりつくことでサポートしています。また、職員の育成を目的とした上司との定期的な対話機会である1on1ミーティング等を通じて面での育成サポートを強化しています。

多様な働き方の推進

職員の持つ多様な価値観に応じた働き方を可能にするため、育児・介護等と仕事を両立する職員向けに、休暇等の人事制度や各種サポート体制を設け、育児・介護ハンドブックの配布、上司との育児・介護面談、両立支援制度の全職員向け定期発信等を行っています(次項参照)。このような取り組みを通じ、JBICは、子育てサポート企業として「くるみん」、仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組んでいる企業として「トモニン」という公的



な認証を取得しています。

第2期働き方改革基本計画の下では、職員の誰もが育児に参加し、不安なく復職できる環境の整備として、仕事との両立支援セミナー・座談会、管理職向け育児・介護にかかる理解促進のための研修等を実施したほか、就学児を子に持つ職員等へのサポート体制や男性職員の育児休業等取得促進に向けた制度の拡充を行いました(2022年度の男性の育児休業等の取得割合は40.0%、男性の育児休業等と育児目的休暇の取得割合は93.3%)。また、出産・育児、介護、配偶者転勤等を事由とした退職者の復職を可能とするカムバック制度の拡充を行っています。

柔軟な働き方を可能にする環境の整備

柔軟性の高い時差出勤制度やテレワーク制度、有給休暇とは別枠の夏季休暇(5日間)等を整備しています。JBIC職員の有給休暇取得率80%を目標として掲げ(2022年実績:65.1%)、連続休暇の取得促進をはじめとして、職員に対して有給休暇の着実な取得を呼びかけるとともに、定期的な取得状況の周知を行う等の取得しやすい職場環境づくりを進めています。

職員のテレワーク時のネットワーク改善を図るとともに、オフィス出社時に職員がより快適な環境で高い生産性を発揮できるようオフィス環境の改善を進めているほか、ハイブリッドワーク下において職員間のコミュニケーションを活性化するため、チームビルディング研修やさまざまなテーマでの座談会を実施しています。

多様な人材の活躍

女性活躍推進法に基づく行動計画にて、JBICにおける管理職に占める女性職員の割合を2024年7月末までに10%以上とする目標を掲げ(2023年3月末現在8.2%)、育児・介護等と仕事との両立支援の拡充や柔軟な働き方を可能にする環境の整備を進めるとともに、社外研修への派遣等を通じて、女性職員のキャリア形成意識醸成に取り組んでいます。また、同計画にて、JBICにおける総合職新卒採用者に占める女性の割合を毎年度50%目途とし積極的な採用を進めている(2022年度実績57%、2023年度実績45%)ほか、海外の駐在員事務所や出向先で活躍する女性職員も増加しています(2023年3月末時点の総合職職員に占める海外滞在者の割合:男性15%、女性14%)。

加えて、専門人材を含むキャリア採用にも注力してお

育児

女性が利用可能 男性が利用可能 男女共に利用可能

妊娠	出産	育児								
妊娠が確定した日	6週間前	2週間前	出産	1カ月後	8週間後	1年	1年2カ月	1年6カ月	満2歳に達する日	小学校6年生
人事制度										
	出産休暇(産前) 多胎児の場合、14週間前から		出産休暇(産後)		妊産婦休暇 (保健指導または健康診査)					
妊産婦休暇 (保健指導または健康診査) (通勤緩和)(休養)			出産休暇 (配偶者出産時)			育児休暇				
	育児支援休暇(第2子以降の場合は予定日の6週間前から(多胎児の場合、14週間前から))									
妊産婦の時間外・休日勤務の制限			出生時育児休業 (女性職員は、養子等を養育する場合)							
			育児休業			場合により延長可				
			勤務時間の短縮							
			時間外・休日勤務の制限							
			深夜残業の免除							
			勤務時間外・休日勤務の適用除外							
			看護休暇							
			子どもの通う保育施設等が休業等となった場合の休暇							
			始業・終業時刻の変更措置(JBIC内通称:育介フレックス)							
			積立年休の利用(子どもの看護、子どもに予防接種もしくは健康診断を受けさせるために休む場合)							
サポート体制										
産休前面談					復職前面談			復職后面談		
					保育費用金銭補助					
					保育園の確保					

■ 介護

人事制度
介護休業
勤務時間の短縮
時間外・休日勤務の制限、深夜残業の免除、勤務時間外・休日勤務の適用除外
介護休暇
積立年休(介護事由での取得可)
始業・終業時刻の変更(育介フレックス)

■ 育児・介護

サポート体制
育児介護ハンドブック/両立支援制度情報の定期配信
育児・介護関連セミナー
休業取得前後の面談
各種金銭補助
保育園の確保(育児)
社外専門家による介護相談(介護)

り、2023年3月末時点で、総合職のうち、管理職に占めるキャリア採用者の割合は約2割、非管理職では約3割を占めているほか、2022年度の正規雇用労働者のキャリア採用比率は48%となっています。

心身の健康を増進するための職場環境の整備

職員のメンタルヘルスケアのため、ストレスチェックテストの実施に加え、定期的なニュースレターの配信、外部カウンセリング相談窓口の設定、セルフケア・ラインケア研修の実施を行っています。

また、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントその他のハラスメント行為は、

人権を侵害し職場環境を害する行為として、一切これを禁じています。内部・外部受付窓口のほか、ハラスメント問題に特化した外部相談窓口を設置し、問題発生時には、迅速に調査し、被害者の救済と再発防止に向けた断固たる処置を取っています。ハラスメントを防止する取り組みとして、毎年全役職員を対象とする研修およびe-learningを実施しています。

G

ガバナンス

Governance

■ コーポレート・ガバナンス

第4期中期経営計画における組織分野の重点取組課題として、「外部環境の変化に対応する業務体制の整備」および「新常态に対応する効率的な組織運営」を掲げています。

SDGsや気候変動問題への対処、ESG投資に関する世

界的潮流といった外部環境を踏まえ、業務体制を整備するとともに、コンプライアンス態勢の実効性強化に取り組んでいきます。

JBICのコーポレート・ガバナンスについては、4章1コーポレート・ガバナンス(P104)を参照ください。

■ サステナビリティ・アドバイザリー委員会、サステナビリティ委員会の設置

2022年6月、ESGポリシーに掲げる「サステナビリティ推進体制の強化」の一環として、サステナビリティ・アドバイザリー委員会およびサステナビリティ委員会を新設し、2022年度はサステナビリティ委員会において気候変動関連開示方針や人権方針の策定方針等の審議を実施しました。外部専門家で構成するサステナビリティ・アドバイザリー委員会においては、気候変動対応に関する取締役会からの諮問を行い、助言を得ました。国際経済社会の持続可能な発展や地球規模課題の解決というグローバルなサステナビリティの実現に向け、組織全体でサステナビリティ経営を加速していきます。

サステナビリティ・アドバイザリー委員会

取締役会の諮問機関として、社外の有識者により構成され、サステナビリティの実現に向けたJBICの取組推進に関する方針等について助言を行います。

サステナビリティ委員会

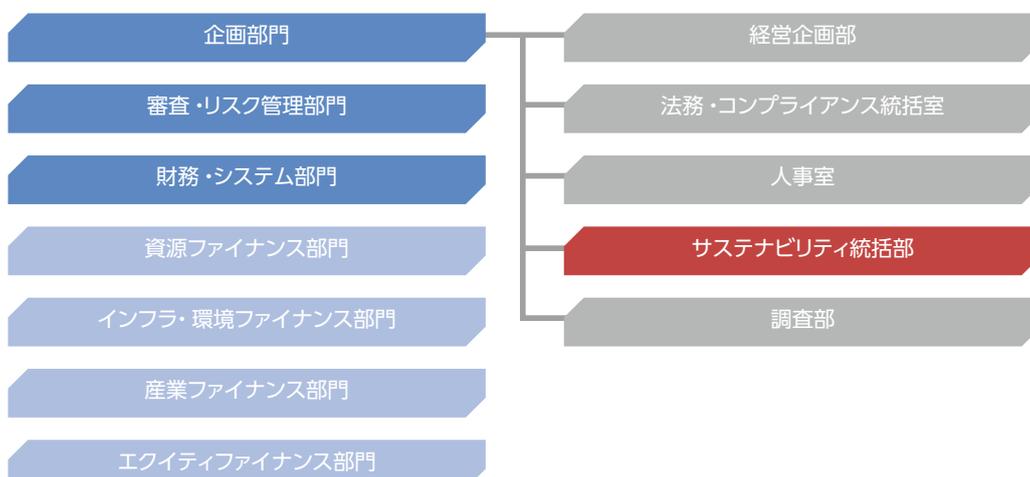
経営会議の委任に基づき、JBICのサステナビリティ推進に関する方針その他の重要事項に係る審議を行います。

ガバナンス体制図はP45を参照ください。

■ サステナビリティ統括部の設置

2022年6月、「サステナビリティ推進体制の強化」の一環として、企画部門に「サステナビリティ統括部」を新たに設置しました。サステナビリティに関する知見・機能を集

約することで、サステナビリティの実現に向けたJBICの取り組みをさらに推進していきます。



■ 外部イニシアチブへの加盟

TCFD コンソーシアム

2019年10月、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の趣旨に賛同を表明し、TCFDコンソーシアムに参画しています。



TNFD フォーラム

2022年12月、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の議論をサポートするTNFDフォーラムに参画しています。

水素バリューチェーン推進協議会

水素バリューチェーン推進協議会は、水素社会実現に向けた戦略の方向性について、官民さまざまなステークホルダーが議論を行う場を提供しています。



日本水素フォーラム

日本水素フォーラムは、米国の脱炭素化の目標に貢献するため、米国において水素に関する事業を営む日系企業15社により設立されました。JBICは2022年4月に加入し、月例で開催される全体会議等に参加しています。

グリーン燃料アンモニア協会

グリーン燃料アンモニア協会は、低炭素社会に向けてのCO₂フリーアンモニアの供給から利用までのバリューチェーンの構築、および社会実装を目的として、2019年4月に一般社団法人（旧称 グリーンアンモニアコンソーシアム）として設立されました。



Sustainability Leaders Council

Sustainability Leaders Councilは、2021年10月、米Eurasia Groupとサントリーホールディングス株式会社が共同で設立し、アジアを中心としたサステナビリティを巡る議論を行っています。JBICは、Sponsoring Partnerとして同Councilの活動に貢献しています。

経団連自然保護協議会

経団連自然保護協議会は、途上国および国内の自然保護活動を支援するとともに、企業の自然保護活動を促進することを目的とし、経団連自然保護基金を通じたプロジェクト支援、政策提言、企業への啓発・情報提供を行います。JBICは2023年6月に参画しました。

2X Challenge / 2X Global

2018年6月のG7シャルルボワ・サミット（カナダ）にて、女性の社会進出推進のためのイニシアティブ[The G7 2X Challenge: Financing for Women]に参加表明しました。

なお、2X Challengeは現在2X Globalの一部として活動しています。



アフリカのきれいな街プラットフォーム

2022年7月、アフリカ諸国における衛生的な都市環境や廃棄物管理に関する知見共有や投資促進を通じて、持続可能な開発目標（SDGs）の達成を支援するために設立された「アフリカのきれいな街プラットフォーム」に加盟しました。

JBICの気候変動への取り組み～TCFD提言を踏まえた情報開示 (2022年10月公表)の概要

JBICは、2021年10月に策定したESGポリシーにおいて気候関連財務情報開示の重要性を認識し、気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate-related Financial Disclosures、略称: TCFD) 提言を踏まえた情報開示を推進していくことを

宣言しました。JBICは、TCFD提言を踏まえた開示を2022年から実施しており、今後も適切な情報開示を行っていきます。



■ ガバナンス

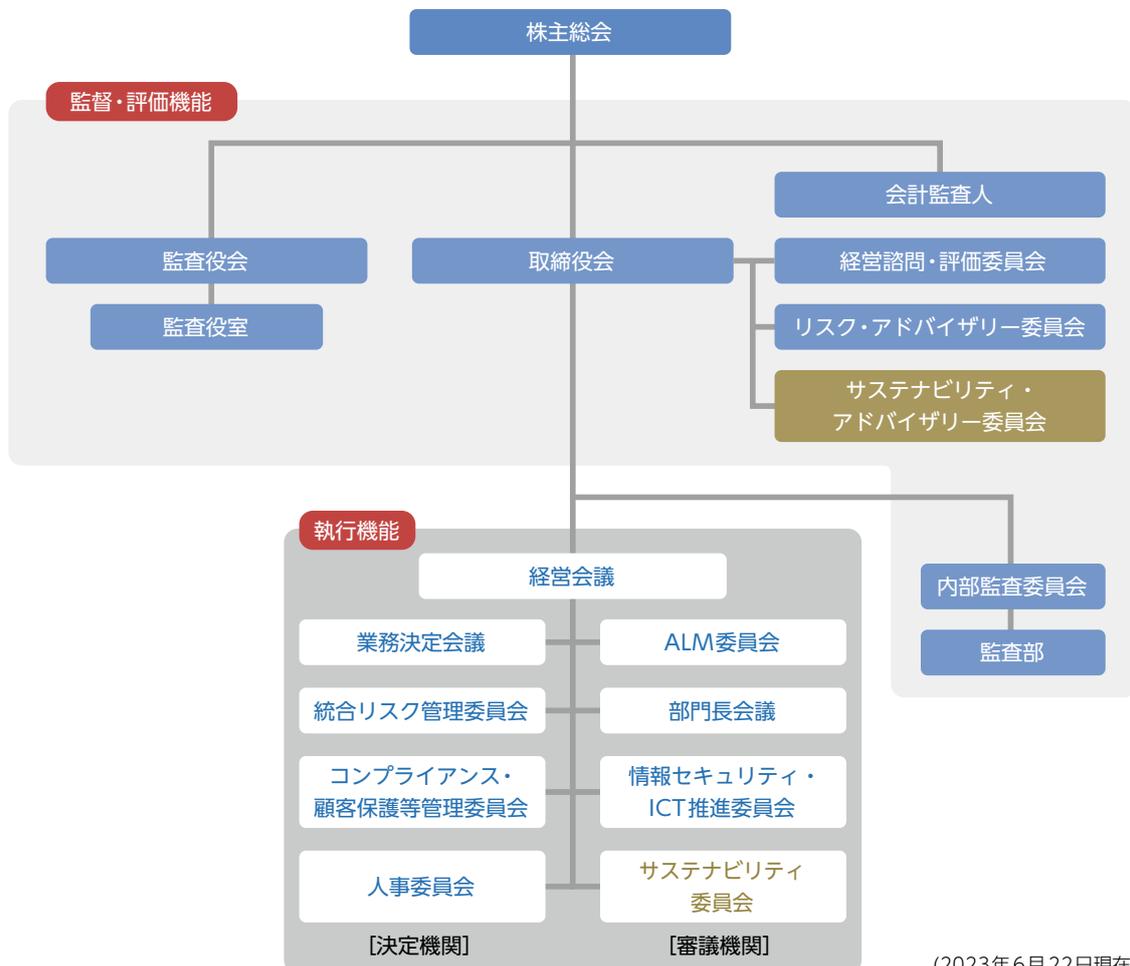
サステナビリティ推進体制

JBICは、2022年6月、ESGポリシーに掲げる「サステナビリティ推進体制の強化」の一環として、サステナビリティ・アドバイザリー委員会、サステナビリティ委員会およびサステナビリティ統括部を新設しました。気候変動を含むサステナビリティに関する重要事項は、取締役会等に

よる監督の下、経営会議、サステナビリティ委員会、統合リスク管理委員会で議論されます。

2022年度中に開催されたサステナビリティ・アドバイザリー委員会では、気候変動対応に関する取締役会からの諮問を行い助言を得ました。

サステナビリティ推進体制のためのガバナンス体制



気候変動を含むサステナビリティ関連事項に関する機関・会議・委員会ごとの役割等

機関・会議・委員会		役割
監督・ 評価機能	取締役会	ESGポリシー等のサステナビリティの実現に向けた取り組み方針に係る基本事項の決定および変更について決議を行います。
	サステナビリティ・ アドバイザー委員会	サステナビリティの実現に向けた取り組み推進に関する方針に関して取締役が 諮問する事項等に関して助言を行います。
執行機能	経営会議	取締役会の委任に基づき、サステナビリティの実現に向けた取り組み推進に 関する経営上の重要事項の決定・審議を行います。
	サステナビリティ委員会	経営会議の委任に基づき、サステナビリティの実現に向けた取り組み推進に 関する方針その他の重要事項の審議を行います。
	統合リスク管理委員会	経営会議の委任に基づき、統合リスク管理（気候変動関連リスクを含む）に 関する重要事項の決定・審議を行います。

戦略

JBICは、2021年6月に公表した第4期中期経営計画の重点取り組み課題の一番目の柱として、「国際経済社会の持続可能な発展に向けた地球規模の課題への対応」を掲げました。気候変動を脱炭素社会に向けたエネルギー転換への機会として認識したうえで、当該重点取り組み課題のもと、グリーンファイナンス、トランジションファイナンス等に積極的に取り組むとともに、組織体制面の強化を通じ、グローバルアジェンダの解決に積極的に取り組んでいきます。

新興国・途上国における脱炭素社会の実現に向けたエ

ネルギー転換の加速、ひいては世界全体でのカーボンニュートラルの実現に向けて、ステークホルダーとのエンゲージメントは政策金融機関としての重要な責務であると考えています。また、パリ協定が掲げる目標の達成には巨額の資金が必要とされており、民間資金を動員しつつ、資金フローを脱炭素化に向けて適合させていくことが重要です。JBICは、日本の政策金融機関として、海外の政府機関・国際機関等との連携強化を通じ、気候変動問題に関する取り組みを金融面から積極的に支援していきます。

リスク管理

JBICは、気候変動に関するリスク（気候変動リスク）への対応の重要性を認識し、気候変動リスクをトップリスクに指定するとともに、そのモニタリングに取り組んでいます。さらに、JBICでは、気候変動がポートフォリオに与える影響を把握するため、「移行リスク」を対象としたシナリオ分析を行っています。

また、JBICが取り組んでいるエンゲージメントに関する活動は、脱炭素社会の実現のみならず、将来的な気候変動リスク低減等の観点からも重要と認識しています。

トップリスク管理

JBICでは、リスクが顕在化した場合にJBICにもたらされる影響が大きい、特に注意すべきリスク事象をトップリスクと定義しています。JBICは、気候変動リスクへの対応の重要性を認識し、気候変動リスクをトップリスクに指定しています。

この枠組みのもとで、気候変動に関する社会動向や規制動向等を定期的にモニタリングするとともに、気候変動リスクがJBICポートフォリオに与える影響を把握するために気候変動シナリオ分析の充実化や気候変動リスク

管理の対応策の検討等を進めています。

シナリオ分析

JBICでは、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(Network of Central Banks and Supervisors for Greening the Financial System、略称:NGFS)が提供する、2050年のカーボンニュートラル達成を前提としたNet Zero 2050シナリオ(1.5℃シナリオ)等を用いて、気候変動が中長期的にJBICポートフォリオに与える影響を分析・把握するとともに、今後の気候変動リスクに対する管理方針等の検討に活用しています。

気候変動リスクは、顕在化する時間軸や波及経路等について不確実性が高いため、潜在的な影響を評価することが難しいリスクです。また現時点では世界的にも分析

手法が発展途上にあり、利用可能なデータ等にも多くの制約があります。そのため、JBICは気候変動リスクに係る国内外の議論を踏まえながら、今後も政策金融機関として相応しい分析手法や影響の把握方法等を継続的に見直し、分析の充実化に努めていきます。

石炭火力発電案件への取り組み

JBICは、2021年6月の主要7カ国首脳会議(G7サミット)における合意に従い、排出削減措置のない石炭火力発電への支援を停止しています。なお、2023年3月末時点で石炭火力発電PF案件の残高は9,475億円となっており、これについては2040年代初頭にゼロを見込んでいます。

■ 指標・目標

気候変動関連ファイナンスの承諾・取り組み件数

JBICは、「第4期中期経営計画」において定めた取り組み目標「脱炭素社会の実現に向けたエネルギー変革への対応」のもと、グリーンファイナンスおよびトランジション

ファイナンスに関する目標を設定しています。案件の承諾件数および取り組み件数を指標として、各年度の目標を設定のうえ、経営会議において、達成状況等をモニタリングしています。

評価指標	3年(※) 通期目標	2022年度 目標	2022年度 実績	2023年度 目標
グリーンファイナンスによる 案件の承諾件数	64	23	15	33
グリーンファイナンスによる 案件の形成に係る取り組み件数	66	23	42	21
トランジションファイナンスによる 案件の承諾件数	19	10	6	9
トランジションファイナンスによる 案件の形成に係る取り組み件数	45	12	15	7

※ 2021～2023年度

温室効果ガス(GHG)排出量

JBICでは、気候変動関連リスク・機会を評価・管理するための指標としてGHG排出量の計測についての分析・検討を進めています。

今後も、パリ協定の国際的な実施に向け、気候変動関

連ファイナンスやエンゲージメント等を通じ、2030年までの自らのGHG排出量ネットゼロの達成、2050年までの投融資ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロの達成を追求していきます。



TCFD 提言を踏まえた情報開示の全文については JBICウェブサイトをご覧ください。
<https://www.jbic.go.jp/ja/sustainability.html>

8. 2022年度の事業概況

■ 業務のハイライト

2022年度の出融資・保証承諾実績は、前年度比12.1%増の約2兆3,152億円となりました。2023年3月末時点の残高は、出融資残高が約15兆9,986億円、保証残高は約1兆5,376億円、合計約17兆5,362億円となりました。

2022年7月に創設した、「グローバル投資強化ファミリー」を通じて、日本企業による脱炭素化をはじめとする地球環境保全への貢献、およびサプライチェーン強靱化、質高インフラ展開や海外における新たな市場創出の支援に取り組みました。また、地球規模課題への対処として、脱炭素化社会の実現、水素・アンモニアといった

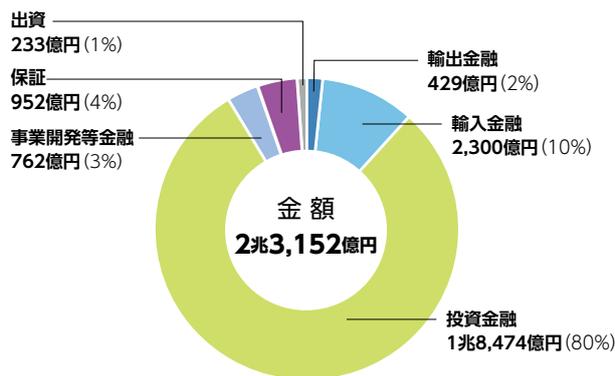
次世代エネルギーの推進に向けて、海外の政府・政府機関等との関係強化に努めました。

2022年度における各分野の主な取り組みは以下のとおりです。

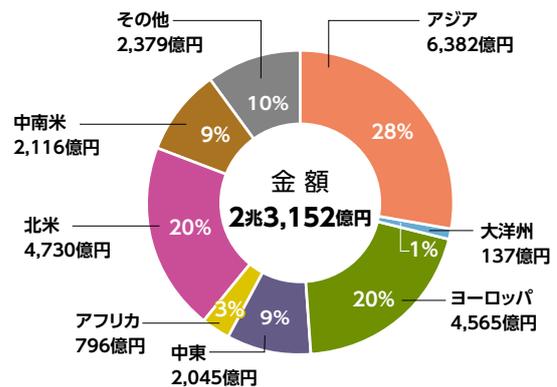
日本企業の戦略的な海外事業活動を支援

日本企業による米国のアニメ配信企業や半導体関連企業等の買収に必要な資金を融資したほか、フィンテック分野のスタートアップによる米国の決済処理サービス事業会社の買収を共同出資の形で支援する等、さまざまな産業分野において、スタートアップを含む日本企業の

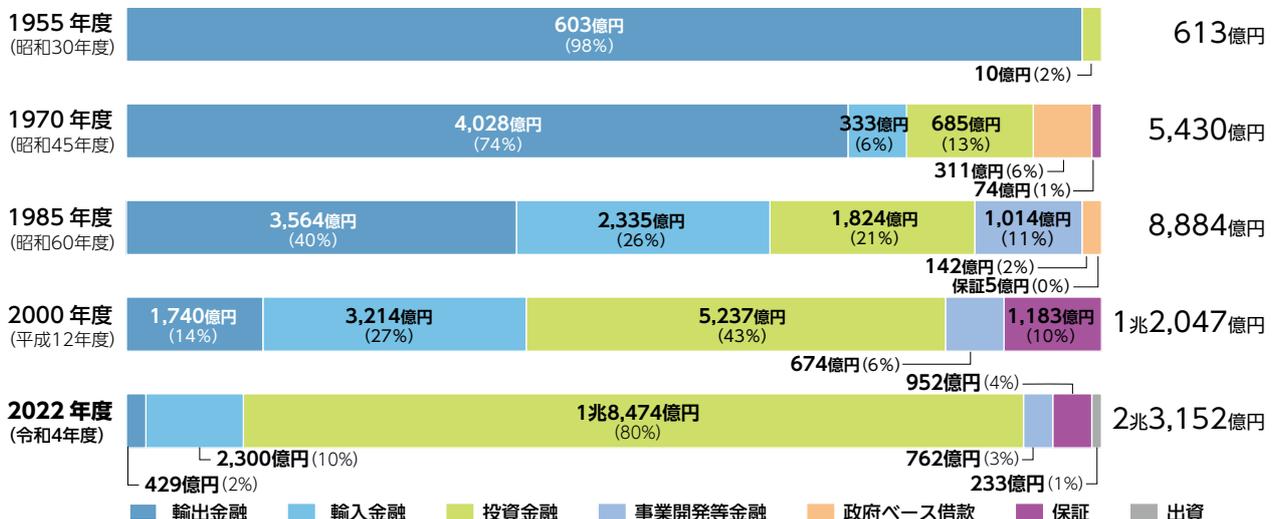
■ 出融資・保証承諾状況(金融目的別) 2022年度(令和4年度)



■ 出融資・保証承諾状況(地域別) 2022年度(令和4年度)



■ 出融資・保証実績の推移(承諾額)



海外M&Aを支援しました。また、日本企業のサプライチェーン強靱化支援として、日本企業が米国で実施する半導体のスパッタリング・ターゲット材の製造・販売事業および日本企業がハンガリーで実施するリチウムイオン電池用カルボキシメチルセルロースの製造・販売事業等向けに融資を行いました。

中堅・中小企業の海外事業展開支援

日本の中堅・中小企業の海外事業展開支援を目的として、タイにおける食品加工機械の販売事業およびマレーシアにおけるリサイクルPET樹脂の製造・販売事業等、日本の地域金融機関との協調により、計64件、総額約98億円の融資・保証承諾を行いました。また、地域金融機関と連携し、中堅・中小企業の海外事業展開支援に資する情報発信等を多数行いました。

地球環境保全効果が高い事業を支援

地球環境保全業務（GREEN）（詳細はP86を参照）においては、サウジアラビア・エジプト間の国際連系線事業およびインドの廃棄物発電事業等に必要な資金を融資しました。この分野における2022年度の融資・保証承諾は計12件、総額約3,028億円となりました。

アジアのエネルギー・トランジションを支援

アジア地域においては、日本政府が掲げる「アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）構想」に沿う形で、ホスト国政府等とのエンゲージメントに加え、インドネシアおよびベトナム等の再生可能エネルギー等案件の組成を通じ、同地域の脱炭素化に向けた支援を強化しました。

次世代エネルギー分野の案件形成を支援

脱炭素社会実現の鍵として期待される水素・アンモニア等の次世代エネルギー分野の取り組みを強化するため、海外の政府・政府機関等との間で覚書を締結しました。

日本にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進への取り組み

資源の多くを海外輸入に頼る日本にとって、自主開発比率向上による中長期的な資源の安定確保・開発を進めていくことは重要な課題です。JBICは、資源の上流権益の獲得、調達先の分散化、資源国との関係強化等を通じて、資源の長期安定的な確保に金融面から貢献しています。2022年度においては、資源分野での取り組みとして、計6件、総額約4,297億円の融資承諾を実施しました。具体例として、カナダにおけるリサイクル資源である電気・電子廃棄物の権益取得に必要な資金等を融資しました。

多国間連携

多国間連携としては、Quad 首脳合意を踏まえインドの新型コロナウイルス感染症対策のためのヘルスケア関連事業を融資により支援しました。また、日米豪3カ国のパートナーシップの下、南太平洋島嶼国の通信会社の買収に必要な資金にかかる融資に対する保証を供与しました。

その他の取り組み

ウクライナ周辺国支援として、ポーランドの政府系金融機関との間でポーランドおよびウクライナ周辺国におけるエネルギー安全保障強化等に向けた覚書、国際機関との間で中東欧地域におけるエネルギー・デジタル変革等に向けた覚書を締結しました。

2022年度のポストコロナ成長ファシリティ（2022年6月30日をもって終了）の融資・保証承諾実績は、計25件、総額約424億円、グローバル投資強化ファシリティの融資・保証承諾実績は、計91件、総額約2兆1,384億円となりました。

■ 調査活動、海外の政府機関・国際機関等との連携

JBICは、海外投資や国際金融等に関する調査・研究を行っています。さまざまな分野において、海外の政府機関や国内外の研究機関、有識者等とも交流しつつ、各種情報の収集・分析やナレッジ提供等に取り組んでいます。

「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査」

JBICは、第34回目となるアンケート調査「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査」を実施しました。1989年から実施している本調査は、日本の製造業企業の海外事業展開の方向性や課題を把握するもので、その

独自性や継続性等の観点から広く注目を集めています。

2022年度の調査では、「海外事業展開の実績評価」、「中期的な事業展開姿勢」、「有望事業展開先国・地域」などの定例テーマに加え、個別テーマとして「ウクライナ侵攻の影響」、「サプライチェーンと地政学リスク」、「サステナビリティに向けた取り組み」などについて調査を実施しました。調査では、昨年度までコロナ禍の影響を受け減速・停滞していた海外事業展開に回復の兆しがみられる結果となりました。また「有望国ランキング」では中国が得票率を大きく落とす一方、インドが幅広い業種で支持を拡大し3年ぶりに首位に返り咲きました。「ウクライナ侵攻の影響」では、ロシアのウクライナ侵攻でマイナスの影響があったと回答した企業は全体の約9割にのぼり、ウクライナ侵攻の影響で化石燃料価格が高騰する中で、再生可能エネルギーへの投資・活用拡大に対する期待感を反映し、脱炭素の取り組みが「加速する」と答えた企業が「減速する」とした企業を大きく上回る結果となりました。

JBICでは、調査結果を対外発表するとともに、2022年度はセミナーを開催するなど、広く情報提供を行っています。また、海外でも在外日本人商工会議所等への説明会を開催しているほか、本調査の成果は外国政府に対する政策提言などに有効活用されています。



海外の政府機関・国際機関等との連携

2022年5月、JBICは東京で開催された日米豪印首脳会合の機会に合わせて、豪州輸出金融公社 (EFA)、太平洋諸島地域のための豪州インフラ融資ファシリティ (AIFFP)、インド輸出入銀行および米国国際開発金融公社 (USDFC) の各政府機関トップとの間で、日米豪印連携のさらなる深化に向けたラウンドテーブルを開催しました。このラウンドテーブルでは、(1) 脱炭素化に向けたエネルギー・トランジションのための低炭素技術や水素技術の活用、(2) 5Gネットワーク構築やサイバーセキュリティの確保、(3) 資源・重要物資等の安定供給および (4) 資源、エネルギー、医療、食糧といった重要物

資の安定供給の確保およびグローバルなサプライチェーン強靱化の重要性を認識するとともに、こうした分野での各機関の連携に向けた協力の推進に合意しました。



日米豪印ラウンドテーブル モニター前で

2022年7月、経済協力開発機構 (OECD) およびアジア開発銀行研究所 (ADB) 共催の「High-Level Seminar on Quality Infrastructure Investment in Asia」に、JBICアジア大洋州地域統括の松田 (当時) がパネリストとして登壇しました。本イベントは、インドネシア・バリ島で開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議に合わせて開かれたもので、アジア・大洋州地域における質の高い、持続可能なインフラ投資を実現するための政策手段や提言について意見交換を行いました。「Addressing what sustainability means for infrastructure investment in Asia」をテーマとするパネルディスカッションにJBIC松田が登壇し、インフラ投資の意思決定に際してのESG関連情報の役割や課題、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) 提言等に基づくESG関連情報の適切な開示等を宣言したJBICのESGポリシー、質の高い、持続可能なインフラ投資を実現するための、ホスト国政府等とのエンゲージメント事例等についてプレゼンテーションを行いました。



「High-Level Seminar on Quality Infrastructure Investment in Asia」

2022年10月には、JBICは、米州開発銀行 (IDB) および米州投資公社 (IDB Invest) との間で、中南米地域における協業に向けた会議を開催しました。本会議では、両機関の重点取組分野の紹介および協業可能性に係る意見交換ならびに中南米地域における協業案件の形成に向けて議論を行いました。エネルギー分野でのサステナビリティ推進や社会インフラ整備等の分野での協業可能性について活発な意見交換を行いました。両機関は、今後も、将来的な協業に向けてより一層の関係強化を図っていくことで合意しました。

JBICは、ベトナムとの間でも連携を強めています。2022年9月には、ベトナム国会の対外委員会から招待を受け、同委員会が主催する国際ワークショップ“International Experience in Energy Development for National Sustainable Development Goals”にJBICハノイ駐在員事務所首席の安居院がスピーカーとして参加しました。本ワークショップは、在ハノイの外国政府・企業、国際機関等から、①持続的発展に貢献する他国のエネルギー開発実例を学び、②ベトナムのエネルギー移行に貢献する国際的な経験共有や支援につなげ、③ベトナム国会での今後の法的枠組み整備の参考とすること等を目的に開催され、JBIC安居院は「ベトナムの現実的なエネルギー移行及びカーボンニュートラル実現に向けたJBICと日本の支援」と題する講演を行いました。2022年12月にはJBICが電力分野のチームリーダーとして参画する「日越共同イニシアティブ^(注)」の下、日本側関係者とベトナム商工省 (MOIT) との間で、「電力セクター発展に向けた日越協力に係るワークショップ」を開催しました。本ワークショップは、ベトナム側のエネルギー政策動向、日本側の支援施策・技術・知見や、民間資金動員における課題等について、最新情報や課題認識等の共有を目的として、企画・実施しました。

地域金融機関との連携

JBICは、2022年11月、日本の地方銀行 ((株) 大垣共立銀行、(株) 七十七銀行、(株) 福岡銀行、(株) 滋賀銀行、(株) 山形銀行、(株) 常陽銀行、(株) 足利銀行) と「JBIC・地銀共同ミッション」を企画し、ハノイ市南部のハナム省を訪問しました。ハナム省は、ベトナム北部地域においてはJBICによる支援件数がハノイに次いで多く、日本の中堅・中小企業が数多く進出しています。同ミッションでは、ハナム省人民委員長と意見交換を实

施したほか、日系企業の専用エリアを兼ね備えたタイハー工業団地を視察しました。ベトナムでは、経済成長を加速させるため産業クラスターの形成を推進していますが、その実現に向けて日本の中堅・中小企業にも期待が寄せられています。JBICはハノイ事務所で構築した人的ネットワークを活かし、日越の地方間交流にも貢献したいと考えています。

2023年3月にベトナム・ハノイおよびタイ・バンコクにて、JBICは「脱炭素・EVセミナー」に講師として参加しました。本セミナーは、(株) 横浜銀行、(株) 京都銀行および(株) 広島銀行が、両国へ進出する企業を対象に、自動車産業のEV化による産業構造の変化や、サステナブルな事業の構築に向けた情報提供および交流機会の提供を目的として共催したものです。JBICからは、ハノイ駐在員事務所首席の安居院およびバンコク駐在員事務所首席の宮口が、「サステナビリティ実現に向けて～ベトナム/タイの動向と JBIC の取組ご紹介～」と題して講演を行いました。アジア諸国では、EVシフトに加え、電源全体に占める再エネ比率の引き上げ等を通じ、脱炭素化に取り組む方針が示されています。このような状況のもと、ホスト国および産業の脱炭素化に資する多様な案件事例を紹介しました。さらに、2023年3月に日本政府が主導して発足した多国間枠組み「アジア・ゼロエミッション共同体 (AZEC) 構想」の下、アジア各国の実情を踏まえた現実的なエネルギーtransitionを支援する旨にも触れました。

JBICは今後も、日本の公的金融機関として、エネルギー分野をはじめ、サステナブルな成長を実現するため、現地政府や地域金融機関等とも連携して日本企業の海外でのビジネス拡大に向けた情報発信等を積極的に行っていきます。



(注) ベトナムの投資環境を改善し、外国投資を拡大することを通じて、ベトナムの産業競争力を高めることを目的として、2003年4月日越両国首脳の間で合意によって設置された枠組みです。

■ 出融資等実行実績の概要

JBICの2022年度の出融資等実行実績は1兆8,113億円でした。

出融資等事業計画および実績推移

(単位：億円)

	2019年度 (令和元年度)		2020年度 (令和2年度)		2021年度 (令和3年度)		2022年度 (令和4年度)	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
輸出金融	3,453	1,741	3,080	712	3,080	712	3,380	459
輸入金融・投資金融	16,813	14,900	19,000	16,995	17,000	18,985	15,050	16,310
事業開発等金融	800	97	870	766	5,870	686	3,020	1,157
出資	1,150	302	1,050	127	1,050	373	1,550	186
合計	22,216	17,041	24,000	18,602	27,000	20,757	23,000	18,113

■ 決算の概要

経理の特徴

(1) 区分経理

JBICは、株式会社国際協力銀行法第26条の2に基づき、特別業務以外の業務(一般業務)および特別業務の業務ごとに経理を区分することが求められています。

(2) 財務諸表の作成

JBICは、会社法および株式会社国際協力銀行法第26条に基づき財務諸表を作成し、財務大臣に提出しております。毎事業年度の財務諸表は決算報告書と共に政府に提出され、会計検査院の検査を経て国会に提出されます。

なお、JBICは、会社法に基づき連結財務諸表を作成し、株式会社国際協力銀行の会計に関する省令第5条に基づき連結貸借対照表および連結損益計算書を財務大臣に提出しております。

一般業務

(1) 損益計算書の状況

2022年度は、資源権益の取得・開発の促進支援、インフラ案件をはじめとする日本企業の海外展開支援、地球環境の保全を目的とする海外における事業促進への取り組み等により、貸出金利息等の資金運用収益5,679億円を計上したこと等から、経常収益は6,550億円となりました。一方、借入金利息等の資金調達費用4,592億円を計上したこと等から、経常費用は4,961億円となりました。結果、経常利益および当期純利益は1,589億円となりました。

(2) 貸借対照表の状況

資産の部は、貸出金が増加(15兆5,566億円、前事業年度末比8,335億円の増)したこと等から、19兆8,146億円となりました。負債の部は、財政融資資金借入金の増加により、借入金が増加(8兆5,094億円、前事業年度末比9,594億円の増)したこと等から、17兆2,023億円となりました。純資産の部は、前年度利益処分に係る国庫納付を行ったこと、出資金受入を行ったこと、当期純利益1,589億円を計上したこと等から、2兆6,123億円となりました。

特別業務

(1) 損益計算書の状況

2022年度は、貸出金利息等の資金運用収益20億円を計上したこと等から、経常収益は22億円となりました。一方、金利スワップ支払利息等の資金調達費用7億円を計上したこと等から、経常費用は12億円となりました。結果、経常利益および当期純利益は9億円となりました。

(2) 貸借対照表の状況

資産の部は、新規出資により有価証券が増加(161億円、前事業年度末比2億円の増)したこと等から、3,313億円となりました。負債の部は59億円となりました。純資産の部は、当期純利益9億円を計上したこと等から、3,254億円となりました。

第11期 株式会社国際協力銀行

【連結財務諸表等】

連結損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	659,923
資金運用収益	570,567
役務取引等収益	22,746
その他業務収益	44,744
その他経常収益	21,865
経常費用	503,404
資金調達費用	460,022
役務取引等費用	3,799
その他業務費用	2,111
営業経費	24,382
その他経常費用	13,088
経常利益	156,518
特別利益	13
特別損失	0
税金等調整前当期純利益	156,532
法人税、住民税及び事業税	13
法人税等合計	13
当期純利益	156,518
非支配株主に帰属する当期純損失	△66
親会社株主に帰属する当期純利益	156,585

【株式会社国際協力銀行】

損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	657,216
資金運用収益	570,011
役務取引等収益	22,648
その他業務収益	44,805
その他経常収益	19,751
経常費用	497,339
資金調達費用	460,022
役務取引等費用	3,111
その他業務費用	2,111
営業経費	24,083
その他経常費用	8,011
経常利益	159,877
特別利益	13
当期純利益	159,890

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金預け金	2,193,775	借入金	8,513,677
有価証券	347,087 ^{※1}	社債	6,191,755 ^{※4}
貸出金	15,587,788 ^{※2,※3}	その他負債	962,446
その他資産	866,306 ^{※2}	賞与引当金	614
有形固定資産	30,730 ^{※5}	役員賞与引当金	10
無形固定資産	8,461	退職給付に係る負債	5,690
支払承諾見返	1,534,258 ^{※2}	役員退職慰労引当金	37
貸倒引当金	△410,526	支払承諾	1,534,258
		負債の部合計	17,208,488
		資本金	2,108,800
		利益剰余金	1,126,210
		株主資本合計	3,235,010
		その他有価証券評価差額金	25,300
		繰延ヘッジ損益	△323,123
		為替換算調整勘定	11,923
		その他の包括利益累計額合計	△285,899
		非支配株主持分	283
		純資産の部合計	2,949,394
資産の部合計	20,157,883	負債及び純資産の部合計	20,157,883

※1～※5については資料編P25-26をご参照ください。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金預け金	2,192,966	借入金	8,513,677
有価証券	336,939 ^{※1}	社債	6,191,755 ^{※4}
貸出金	15,587,788 ^{※2,※3}	その他負債	962,159
その他資産	865,400 ^{※2}	賞与引当金	614
有形固定資産	30,710	役員賞与引当金	10
無形固定資産	8,461	退職給付引当金	5,690
支払承諾見返	1,534,258 ^{※2}	役員退職慰労引当金	37
貸倒引当金	△410,526	支払承諾	1,534,258
		負債の部合計	17,208,202
		資本金	2,108,800
		利益剰余金	1,126,821
		株主資本合計	3,235,621
		その他有価証券評価差額金	25,300
		繰延ヘッジ損益	△323,123
		評価・換算差額等合計	△297,823
		純資産の部合計	2,937,797
資産の部合計	20,146,000	負債及び純資産の部合計	20,146,000

※1～※4については資料編P55をご参照ください。

【一般業務勘定】

損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	655,075
資金運用収益	567,939
役務取引等収益	22,648
その他業務収益	44,835
その他経常収益	19,651
経常費用	496,162
資金調達費用	459,290
役務取引等費用	3,055
その他業務費用	2,111
営業経費	23,693
その他経常費用	8,011
経常利益	158,912
特別利益	13
当期純利益	158,926

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金預け金	1,910,138	借入金	8,509,477
有価証券	320,801	社債	6,191,755
貸出金	15,556,651	その他負債	960,530
その他資産	863,958	賞与引当金	602
有形固定資産	30,710	役員賞与引当金	9
無形固定資産	8,461	退職給付引当金	5,651
支払承諾見返	1,534,258	役員退職慰労引当金	37
貸倒引当金	△410,342	支払承諾	1,534,258
		負債の部合計	17,202,322
		資本金	1,785,500
		利益剰余金	1,125,842
		株主資本合計	2,911,342
		その他有価証券評価差額金	24,707
		繰延ヘッジ損益	△323,734
		評価・換算差額等合計	△299,026
		純資産の部合計	2,612,316
資産の部合計	19,814,638	負債及び純資産の部合計	19,814,638

【特別業務勘定】

損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	2,234
資金運用収益	2,071
その他経常収益	163
経常費用	1,270
資金調達費用	731
役務取引等費用	56
その他業務費用	30
営業経費	452
経常利益	964
当期純利益	964

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金預け金	282,827	借入金	4,200
有価証券	16,138	その他負債	1,666
貸出金	31,137	賞与引当金	11
その他資産	1,478	役員賞与引当金	0
貸倒引当金	△183	退職給付引当金	39
		役員退職慰労引当金	0
		負債の部合計	5,917
		資本金	323,300
		利益剰余金	978
		株主資本合計	324,278
		その他有価証券評価差額金	592
		繰延ヘッジ損益	610
		評価・換算差額等合計	1,202
		純資産の部合計	325,481
資産の部合計	331,398	負債及び純資産の部合計	331,398

■ 資金調達

JBICはその活動に必要な資金を、財政融資資金借入金、政府保証外債、外国通貨長期借入金、財投機関債、政府出資金および外国為替資金借入金等の多様な手段により調達しています。

JBICの融資業務は長期融資であることから、融資期間に応じた長期の資金調達を実施しています。

財政融資資金、政府保証外債発行および外国通貨長期借入金にかかる政府保証並びに政府出資金等については、国の予算（一般会計予算および特別会計予算）の一環として国会に提出され、JBICの収入支出予算と共に国会の承認を得ています。近年の資金調達実績および2023年度の資金調達計画は以下のとおりです。

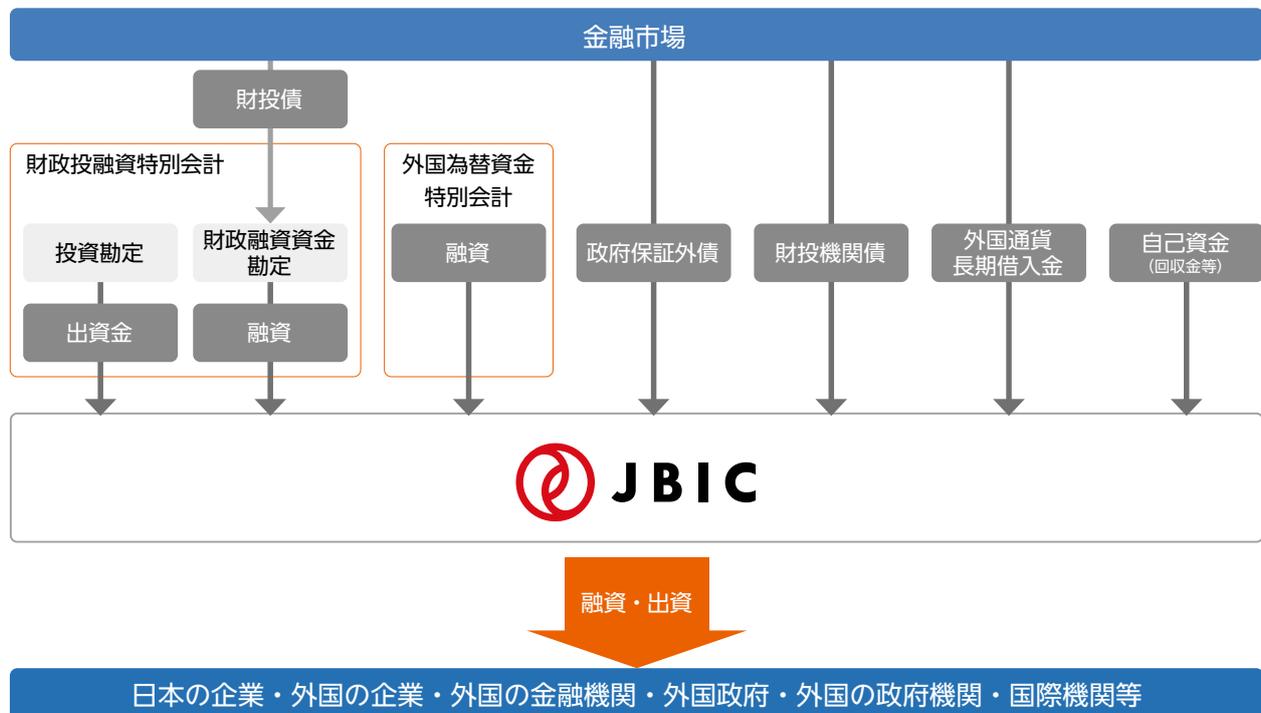
資金調達の実績と計画

(単位：億円)

	2019年度実績 (令和元年度)	2020年度実績 (令和2年度)	2021年度実績 (令和3年度)	2022年度実績 (令和4年度)	2023年度計画 (令和5年度)
財政投融資特別会計投資勘定出資金	985	800	600	850	900
財政融資資金借入金	437	149	115	9,092	9,810
外国為替資金借入金	4,229	20,511	12,991	25,238	—
外国通貨長期借入金	—	—	—	—	400
政府保証外債 ^(注)	8,494	8,334	6,423	10,718	18,450
財投機関債 ^(注)	—	—	—	—	200
回収金等によるその他自己資金等	2,895	△ 11,192	627	△ 27,785	△ 3,260
合計	17,041	18,602	20,757	18,113	26,500

(注) 債券の金額は額面ベース

JBICの資金調達構造



政府保証外債

JBICは、所要資金の一部を国際資本市場における政府保証外債の発行によって調達しています。2022年度末現在の政府保証外債の残高(額面ベース)は、6兆1,814億円、JBICの借入金残高(借入金および債券の合計)の42.01%となっています。JBICは、政策効果を発揮するために必要な場合には外貨建て融資を実施しており、政府保証外債によって調達した資金は、このような外貨建て融資の原資に充当しています。

また、JBICは、2021年10月に国際資本市場協会(ICMA)のガイドラインに基づき「JBICグリーンボンドフレームワーク」を策定し、2022年1月にはJBIC初のグリーンボンドを発行しました。本グリーンボンドは日本政府保証外債としても初の取り組みです。2022年10月には2回目のグリーンボンドも発行しました。グリーンボンドの発行により調達した資金は、「JBICグリーンボンドフレームワーク」に基づき脱炭素社会に向けた再生可能エネルギー事業やグリーン・モビリティ事業向けグリーンファイナンスの必要資金に充当しています。

2023年度予算においては、最大1兆8,450億円相当の政府保証外債の発行による資金調達を計画しています。

既発行済の政府保証外債は、格付機関より日本政府と同等の高い格付を取得しており(2023年9月6日現在、ムーディーズ・ジャパン(Moody's):A1、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン(S&P):A+)、また預金取扱金融機関のBIS自己資本比率算出にかかるリスクウェイトがゼロの資産として取り扱われるなど、国際資本市場の投資家に対して優良な投資機会を提供しています。

財投機関債

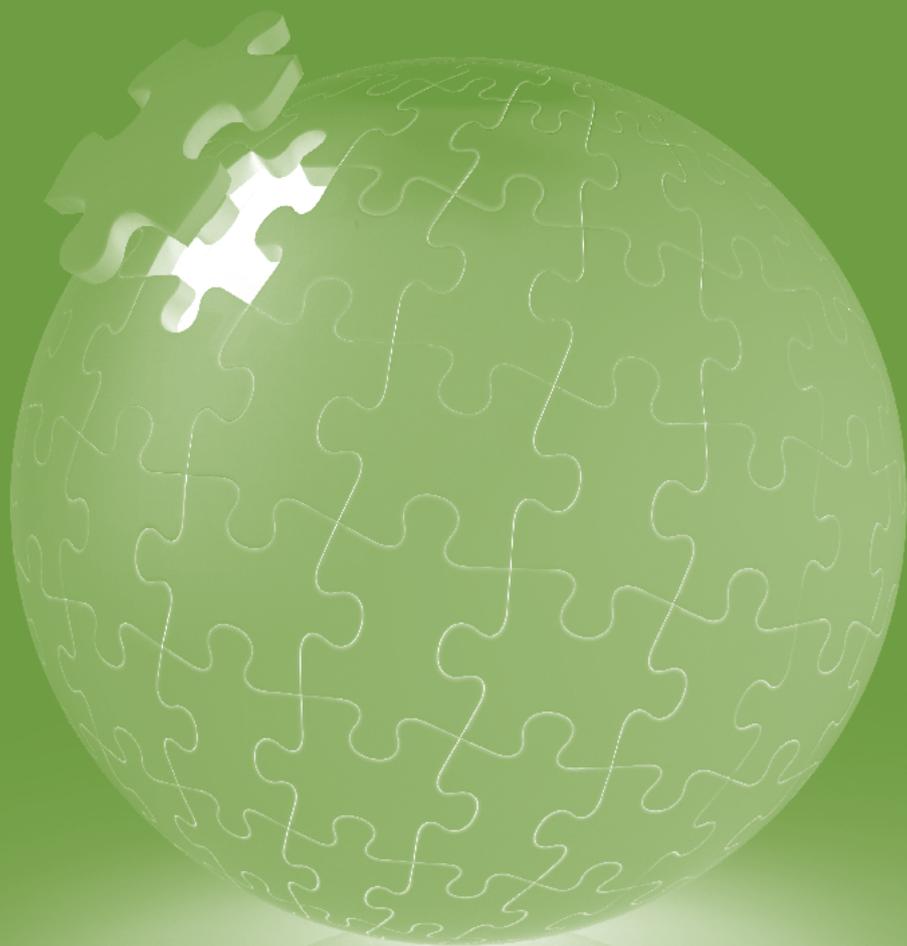
JBICは、財政投融資制度改革の趣旨を踏まえ、発行体自身の信用力に依拠した金融市場からの資金調達を行うべく、2001年度から国内資本市場において、政府保証の付かない債券(財投機関債)を継続的に発行してきました。2023年度予算においては最大200億円の発行による資金調達が計画されています。

既発行済の財投機関債の格付は下記のとおりとなっており、いずれも日本政府と同等の高い格付となっています(2023年9月6日現在)。なお、預金取扱金融機関のBIS自己資本比率算出にかかるリスクウェイトは10%の資産として取り扱われています。

格付投資情報センター(R&I):AA+
日本格付研究所(JCR):AAA
Moody's:A1
S&P:A+

2. JBICを取り巻く環境と課題

- 1. 資源ファイナンス部門 58
- 2. インフラ・環境ファイナンス部門 64
- 3. 産業ファイナンス部門 70
- 4. エクイティファイナンス部門 76



1. 資源ファイナンス部門

1

資源ファイナンス部門



部門長メッセージ

2022～23年は「歴史の転換点」として記憶される年となることでしょう。ロシアのウクライナ侵攻は、資源の地政学的な脆弱性という現実を突き付け、また12万年ぶりともいわれる暑さは、気候変動を肌身で実感させるものです。

このような激動の中、我が国を含む各国の政策対応も変化し、それぞれ自国の資源・エネルギーセクターの強靱化と脱炭素化を進めています。しかしどんな政策でも状況を一夜にして一変できる筈はなく、先行きに大きな不確実性があります。また、自国の利益だけ考えるのは、グローバルサウスとの亀裂を益々深めるだけでしょう。

「君子務本、本立而道生」といわれるように、大きく環境が変化する状況では、物事の根本に立ち返ることが重要です。当部門の「根本」は、長年築かれたお客様との信頼関係です。2022年7月に石油・天然ガス部をエネルギー・ソリューション部と改称し、次世代エネルギー戦略室を新設したのも、

お客様に徹底して寄り添う私たちの志の証です。

当部門は、この「根本」を大事にしながら、今後も資源・エネルギーの安定供給、脱炭素化、サプライチェーン強靱化を支援し、アフリカなど新興国の社会的課題解決に一層注力いたします。そして、民間資金を補完する長期の資金提供と、より踏み込んだリスクテイクを目指していきます。

資源ファイナンス部門長 天野 辰之(常務執行役員)

事業環境と重点課題

「パリ協定」、第26回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP26)を経て努力目標(1.5℃目標)が合意され、各国が気候変動への取り組みを推進しています。しかしながら、地球温暖化を抑制するためには対応をさらに加速化することが求められています。日本政府は2050年のカーボンニュートラル実現という目標に向け、エネルギー基本計画で風力・太陽光・バイオマス等の再生可能エネルギー由来電源の主力電源化を目指すと共に、水素・アンモニアを使った発電や、CCUSやカーボンリサイクル等のCO₂排出削減対策を講じた火力発電のイノベーションを通じて脱炭素化を図るとしています。他方、ロシアのウクライナ侵攻以降、エネルギー価格が高騰する中、エネルギー安全保障の重要性も高まっています。2023年5月の「G7札幌 気候・エネルギー環境大臣会合」では、気候変動への対応に加え、エネルギー安全保障についても一

体的に取り組むことが合意されました。エネルギーの安定供給を確保するとともに、調達先の多角化が重要な課題となっています。エネルギー情勢が大きく変容する中、資源の多くを海外に依存する日本には、エネルギー安全保障とエネルギー・ソリューションへの取り組みの両立が求められています。

このような世界情勢や市場環境の下、重要資源の確保と気候変動対応を両立させたエネルギー・ソリューションの提案、水素・アンモニアといった次世代エネルギー開発に貢献する取り組み、バリューチェーン全体の強靱化を念頭に置いた半導体や電池材料等の戦略資源物資の安定確保に向けた支援等、JBICに求められる役割は多様化しており、これに対応する柔軟かつ積極的なファイナンス支援が求められます。

JBICの取り組み

JBICは、重要資源の安定的な供給を支援しながら、脱炭素社会の実現に向けた次世代エネルギーの確保・バリューチェーンを構築し、社会的課題の解決といった地球規模の課題への対処を図るべく、新規案件の発掘・

組成や各国政府機関・関係企業とのリレーション構築に取り組んでいます。2022年度の当部門における主要な取り組み実績は以下のとおりです。

重要資源の安定確保・国際競争力の維持・向上への取り組み

(株) JERA に対して LNG 輸入資金を融資

日本のエネルギー会社による LNG 安定調達を支援

JBICは、(株) JERA (JERA) との間で、貸付契約を締結しました。本件は、JERA が液化天然ガス (LNG) を輸入するために必要な資金を融資するものです。

資源価格が上昇し、電力の安定供給が日本の国民生活や経済活動にとって喫緊の課題として認識される中、ガス火力発電用燃料としての LNG を安定的に調達することが従来にも増して重要となっています。本件は、JERA に対する LNG 輸入支援を通じて、日本への安定的なエネルギー供給を確保することで、電力の安定供給につなげるものです。

ブラジル法人 CSN Mineração S.A. が実施するペレットフィードプラント新設に対する融資

日本企業による鉱物資源の長期安定確保に貢献

JBICは、ブラジル法人 CSN Mineração S.A. (CM) との間で、貸付契約を締結しました。本件は、伊藤忠商事(株) (伊藤忠)、JFEスチール(株) および(株) 神戸製鋼所等が株主として参画する CM が実施する、ペレットフィード生産プラントの新設に必要な資金を融資するものです。ペレットフィードは鉄鉱石を破碎・加工処理したもので、製鉄における CO₂ 削減に重要な役割を果たす低炭素鉄鋼原料であり、伊藤忠は生産されるペレットフィードの長期引取権を確保します。

本件は、伊藤忠によるペレットフィードの長期安定的な確保を金融面から支援することを通じて、日本の鉄鋼産業にとって重要な鉱物資源の安定供給に貢献するとともに、サプライチェーンの強靱化や持続可能な社会の実現に資するものです。



ブラジル ペレットフィード
プラント新設

日本製鉄株式会社およびルクセンブルク法人ArcelorMittal S.A.がインド法人ArcelorMittal Nippon Steel India Limitedを通じて実施する合弁製鉄事業に対する融資

日本企業のインドにおける鉄鋼事業を支援

JBICは、日本製鉄(株)とルクセンブルク法人ArcelorMittal S.A. (AM)の合弁会社であるルクセンブルク法人AMNS Luxembourg Holding S.A. (AMLH)との間で、貸付契約を締結しました。本件は、日本製鉄がAMLHの子会社であるインド法人ArcelorMittal Nippon Steel India Limited (AM/NS India)を通じて実施する合弁製鉄事業の一環で、AM/NS Indiaのインド西部の鉄源一貫製鉄所において行う設備投資に必要な資金の一部を融資するものです。

本件は、着実な成長が見込まれているインドの鉄鋼市場において、インドの鉄鋼需要を中長期的に取り込み、日本製鉄の海外事業展開への支援を通じて、日本の産業の国際競争力の維持・向上に貢献するものです。



インドAM/NS ハジラ拡張

■ エネルギー・トランジションへの取り組み

ノルウェー法人YARA International ASA、シンガポール法人Sembcorp Industries Ltd. との戦略的業務協力協定締結

水素・アンモニア分野等における協力関係を強化

JBICは、ノルウェー法人YARA International ASA (YARA)との間で、アンモニア分野における協力推進、シンガポール法人Sembcorp Industries Ltd. (Sembcorp)との間で、水素・アンモニア分野等における協力推進を目的とする戦略的業務協力協定を締結しました。

両社は脱炭素社会の実現に向け、日本企業との間で水素・アンモニア等のサプライチェーン構築にかかる案件形成を促進しています。また、JBICは、2021年6月に公表した第4期中期経営計画において、脱炭素社会の実現に向けたエネルギー変革への対応に取り組んでいくことを掲げています。こうした関係機関との協業のフレームワークを構築することで、水素・アンモニアのサプライチェーン構築等に向けた案件形成の加速化を目指します。

オーストラリア法人Woodside Energy Group Ltdとの包括戦略パートナーシップ、マレーシア国営石油会社Petroleum Nasional Berhad (PETRONAS) との覚書締結

エネルギー供給と脱炭素化に向けた協業を促進

JBICは、オーストラリア法人Woodside Energy Group Ltd (Woodside) との間で、エネルギーの安定供給の確保や脱炭素分野での連携強化および協力促進等を目的とした包括戦略パートナーシップに関する覚書を締結、さらに、マレーシア国営石油会社Petroleum Nasional Berhad (PETRONAS) との間で、クリーンエネルギー分野における日本企業との協業促進を目的とした覚書を締結しました。

エネルギー安全保障の重要性が高まる中、エネルギー安定供給の確保に引き続き取り組むとともに、新たなエネルギー分野や低炭素事業における協業を強化し、脱炭素社会の実現に向け、かかる分野における案件形成の促進を目指します。



The 2nd Asia Green Growth Partnership Ministerial Meeting

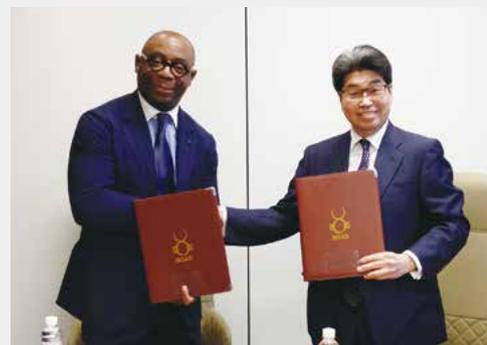
社会的課題への対処

ウガンダ財務・計画・経済開発省、コートジボワール経済・財政省および西アフリカ開発銀行との業務協力協定の締結

日本企業によるアフリカ地域での環境保全に貢献するビジネスを創出

JBICは、2022年8月にチュニジアで開催された第8回アフリカ開発会議(TICAD8)の機会を捉えて、ウガンダ財務・計画・経済開発省、コートジボワール経済・財政省および西アフリカ開発銀行との間で、日本企業によるアフリカ地域における地域環境保全に資するビジネスの形成促進を目的とする業務協力協定を締結しました。

アフリカは、クリティカル・ミネラルズを含む豊富な天然資源を有しており、さらに高い人口増加率を背景とした経済成長・市場拡大が見込める地域です。他方、電力を含む社会インフラ整備や産業の多角化が課題となっており、保健医療サービスの拡充や食料安全保障という課題にも取り組む必要があります。JBICは、第4期中期経営計画(2021年～2023年)において掲げる「政策的重要性の高い国・地域に対する戦略的取組」の中にアフリカを位置付けており、基本インフラの構築、アフリカにおける気候変動対策への取り組みを推進すべく、現地政府機関等と連携しながら、日本企業のアフリカにおけるビジネス展開を支援していきます。



西アフリカ開発銀行調印後エグゼクティブと林総裁

■ 今後に向けて

エネルギーを巡る情勢、市場環境が大きく変容する中で、エネルギー安全保障の重要性は高まっており、重要資源の確保、調達先の多角化等が喫緊の課題となっています。同時に、気候変動問題への対応加速化も求められる中、エネルギーを巡る諸課題は難しい局面に立たされています。JBICは、化石燃料開発と気候変動対応の両立を目指しつつ、日本企業による資源権益の取得・開発や次世代エネルギーの開発、エネルギー資源・鉱物資源等のサプライチェーンの強靱化を積極的に支援することで、これらのグローバル・アジェンダへの取り組みを進めていきます。

(1) 地球規模の課題への対処

脱炭素社会の実現に向けたエネルギー変革への対応として、製造・輸送・供給から利用に至るまでの水素バリューチェーン構築や、グリーンモビリティといったグリーンイノベーションへの取り組みに注力していきます。(グリーンファイナンス)

また、ホスト国による持続可能なエネルギー移行への積極的な関与を図りつつ、環境負荷低減に資する事業の拡大に貢献するため、アンモニア・水素混焼や、CCS/CCUS^(注)、アジアを中心とした新興国における天然ガス事業(天然ガス転換・利用拡大等)への取り組み、製鉄・製錬業におけるCO₂排出削減案件も継続的に支援していきます。(トランジションファイナンス)

加えて、アフリカを含めた新興国において、医療サービス提供や食糧供給等の基礎的インフラへのアクセスなど、ホスト国の持続可能な成長に向けた社会的課題の解決に資する事業も積極的に支援していきます。さ

らに、2025年に日本で開催されるTICAD9を見据えながら、アフリカにおける日本企業のビジネス展開も支援していきます。(ソーシャルインパクトファイナンス)

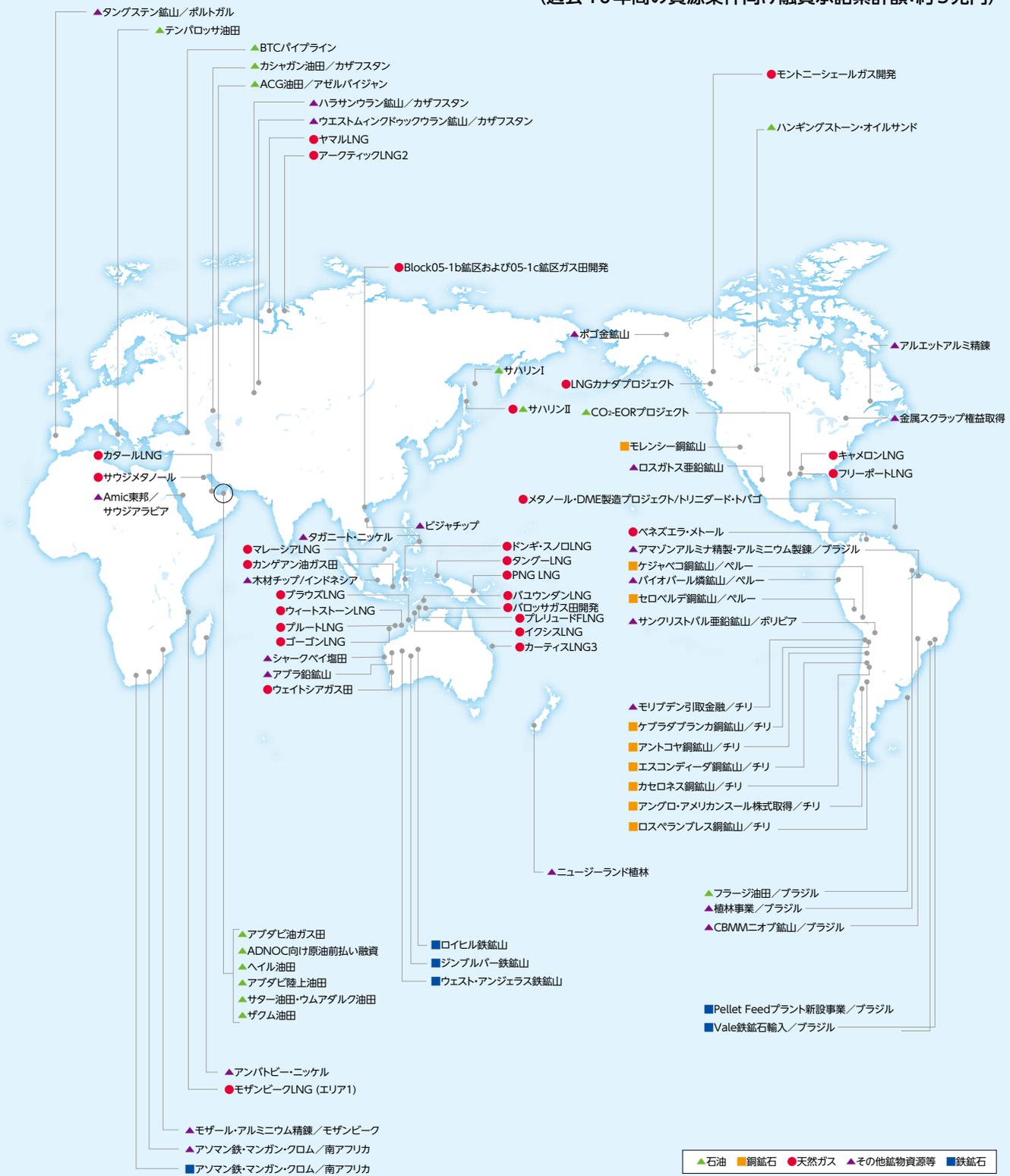
(2) クリティカルミネラルズの国際的なサプライチェーンの構築への対処

脱炭素社会の実現に必要な銅のほか、ニッケル、リチウムといったレアメタル等のクリティカルミネラルズと呼ばれる重要鉱物を確保することで、国際的なサプライチェーンの構築に向けた取り組みを強化していきます。

2050年カーボンニュートラル実現に向けて、銅やリチウムをはじめとする金属の需要が大幅に増加することが予測されている中、重要鉱物の安定確保にあたっては、リサイクルの高度化を含め極めて革新的な取り組みが求められることとなります。こうした重要鉱物には、採掘や製錬・精製技術が確立されていなかったり、特定の国・地域に資源賦存や生産・加工過程を依存しているものも多かったりと、安定確保に向けた課題が存在しています。日本政府が策定した「グリーン成長戦略」でも、あらゆる政策の総動員が謳われているところであり、JBICは、中長期的な観点から、その一翼を担うべく、当該分野における脱炭素に向けた取り組みを積極的に支援していきます。

(注) CCS (Carbon dioxide Capture and Storage) とは、温室効果ガスとなる二酸化炭素を分離・回収し、深海や地中に貯留する技術です。CCUS (Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage) は、分離・貯留した二酸化炭素を利活用するものです。

JBICの主要資源関連案件
(過去10年間の資源案件向け融資承諾累計額:約5兆円)



※一部承諾時から10年以上経過した案件を含む。

2023年3月31日時点

2. インフラ・環境ファイナンス部門



部門長メッセージ

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) は、人々の現実の生活やビジネス環境に大きな変容をもたらすとともに、グリーン・リカバリーに代表されるように、国際経済社会の気候変動問題に対する取組強化の潮流を形成しました。また、足元ではロシアによるウクライナ侵攻が世界の政治経済に大きな影響・脅威をもたらしており、ウクライナおよび周辺国支援を通じた多国間連携・国際機関連携の重要性も高まっています。こうした中、JBICは2021年に策定・公表した第4期中期経営計画 (2021～2023年度) およびESGポリシーの下、グリーンファイナンス、トランジションファイナンス、ソーシャルインパクトファイナンスを積極的に推進するとともに、2023年4月には株式会社国際協力銀行法の一部改正を受け、国際情勢の変化を踏まえたサプライチェーン強靱化の支援強化、スタートアップを含む日本企業のさらなるリスクテイクの支援強化、ウクライナの復興支援の円滑な実施等を可能

とする機能強化を行っております。インフラ・環境ファイナンス部門では、特に世界の脱炭素社会の実現やウクライナおよび周辺国支援など地球規模の課題解決に貢献する案件や日本企業のサプライチェーンの強靱化に貢献する案件への支援を進めていきます。脱炭素社会の実現に関しては、ホスト国の事情を踏まえ、ホスト国自身の主体的な取り組みを促していく「エンゲージメントアプローチ」が重要と考えており、これまで培ってきた各国との強固な関係や対話チャネルを活用していきます。また、プロジェクトコストが大きい、あるいはリスクの高いインフラ案件やウクライナおよび周辺国への支援案件では、政策金融機関の役割として、多国間連携や国際機関との連携をもって、日本企業のビジネス支援等を行っていきます。

インフラ・環境ファイナンス部門長 関根 宏樹 (常務執行役員)

事業環境と重点課題

当部門では、第4期中期経営計画 (2021～2023年度) に基づき、以下の分野を重点課題と考え、脱炭素社会の実現やウクライナおよび周辺国支援など地球規模の課題の解決に貢献する案件やサプライチェーン強靱化・再構築といった、産業・社会構造の急激な変化の下で、日本企業による案件に対する支援に注力していきます。

(1) 地球規模の課題への対処

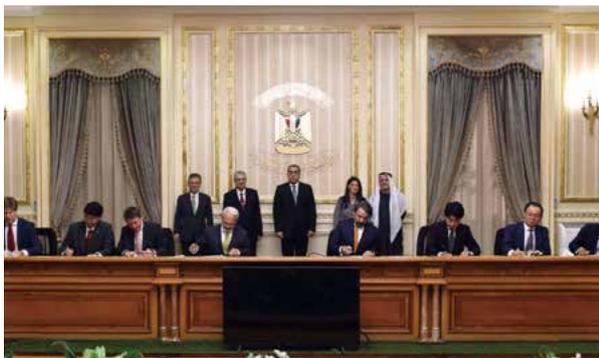
脱炭素化の大きな流れは具体例を紐解くまでもなく、2021年6月のG7コーンウォール・サミットでG7各国が2050年までのネットゼロをコミットし、2022年11月のCOP27ではパリ協定の目標を上回る「1.5℃

目標」の重要性やパリ協定の気温目標に整合的な2030年の国別目標 (NDC) の強化が示される等、大きな動きが続いています。

一方、これらを実現する方策、考え方は多種多様となっています。日本政府は、それぞれの置かれた環境・状況を踏まえ、現実的な方策を取っていくことがむしろ脱炭素化社会の実現につながるの考え方から、開発途上国のエネルギー政策等に深くエンゲージし、ともにエネルギー・トランジションを実現していく政策を掲げています。特にアジアについては、2022年1月の岸田首相の施政方針演説にて、アジア各国が脱炭素化を進めるとの理念を共有し、エネルギー・トランジションを進めるために協力することを目的として、「アジア・

ゼロエミッション共同体」構想を提唱しています。JBICは、日本の政策金融機関として、これまで培ってきた世界各国との強固な関係性等を活かし、日本政府の進めるエンゲージメントといった考え方による脱炭素化、エネルギー転換、さらに廃棄物処理・発電や分散型電源等、社会的課題の解決に貢献する案件の実現を支援していきます。

また、ロシアによるウクライナ侵攻は世界の政治経済に大きな影響・脅威をもたらしています。こうした中、2022年5月のG7開発大臣会合では、ポーランドやルーマニアを含むウクライナ周辺国への支援を行う方針が示されたほか、2022年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太方針2022）」において、日本はG7議長国としてウクライナ侵略に毅然と対応し、ウクライナ等への支援を強化する旨が謳われています。また、2022年8月に発出された「エネルギー安全保障に関するG7外相声明」では、エネルギー安全保障・強靱性の強化を目的とする取組方針が確認されており、ウクライナおよび周辺国支援を通じた多国間連携・国際機関連携の重要性が一層高まっています。JBICは、2023年4月に株式会社国際協力銀行法の一部改正を受け、ウクライナの復興支援の円滑な実施等を可能とする機能強化を行っており、多国間連携や国際機関との連携を通じてウクライナおよび周辺国支援を行っていきます。



Amunet陸上風力発電事業 調印式

(2) 産業・社会構造変革下での我が国企業の国際競争力強化支援

コロナ禍がもたらした世界的な経済活動の制限、移動制限は、ビジネスにおいても大きな影響を及ぼしました。その一つがサプライチェーンの分断でした。「インフラシステム海外展開戦略2025（令和5年6月追

補版）」でも指摘されているとおり、今般の世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応を機に、世界全体でデジタル化、脱炭素化といった社会の変革が加速することが予想され、感染防止の継続と経済成長・環境保全を両立する形で、従来とは異なる新たなインフラニーズに柔軟に responding していく必要性が高まっていくものと考えています。その中で、環境、デジタル、通信に関する先端技術をはじめ、独自の技術力に強みを持つ日本企業の海外展開や日本企業のサプライチェーン強靱化等を支援していくことは、ポストコロナの新しい世界における日本企業の国際競争力の維持・向上に重要な意味を持つと考えています。

JBICは、2020年度に実施したインドでの日系企業サプライチェーン強靱化支援向け融資（インドステイト銀行向け融資）を嚆矢に、これら日本企業のサプライチェーン強靱化に貢献する案件を支援すべく、2022年7月に開始した「グローバル投資強化ファシリティ」の中に、「グローバルバリューチェーン強靱化ウインドウ」を設けました。同ウインドウを活用しつつ、日本企業の海外サプライチェーン強化を積極的に支援していきます。

(3) 質の高いインフラ海外展開に向けた戦略的取組の推進

日本政府が2016年に提唱した「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」は、ルールに基づく自由で開かれた国際秩序を実現することにより、地域全体、ひいては世界の平和、繁栄を確保していくという考えに根差したものです。2023年3月にはFOIP協力の新たな4つの柱の一つとして「多層的な連結性」が掲げられており、地域間の連結性向上に貢献できる「質の高いインフラ」の展開は、FOIPの中でも重要となっています。

これら質の高いインフラは、多くのステークホルダーに関係するものであり、またプロジェクト規模が大きく、リスクも高くなる傾向があるため、日本やJBIC単独での実現が難しいことも多いと考えられます。

このような問題意識に根差し、JBICでは従来、多国間連携・国際金融機関との連携を重視しています。具体的には日米豪の政策金融機関との連携強化や、欧州投資銀行（EIB）、欧州復興開発銀行（EBRD）といった公的金融機関との連携強化を図ってきました。

2022年11月に実施したカナダのオンタリオ州地下鉄案件向け融資では、韓国やカナダの公的金融機関

とも協調し、カナダの鉄道市場における日立製作所の取り組みを支援しています。コロナにより改めて重要性が認識された保健・医療分野のインフラも含め、日

本企業の取り組みを確実に後押しすべく、政策金融機関の役割として、プロアクティブな取り組みを通じ、質の高いインフラの海外展開を支援していきます。



欧州投資銀行とのMOU調印式



オンタリオ州地下鉄事業

JBICの取り組み

新型コロナウイルス感染症の拡大からの経済回復に際して、脱炭素・低炭素産業への投資促進（グリーンリカバリー）等、カーボンニュートラルに向けたビジネスチャンスが拡大しており、日本の優れた技術を活用して世界の脱炭素化および持続的な経済成長に貢献していくことが重要になっています。JBICでは、世界の脱炭素

社会の実現に向け各国における低炭素化・地球環境保全に資する案件への支援を実施するとともに、サプライチェーンの再構築・強靱化に貢献する案件やウクライナ・周辺国支援に対する支援にも取り組んでいます。2022年度の当部門における主要な取り組み実績は以下のとおりです。

■ 低炭素化・地球環境保全に対する取り組み

豊田通商（株）および（株）ユーラスエナジーホールディングス等が実施する陸上風力発電事業に対する融資

脱炭素社会実現に向けた再生可能エネルギー事業への支援

JBICは、エジプトで陸上風力発電事業を実施する豊田通商およびユーラスエナジーホールディングス等に対し貸付契約を締結しました。エジプト政府は、火力発電への依存から脱却すべく、再生可能エネルギー由来の発電設備容量を2030年までに35%、2035年までに42%まで増強する目標を掲げています。

本プロジェクトは、豊田通商およびユーラスエナジーホールディングス等が出資するエジプト法人RED SEA WIND ENERGY S.A.E.が、スエズ湾沿いの紅海県

Ras Ghareb地区において、発電容量約500MWの陸上風力発電所を建設・所有・運営し、エジプト送電公社に対し売電する事業です。JBICは、こうした日本企業の海外事業展開を支援することで、日本の産業の国際競争力の維持・向上に貢献します。



Ras Ghareb2陸上風力発電事業 調印式

環境保全業務 (GREEN) の下、インドネシア、ベトナム、インド等に融資

GREENにおけるファイナンスツール活用で金融面から地球環境保全に貢献

Global action for Reconciling Economic growth and ENvironmental preservation (通称: GREEN) は、地球環境保全業務を通じて「世界規模での環境と経済の両立」への寄与が期待されるプロジェクトに対する融資・保証および出資です。JBICは、GREENの一環として、インドネシアにおける再生可能エネルギー事業に必要な資金を国営石油会社PT Perusahaan Perseroan (Persero) PT Pertamina (プルタミナ) へ融資しました。



プルタミナ向けGREEN 調印式

また、ベトナムにおいても、2023年1月にインフラ投資に関する日米豪3機関間パートナーシップ (TIP) が発表した

ベトナムの脱炭素化に向けた協力枠組み「Vietnam Climate Finance Framework (VCFF)」の下、ベトナムにおける再生可能エネルギー事業を支援すべく、ベトナム外商銀行 (Vietcombank) に対し、クレジットラインを設定しました。

これらの取り組みは2022年に日本政府や米国政府をはじめとするパートナー国とインドネシア政府やベトナム政府との間で合意された、「公正なエネルギー移行パートナーシップ (JETP)」の趣旨やアジア・ゼロエミッション共同体構想にも沿うものです。

また、インドにおいても同国政府の掲げるカーボンニュートラルの達成に貢献する取り組みとして、太陽光発電事業に必要な資金を国営企業のSJVN Limitedへ融資しました。

JBICは、日本の政策金融機関として、各国のエネルギー政策や環境政策に寄り添いつつ、GREENにおけるファイナンスツールを活用し、金融面から地球環境保全に貢献していきます。

日本企業のサプライチェーン構築・再編に向けた取り組み

住友商事 (株) ベトナム法人が実施する工業団地拡張事業に対する投資金融支援

日本企業の海外事業展開を支援

JBICは住友商事のベトナム法人 Thang Long Industrial Park II Corporation (TLIP2) に対し、投資金融による支援を行いました。本融資は、TLIP2がベトナム北部フンイエーン省にて行う第二タンロン工業団地の拡張事業への支援です。ベトナム政府は2025年にかけて毎年300～400億米ドルの海外からの新規投資誘致を目標に掲げており、コロナ禍を背景としたサプライチェーンの見直しも相まって、新たな生産拠点として、日本企業によるベトナムでの事業進出ニーズが高まっています。



第二タンロン工業団地拡張事業

JBICは本融資を通じて、こうした日本企業の海外進出およびサプライチェーン強化を後押ししていきます。

■ ウクライナ・周辺国支援に向けた取り組み

ポーランド法人BGK発行のサムライ債に対する保証

ロシア侵略を受けたウクライナ避難民向け人道支援における協力

JBICは、ポーランド法人Bank Gospodarstwa Krajowego (BGK) が日本で発行する円建て外債(サムライ債)に対する保証を行いました。ロシアのウクライナ侵略を受け、岸田首相は、2023年3月にウクライナおよびポーランドを訪問し、ウクライナへの揺るぎない支援の方針を伝達するなど、日本政府は両国との関係強化を図っています。こうした中、中東欧最大の難民受入国であるポーランドにおいて、BGKは「ウクライナ支援基金(Aid Fund)」を立ち上げ、ウクライナ避難民向けの医療・教育・住宅施設等をはじめとする人道支援に資金拠出しています。本件サムライ債は、同Aid Fundへの払い込みを目的に発行されるものであり、ロシアの侵略を受けたウクライナへの支援となるものです。



日ウクライナ首脳会談
(出典：首相官邸ホームページ)

■ 他国・他機関との連携

JBICでは、他国政府との関係構築や他機関との連携により、案件発掘やインフラプロジェクト実現・加速のためのリスク軽減等に取り組んでいます。また、世界で脱炭素化、カーボンニュートラルに向けたさまざまな議論が活発化しており、これまで構築してきた各国との関係を活かし、それぞれの国の置かれた現状や政策に寄り添い、対話を実施しながらあるべき道筋をともに進んでいく、エンゲージメントの取り組みを大切にしています。

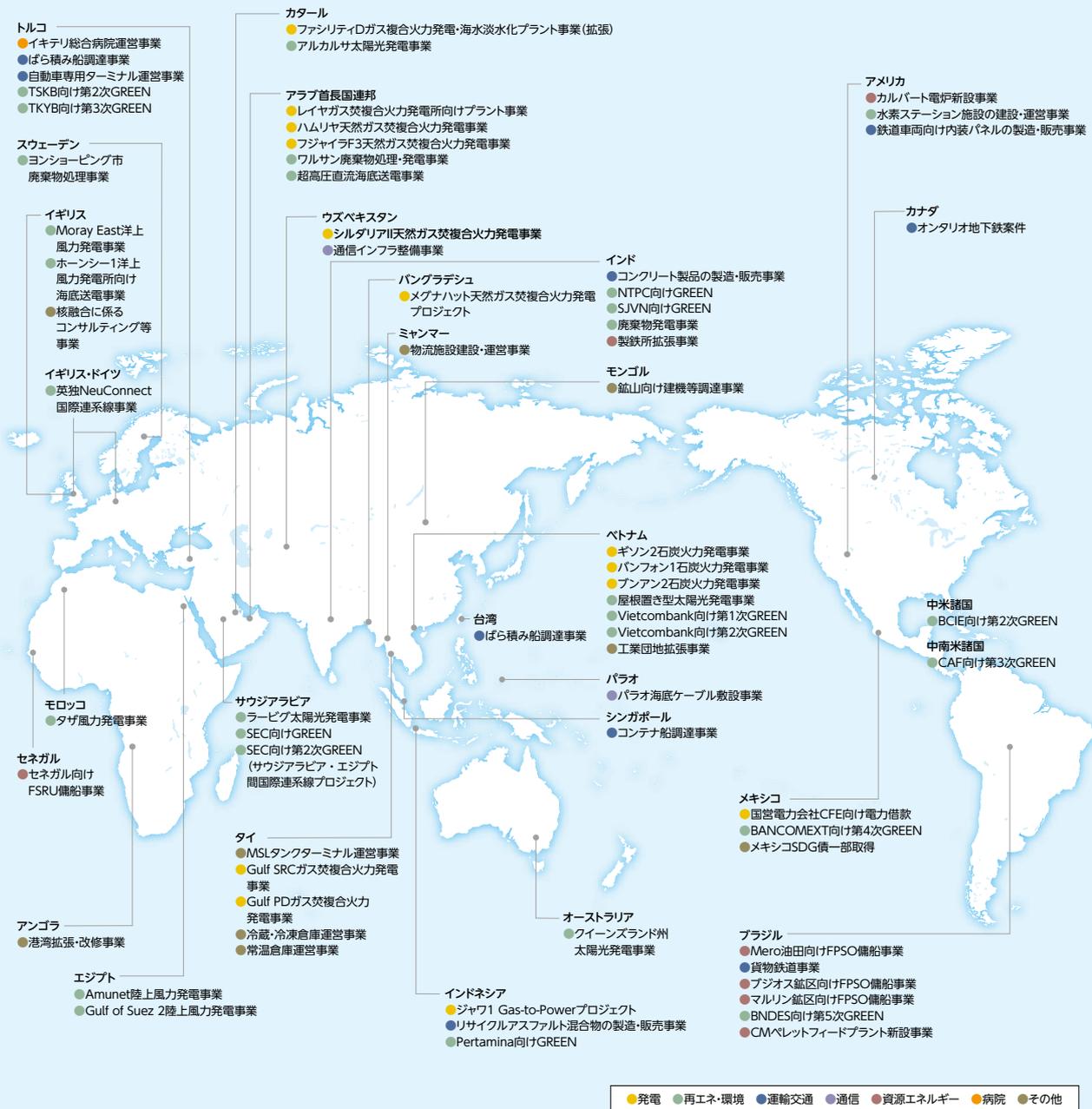
他国との連携に関しては、インドネシア電力公社(PLN)、国営石油会社プルトamina、インフラ金融公社(PT Sarana Multi Infrastruktur: Persero)との間でインドネシアのエネルギートランジションに貢献するプロジェクトの実現に向けた協力を旨とする覚書を締結しました。また、インドの政府系ファンドであるNational Investment and Infrastructure Fund Limited(NIIFL)との間で、「日印グリーン・グロースプラットフォーム」の設立および推進のための覚書を締結しまし

た。同覚書では、インドの環境保全および経済成長の促進ならびに日本企業とインド企業の協業促進を目的として、JBICの出融資機能を活用し、NIIFLとのファンド組成およびNIIFLの出資先に対する融資の検討を進めることを目指しています。

他機関との連携に関しては、日本政府が推進する「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け関係強化を進めている日米豪三カ国の連携に引き続き取り組んでいます。2022年5月には、米国貿易開発庁(USTDA)との間で覚書を締結しました。同覚書は、USTDAとの協力関係を強化し、インド太平洋を中心に、中東、アフリカ、ラテンアメリカ、カリブ海、東欧といった地域を対象に、インフラ、再生可能エネルギー、通信・デジタル等の分野における協力の推進を図るものです。

また、2022年10月には米国国際開発金融公社(DFC)、豪州外務貿易省(DFAT)および豪州輸出金融公社(EFA)との間で覚書を締結しています。同覚書

近年の主な海外インフラプロジェクトへの取り組み
(直近5年間の出融資保証実績)



※再エネ・環境には、太陽光、風力、地熱、水力、廃棄物発電、省エネルギーおよびその他地球環境保全に関する事業が含まれています。 2023年3月末時点

は日米豪4機関が構築してきた協力関係を一層強化するものであり、インフラ、エネルギーおよび資源といった従来の協力分野に加え、情報通信、デジタル、ICT、港湾、空港、金融、クリティカルミネラルズ、サプライチェーン強靱化、パンデミック対応といった分野での新たな協力の推進を図るものです。2023年5月には同

覚書に基づく日米豪3カ国のパートナーシップの下、豪州大手通信事業者Telstraグループが、南太平洋島嶼国地域において移動体通信事業等を展開するDigicel Pacific Limitedを買収する資金に係るEFAの融資の一部に対して、DFCと共に保証を供与しました。

3. 産業ファイナンス部門



部門長メッセージ

我が国および世界を取り巻く環境は、米中対立やロシア・ウクライナ問題などの地政学リスクの顕在化に伴う分断された世界、地球規模での気候変動・食料不足、半導体不足や原材料価格の高騰、さらには世界的なインフレーションの進行など、先行き不透明かつ困難な状況にあります。こうした困難な世界情勢の中、日本企業は、多くの産業に必要な不可欠な半導体の確保など安定したサプライチェーンの再構築や、地球温暖化防止と企業収益を両立させる脱炭素社会の実現に向けた取り組みなど、極めて難しい課題に直面しており、こうした課題を克服していくためには、JBICを含む金融界の果たすべき役割も益々重要になってきていると感じています。

こうした認識の下、産業ファイナンス部門は、日本産業界のニーズを的確に汲み取り、積極的なリスクテイクを通じ、日本企業によるグローバルなサプライチェーンの強靱化・再構築のための支援、次世代技術獲得等に向けた海外M&A

に対する支援、グリーンファイナンスなどを通じた地球温暖化防止に資する案件の支援、日本や世界の未来を創るスタートアップ企業への支援を強化し、日本の産業の国際競争力の維持・向上に取り組んでいます。日本企業の皆様と、こうした難題への最適解を一緒に考えていきたいと思っております。

産業ファイナンス部門長 佐々木 聡 (常務執行役員)

事業環境と重点課題

不確実性の高い事業環境

日本経済は、2020年以降拡大した新型コロナウイルス感染症の影響による経済の落ち込みから、緩やかな持ち直しが見られ経済活動は徐々に回復しつつあります。一方、世界経済は、ロシアによるウクライナ侵攻や米中対立等の地政学リスクも依然存在する中、原材料価格の高騰や世界的なインフレーションの進行等により、先行きの不透明感が漂い景気の下振れリスクが高まりつつあります。その中で日本企業は、米ドルを主とした金利の上昇による資金調達コストの上昇、さらには円安進行による需要減退等、引き続き不確実性の高い事業環境に置かれています。

JBICが2022年12月に発表した「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」において、生産活動に大きな影響を与えているショック要素として、「生産コスト・輸送コストの増加」が最多となる等、世界的なインフレーションが企業活動にも広く影響を与えてい

ることが示されています。また、企業の事業戦略における地政学リスクの重要性に関しては、各企業がどの国・地域に拠点を有するかによらず、計85%の企業が「非常に重要である」または「重要である」と回答しています。このように、物価高と地政学リスクは、日本企業の海外事業展開に影響を及ぼす重要な要素であることを再認識する結果となっています。

サプライチェーン再構築とDXおよびGXによる新たな海外事業機会の創出

感染症や自然災害に加え、地政学リスクの高まりによるサプライチェーンの途絶リスクの高まりがみられる中、調達先の多様化や国内生産回帰も含め、安定的に原材料を調達するため、サプライチェーン再構築への対策が各企業において必要となりつつあります。

また、世界的には、米国では2022年8月にCHIPS法^(注)が成立、欧州でも欧州半導体法案の成立に向け

た動きがみられるなど、政府主導でDX（デジタルトランスフォーメーション）向け投資が推進されており、世界各地で産業のDX化の核となる半導体産業の重要性は一層増しています。日本でも、半導体や蓄電池に関する取り組みを加速させるとともに、生成AIも念頭においた情報

処理基盤の構築や、データセンターの分散立地をはじめとする高度情報通信インフラの整備などの取り組みを包括的に進めるため、2023年6月に「半導体・デジタル産業戦略」が改定されました。

加えて、世界的な気候変動への意識の高まりと脱炭素社会の実現に向けた取り組みの加速を受け、米国での2022年8月のインフレ抑制法の成立、欧州での欧州グリーン・ディールの成立およびEU復興基金の創設等、排出削減と経済成長を両立するGX（グリーン・トランスフォーメーション）を掲げて、米欧を中心にDXとならび政府主導での投資が加速しています。日本では2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現すべく、2023年6月にGX推進法が施行され、GX経済移行債による先行投資支援や成長志向型カーボンプライシングの導入等が予定されています。

サプライチェーンの再構築に加え、米欧を中心とした政府主導のDX・GXの潮流が企業の新たな投資機会を創出している中、日本企業は、設備投資に加え、M&Aも活用した海外事業展開を継続しています。2022年の日本企業による海外M&Aは、2021年と比して金額規模は縮小しつつも件数は625件と横ばいでした（図表1）。この結果は、先行きの不透明な事業環境下、小規模投資によってリスクを回避しつつも、海外展開を続ける日本企業の動向を示すものと考えられます。

「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」（2022年度）によれば、各企業の2022年度実績見込みの海外売上高比率、および各企業が中期計画の下で想定する2025年時点の海外生産比率は、新型コロナウイルス感染拡大前以前に近い水準まで回復する見通しとなっており、日本企業の海外事業拡大意欲は回復傾向にあります。今後、さらなるDX・GX投資を通じた事業拡大が期待されるほか、M&A活用によ

図表1 日本企業による海外M&Aの金額および件数の推移

出所：(株)レコフ



る海外展開の継続が見込まれます。

(注) CHIPS法：正式名称「Creating Helpful Incentives to Produce Semiconductors and Science Act」は、米国内での半導体の開発・生産支援のほか量子コンピュータやAI（人工知能）といった先端技術への投資を支援する法案

中堅・中小企業の海外事業展開

中堅・中小企業は大企業に比べ活用できる人材や資金が限定的であり、海外事業展開においては地政学リスクの高まりを背景とするサプライチェーンの混乱・寸断や米ドルを主とした金利の上昇による資金調達コストの増大等による影響を大きく受け、その対応を迫られています。

サプライチェーンについては、中国依存からの脱却・多様化を目指し、ベトナム・インドなどアジア第三国への工場移転など、世界的なサプライチェーン再構築の動きが見られたほか、資金調達への対応としては例えばタイ・パーツなどアジアの現地通貨建借入を行うことで金利が高止まりする米ドル建ての借入を回避するための対応が見られました。設備投資の傾向としては、円安要因はあるもののコロナ後の世界的な力強い需要回復の流れを受け、底堅い設備投資行動が見られたほか、工場用電力のための太陽光発電投資など、GXの潮流を意識した設備投資も各産業セクターで見られました。

「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」（2022年度）によれば、海外事業を「強化・拡大する」と回答している中堅・中小企業は、回答企業全体の56.5%と過半を超え、かかる不透明な世界経済情勢を踏まえても、中堅・中小企業は海外事業展開を引き続き強化・拡大することが重要と認識されています（図表2）。新型コロナウイルス感染症への対応が収束する中、中堅・中小企業の海外事業展開の維持・拡大が期待されます。

図表2 中期的(今後3年程度)海外事業^(注1)展開見通し



(注1)「海外事業」の定義：海外拠点での製造、販売、研究開発などの活動に加えて、各社が取り組む生産の外部委託、調達等を含む。

(注2)棒グラフの上の()内の数は、本設問に回答した企業数。

(注3)「中堅・中小企業」とは資本金10億円未満の企業。

出所：JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告－2022年度 海外直接投資アンケート結果(第34回)」

JBICの取り組み

多様な手法を活用した日本企業の海外展開支援

JBICでは、第4期中期経営計画において「経済情勢の変化に即応した政策金融機能の発揮」、「産業・社会構造の変革下における我が国産業の国際競争力強化支援」を重点取組課題として掲げています。2021年1月には、「ポストコロナ成長ファシリティ」を創設し、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るべく、日本企業の国際的なサプライチェーンの強靱化・再構築への対処や日本企業による海外M&A支援に取り組みました。また、「ポストコロナ成長ファシリティ」の後続として、2022年7月に設立された「グローバル投資強化ファシリティ」(調印期限:2025年6月末)の下では、日本企業によるグローバルなサプライチェーンの強靱化・再構築の支援のため、トルコで行う表面処理鋼板等の製造・販売事業に対する支援、カナダで行う車両骨格部品等の製造・販売事業に対する支援、インドネシアで行う自動車の製造事業に対する現地通貨建ての支援や、欧州で行う自動車部品の開発・製造・販売事業に対する支援を日本企業に対して行いました。また、次世代技術獲得等に向けた海外M&A支援のため、日本企業が米国アニメ配信プラットフォームの運営企業を買収するための資金や、日本企業が米国メタル系フォトレジストの開発・製造企業を行う企業を買収するための資金を融資しました。加えて、グリーンファイナンス・トランジションファイナンスへの取り組みとして、日本企業がハンガリーにおいて行うリチウムイオン電池用カルボキシメチルセルロースの製造・販売事業に対して支援しました。

また、海事産業および航空産業における日本企業の国際競争力の維持・向上のための取り組みも引き続き実施しました。これらの業界も、脱炭素社会の実現に向けた取り組みや新型コロナウイルス感染症拡大からの回復に向けた戦略転換を図っています。具体的には環境規制を踏まえた最新鋭の船舶の利用および新燃料船の導入等に向けた開発の促進、省燃費性能の高い航空機材の導入等の取り組みの促進、またポストコロナの旅客需要の回復に対応した航空機材数拡大等の事業拡大に取り組む企業もあります。こうした状況下、日本の航空会社による海外からの機体購入につき、民間金融機関による国内航空会社向けで初めてとなるトランジション・リンク・ローン(CO₂排出削減目標の達成度に応じて金利等の貸出条件が変動するローン)に対する保証の供与を行いました。また、日本企業による海外における航空機リース事業拡大に向けた、航空機リース会社の買収資金への融資を通じ、さらなる事業拡大・収益機会獲得の支援を行っています。

中堅・中小企業の海外事業展開支援

JBICは本店および大阪支店に中堅・中小企業支援専門の部署を配置し、中堅・中小企業の海外事業展開支援に積極的に取り組んでいます。2022年度は、サプライチェーンの混乱やロシアによるウクライナ侵攻等の地政学リスクの顕在化等により、新型コロナウイルス感染症拡大前に比べると海外投資を控える傾向が見られたものの、サプライチェーンの再構築につながる設備投資・移転や、太陽光発電設備などGXを見据

えた環境投資等に対する資金支援で、地域金融機関等とも緊密に連携しつつ、計64件の中堅・中小企業支援案件の融資保証の承諾を行いました。

また、JBICは、金利が高止まりする米ドル建ての借入を回避するための対応として、タイ・バーツ、インドネシア・ルピア、インド・ルピー、人民元などをはじめとする現地通貨を含む外貨建て融資を行うなど、中堅・中小企業にとって最適な通貨での資金支援による海外事業展開支援を行いました。

さらに、スタートアップ企業に関しては、独立行政法人等9機関の間で2022年11月に締結した「スタートアップ・エコシステムの形成に向けた支援に関する協定書」も踏まえつつ、日本や世界の未来を創るスタートアップ企業の取り組みを積極的に支援していきます。

また、中堅・中小企業は大企業に比べて、海外事業に必要な情報収集等の面でも制約を抱えている場合があることから、中堅・中小企業支援の担い手である地域金融機関や公的機関、経済団体、中小企業支援機関、海外展開支援機関等との連携も強化しつつ、海外投資環境をはじめとする各種情報提供やJBICの海外駐在員事務所等も活用したセミナーや個別相談会を通じたきめ細やかな支援を実施していきます。

日本企業が直面する危機や多様化するニーズへの対応

日本企業の海外展開の面からは、経済成長に伴う人件費の高騰や米中対立を踏まえた事業リスクの高まりにより、中国での事業強化を重視する企業が減少する一方、ベトナムやインドなどの新興国への関心が高まっています。さらには、半導体など戦略物資の世界的な不足などを背景に、グローバル・サプライチェーンの見直し・再構築・最適化の必要性に多くの企業が直面しています。JBICは、こうした変化や世界経済の動向、日本企業の資金ニーズ等を的確に捉えつつ、「グローバル投資強化ファシリティ」も活用し、日本の産業の国際競争力の維持・向上のために貢献していきます。

産業ファイナンス部門では、大企業のみならず中堅・中小企業も含めた多くの日本企業が直面する課題に応じた支援を継続すると共に、日本企業の課題・ニーズを的確に把握し、第4期中期経営計画で掲げる地球規模の課題への対処、サプライチェーン強靱化や日本企業のデジタル変革等に向けたM&Aによる技術獲得等への支援等、日本の持続的な成長につながる新たなビジネス機会の探索と創造に貢献すべく、さまざまな金融手法を駆使し、またリスクテイク機能の強化等を通じて、日本と世界をつなぐ役割を引続き果たしていきます。

■ 取り組み紹介

JSR(株)による米国法人Inpria Corporationの買収資金を融資

半導体分野における日本企業の海外M&Aを支援

JBICは、JSR(株)との間で、貸付契約を締結しました。本件は、JSRが、米国法人Inpria Corporation(Inpria社)を買収するために必要な資金の一部を融資するものです。Inpria社は、次世代EUVリソグラフィ^(注1)用メタル系フォトレジスト^(注2)の設計・開発・製造を行う企業です。半導体チップは微細化が進んでおり、その実現にあたっては次世代のEUVリソグラフィおよび高品質なフォトレジストといった技術が不可欠です。Inpria社のメタル系フォトレジストは世界最高性能の限界解像度を達成しています。JSRは、Inpria社の買収を通じて、Beyond 2nmと呼ばれる次世代半導体まで対応可能なフォトレジストメーカーとなることを目指しています。本融資は、こうしたJSRの海外事業展開を支援するものであり、日本の産業の国際競争力の維持および向上に貢献するものです。

(注1) EUV(極端紫外線)リソグラフィは、半導体チップの製造工程で不可欠な13.5nmの極端紫外線光を用いた露光手法です。

(注2) メタル系フォトレジストは、次世代EUVリソグラフィで用いられる高品質なフォトレジスト(感光材)の中でも、世界最高性能の限界解像度を達成しているものです。

三井化学(株)のシンガポール法人が実施するタフマー®の製造・販売事業に対する融資

日本の化学メーカーの海外事業展開を支援

JBICは、三井化学(株)のシンガポール法人 MITSUI ELASTOMERS SINGAPORE PTE LTD (MELS)との間で、貸付契約を締結しました。本件は、MELSが実施するタフマー®(注)の製造・販売事業に必要な資金を融資するものです。MELSが製造・販売するタフマー®は、プラスチック樹脂素材として、柔軟性や軽量性といった特徴を持ち、自動車部品をはじめ、包装材料、スポーツ用品、特に近年ではクリーンエネルギー関連部品など幅広い分野で使用されています。昨今、脱炭素社会の実現に向けて、世界的にクリーンエネルギー導入への注目が集まる中、三井化学はこの需要拡大に対応するべく、MELSの生産能力増強を計画しています。本融資はこうした三井化学の海外事業展開への支援を通じて、日本の産業の国際競争力の維持・向上に寄与するものです。



シンガポールのタフマー®既存製造プラント(提供：MELS)

(注)タフマー®は三井化学の登録商標です。

三井住友ファイナンス&リース(株)傘下の航空機リース会社 SMBC Aviation Capital Limitedによる航空機リース会社の買収資金を融資

日本企業の海外M&Aを支援

JBICは、三井住友ファイナンス&リース(株)との間で、傘下のアイルランド法人 SMBC Aviation Capital Limited (SMBCAC) が 同 国 法 人 Goshawk Management Limitedを買収するために必要な資金の一部について、融資契約を締結しました。

SMBCACは世界各地のエアラインと広く取引のある有数の大手航空機リース会社であり、流動性が高く、また環境に配慮したナローボディ機材が中心の良質なポートフォリオを保有しています。三井住友ファイナンス&リースは、航空機リース事業を



SMBCACが保有するナローボディ機材のイメージ(提供：SMBCAC)

主要な成長分野の一つとして捉え、グローバルマーケットにおける事業展開の拡大を図る中、本買収を通じて、SMBCACの航空機リース業界でのプレゼンスを強化し、今後も高い伸びが見込まれる航空機需要を取り込むことで、同事業の持続的な成長とさらなる収益機会の獲得を目指しています。

本融資は、三井住友ファイナンス&リースの傘下企業による海外でのM&Aに必要な長期外貨資金を供給することで、日本企業の海外における事業拡大を支援するものです。

ユーシーシーホールディングス(株)によるオーストラリア法人Suntory Coffee Australia Limitedの買収に必要な資金を融資

日本企業の海外M&Aを支援

JBICは、ユーシーシーホールディングス(株) (UCCHD)との間で、貸付契約を締結しました。本件は、UCCHDが、その子会社であるオーストラリア法人UCC ANZ MANAGEMENT PTY LTDを通じて、オーストラリア法人Suntory Coffee Australia Limited(SCA)の買収に必要な資金を融資するものです。



オーストラリアの主力工場「プレストン工場」(提供: UCCHD)

UCCHDは、直営農園で苗木を育てることから、生産国での農事調査、品質保証、原料調達、マーケティング、研究開発、製造から販売に至るまで、「カップから農園まで」一貫したコーヒー関連事業を展開しています。

オセアニア地域では、コーヒーの堅調な需要拡大が見込まれる中、UCCHDは、同地域において業務用レギュラーコーヒーやスペシャルティコーヒーの事業基盤を有するSCAの買収を決定しました。

本融資は、こうしたUCCHDの海外事業展開を支援するものであり、日本の産業の国際競争力の維持および向上に貢献するものです。

エア・ウォーター(株)による米国法人の買収に必要な資金を融資

日本企業の海外M&Aを支援

JBICは、エア・ウォーター(株)の米国法人Air Water America Inc. (AWAI)との間で、貸付契約を締結しました。本件は、エア・ウォーターが、AWAIを通じて米国法人Noble Gas Solutions, LLC (NGS)を買収するために必要な資金の一部を融資するものです。



米国法人Noble Gas Solutions, LLC
(提供: エア・ウォーター)

エア・ウォーターは、2018年に米国事業の統括会社としてAWAIを設立しました。同社は、エレクトロニクス関連分野を中心に今後も堅調な産業ガスの需要拡大が見込まれる北米において、産業ガス分野で川上から川下までの一気通貫のサプライチェーン構築を目指しており、ニューヨーク州を地盤とするガス販売網を有するNGSの買収を決定しました。本買収により、エア・ウォーターは、NGSが有する販売ネットワークや販売インフラを活用することで、北米地域における事業拡大を企図しています。

本融資は、こうしたエア・ウォーターの海外事業展開を支援するものであり日本の産業の国際競争力の維持および向上に貢献するものです。

4. エクイティファイナンス部門



部門長メッセージ

JBICは、加速化するエネルギー変革(Energy Transformation)やデジタル変革(Digital Transformation)の時代に、日本企業の海外展開において新たな価値を提供していくことを目指し、出資業務の強化に取り組んできました。2017年6月に設立した、海外向け投資ファンドへの助言を行う株式会社JBIC IG Partners (JBIC IG)との連携による取り組みも新たなステージを目指しつつ、JBICグループとして出資案件の組成に取り組んでいきます。

SDGs・脱炭素社会の実現といった地球規模の課題への対処、新たな技術の獲得やビジネスモデルの展開を目指したM&A、海外インフラ事業の展開等、出資業務を通じたリスクマネーの供給はさまざまな場面で求められています。個別の企業やプロジェクト向けの出資に加えて、ファンドの仕組みを使ったリスクマネー供給も有効な手段と考えており、これまで培ってきた各国との強固な関係や対話チャンネルも活用し

つつ、多様なニーズに応えていきます。

中期経営計画の最終年度にあたる2023年度においても、JBICへの期待や日本を取り巻く環境変化も踏まえつつ、出資業務を通じて日本企業の海外展開を積極的に支援していきます。

エクイティファイナンス部門長 内田 誠(常務執行役員)

事業環境と重点課題

日本の産業の国際競争力の維持および向上

日本政府が2023年6月に策定した「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、経済安全保障政策の推進、エネルギー安全保障の強化や、企業の海外ビジネス投資促進等が謳われ、サプライチェーンの強靱化、グリーン・トランスフォーメーション(GX)・デジタルトランスフォーメーション(DX)等の加速や、スタートアップの推進と新たな産業構造への転換にかかる取り組みが掲げられています。また、日本企業による海外市場の獲得・需要取り込みや技術・ノウハウの獲得

を目的としたM&Aも、その重要性を増しています。

JBICとしても、サプライチェーンの強靱化に関する取り組み、脱炭素社会に向けた事業展開に対して出資業務を通じて支援していきます。また、DXやサステナビリティ・トランスフォーメーション(SX)に向けた先進技術の獲得や日本にとって重要な国や地域での日本企業の事業展開を支援すべく、JBIC IGも含めたJBICグループ全体として、直接のリスクマネー供給のみならずファンドスキームも活用した支援を行っていきます。

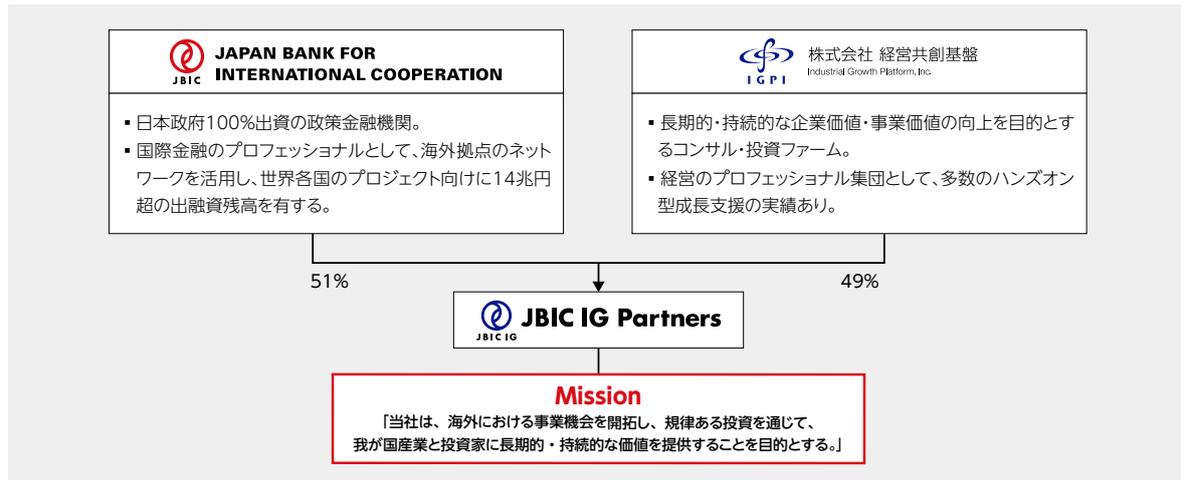
株式会社JBIC IG Partners (JBIC IG) 概要

JBIC IGは、JBICと(株)経営共創基盤(IGPI)が2017年6月に設立した投資アドバイザー会社です。日本の政策金融機関であるJBICの国際金融に関する知見と、IGPIの長期的・持続的な企業価値・

事業価値の向上を目的としたハンズオン型成長支援および投資事業に関する知見を組み合わせ、海外における事業機会を開拓し、規律ある投資を通じて、日本の産業界と投資家に長期的・持続的な価値を提供することを目的とした会社です。

JBIC IG Partnersとは

JBIC IG Partnersは、JBICとIGPIが設立した投資アドバイザー会社です。



JBIC IGのビジネスモデル

JBIC IGは、海外のパートナーと連携し、組成するファンドに対し投資助言を行うことを通じ、海外企業に出資を行っています。日本企業との共同投資や、日本企業と海外企業の橋渡しとしての役割を企図しています。

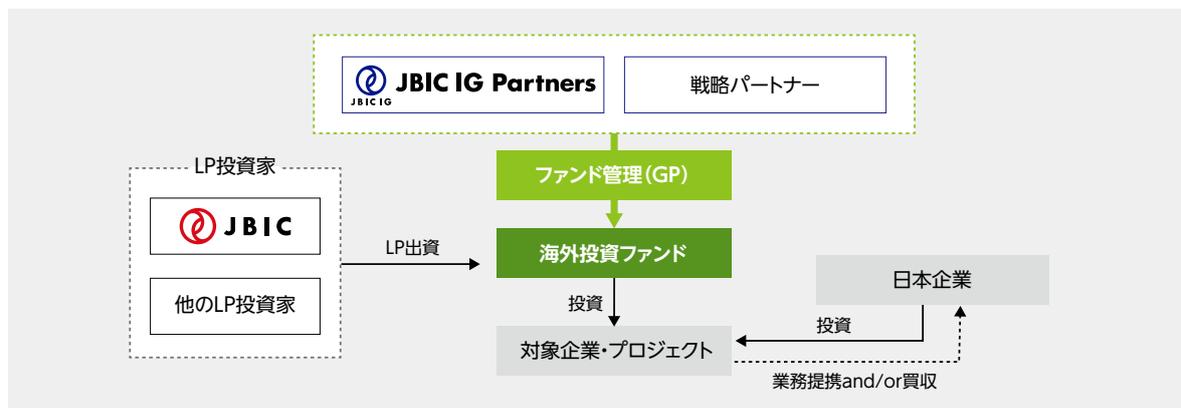
代表的な取り組みとして、2019年1月にバルト地域のファンドマネージャーであるAS BaltCapとの間で北欧・バルト地域におけるスタートアップ向け投資を行うベンチャーキャピタルファンドを創設し、2023年3月末までに計20件の投資を実行しました。順調

に投資が進捗したため2023年3月には後続ファンドも創設しています。

また、2023年5月には米国およびポーランドにてファンド組成実績のあるff Venture Capitalと協働し、中東欧地域におけるスタートアップ向け投資を手掛けるベンチャーキャピタルファンドを新設しました。JBIC IGは、これらファンドからの投資先企業と日本企業とを引き合わせ、協業を促進する活動を展開しています。今後も、新たなファンドの組成を通じ、日本の産業界に付加価値を提供していきます。

JBIC IG Partnersの投資ストラクチャー概要

JBIC IGグループとして、海外のパートナーと連携し、組成する海外投資ファンドを通じて、海外企業に出資を行います。



JBICの取り組み

JBICでは、M&Aなどを通じた日本企業の海外事業展開や、日本企業による海外スタートアップ企業との事業提携等を出資により支援しています。また、JBIC IGと共に海外のファンドマネージャーとも連携すること

を通じ日本企業の国際競争力向上を支援する枠組みの構築も行っています。当部門における最近の主要な取り組み実績は以下のとおりです。

■ 取り組み紹介

シンガポール法人 Wellesta Holdings Pte. Ltd. に対する出資

ヘルスケア分野における日本企業の海外事業展開を支援

2023年3月、JBICは、シンガポール法人 Wellesta Holdings Pte. Ltd. (Wellesta) の株式およびコンバーティブル・ボンド(転換社債型新株予約権付社債)を取得するために三井物産(株)が設立した特別目的会社であるシンガポール法人 MJ Pharma Pte. Ltd. に出資しました。

Wellestaは、2019年に設立されたスタートアップ企業であり、主にアジアにおいて医薬品および医療機器の販売・マーケティング事業を行っています。

三井物産は、同社が筆頭株主として出資参画するアジア最大級の民間病院グループである IHH Healthcare Berhad を中核として、アジアにおけるヘルスケア事業に取り組んでいます。こうした中、三井物産は Wellesta への出資等を通じて、医薬品および医療機器へのアクセスルートを確保し、同社のヘルスケアビジネスのバリューチェーンを強化することを企図しています。

また、アジアにおいては、先進国で承認済みの医薬品や医療機器が国内で未承認のため使用できない、いわゆるドラッグ・ラグやデバイス・ラグが社会課題となっています。Wellestaは各国での優れた医薬品等の提供を企業理念の一つとして掲げており、Wellestaの実施する医薬品および医療機器の販売・マーケティング事業は、ドラッグ・ラグ等の社会課題の解決にもつながるものです。

JBICによる Wellesta への出資等は、こうした三井物産の海外事業展開や社会課題解決を支援するものであり、日本の産業の国際競争力の維持および向上に貢献するものです。



Wellestaが取り扱うプロダクト例

北部ヨーロッパ地域のスタートアップ企業に投資を行うファンドに出資

サステナビリティ×デジタル分野で世界をリードする北部ヨーロッパ地域でのファンド出資を通じて日本企業の国際競争力の向上を支援

2023年3月、JBICは、ルクセンブルク国籍のNordicNinja Fund II SCSp (NordicNinja II)に出資しました。

NordicNinja IIは、JBIC IG等により設立され、主に北部ヨーロッパ地域（英国、アイルランド、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、フィンランド、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、アイスランド、エストニア、ラトビア、リトアニアの合計13カ国からなる地域）において、サステナビリティ×デジタル分野のスタートアップを投資対象とするベンチャーキャピタルです。北欧・バルト地域のスタートアップ企業を投資対象として2019年に設立され、JBICが出資を行ったJB Nordic Fund I SCSpの後続ファンドとなります。JBICの他、イーレックス(株)、オムロン(株)、(株)キューデン・インターナショナル、(株)きらぼし銀行、(株)コーセー、東京ガス(株)(同社子会社を通じて投資)、日揮ホールディングス(株)、日立造船(株)、本田技研工業(株)、KDDI(株)、SOMPO Light Vortex(株)が出資を行いました。

北部ヨーロッパ地域は、SDGsや気候変動に対する国民意識が高く、サステナブルな社会の構築やサーキュラーエコノミーの実現に向けた動きが活発化している地域であり、近年はサステナビリティ領域で世界をリードするスタートアップが多岐にわたる産業で多数誕生しています。また、同地域においてはユニコーン企業の出身者を筆頭に経験豊かな起業家はその知見・資金を次世代の起業家へ伝達する循環が生まれていること等を背景に、企業価値の高いスタートアップが数多く生まれるエコシステムが構築されています。

NordicNinja IIは、こういった北部ヨーロッパ地域におけるスタートアップ企業と、戦略投資家である日本企業との事業提携や資本提携等を促進することで、日本企業のSX等を戦略面から支援するものです。JBICは、NordicNinja IIへの出資を通じて日本企業の国際競争力の維持および向上に貢献していきます。



ファンドLP総会の様子

中東欧地域のスタートアップ企業に投資を行うファンドに出資

欧州における次なるイノベーションハブである中東欧地域でのファンド出資を通じて日本企業の国際競争力の向上を支援

2023年5月、JBICは、ルクセンブルク国籍のff Red & Whiteに出資しました。

ff Red & Whiteは、主に中東欧地域（ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、ルーマニア、ドイツ、オーストリアの合計7カ国からなる地域）において、自動化・遠隔化・省力化技術等に貢献するスタートアップを投資対象とするベンチャーキャピタルです。JBIC IGが、米国およびポーランドにおいてファンド組成実績のあるff Venture Capitalと共同で設立・運営を行います。第1クロージング時点において、JBICの他、双日（株）、日揮ホールディングス（株）、DMG森精機（株）、KDDI（株）、SBIホールディングス（株）（同社子会社を通じて投資）が出資を行いました。

中東欧地域は、数学や情報工学に強い工科大学等出身の優秀なソフトウェアエンジニアが多数存在するため、複数の大手テック企業が研究開発拠点を開設し、先端技術の開発を進めてきました。直近では、これら大手テック企業で経験を積んだエンジニアたちが自ら起業する流れが生まれています。また、同地域は世界有数の製造業大国であるドイツを擁していることもあり、産業オートメーション化に関する技術も発展しています。こうした背景から、産業や企業活動における自動化・遠隔化・省力化といったDX分野に貢献する有力なスタートアップが勃興しはじめています。

ff Red & Whiteは、こうした中東欧地域におけるスタートアップ企業と、戦略投資家である日本企業との事業提携や資本提携等を促進することで、日本企業のDXを戦略面から支援するものです。JBICは、ff Red & Whiteへの出資を通じて日本企業の国際競争力の維持および向上に貢献していきます。



ファンドクロージングイベントの様子

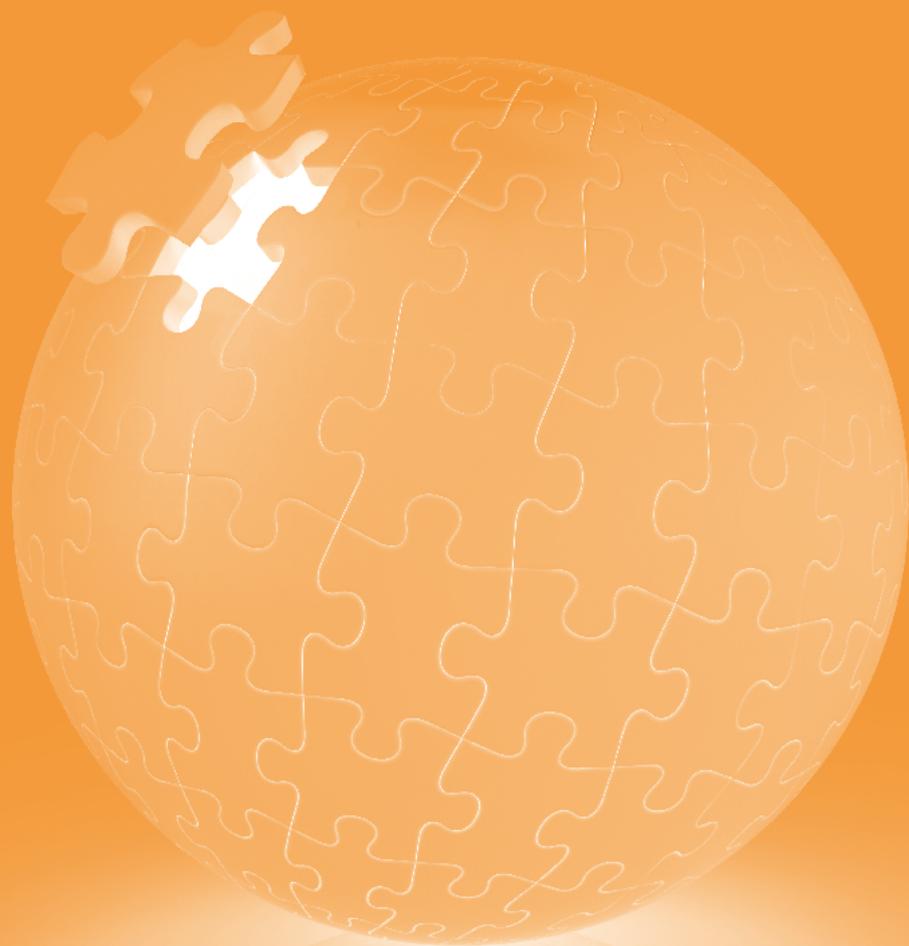
■ 出資による支援実績

JBICは、これまで「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（2013年1月11日閣議決定）を踏まえ、2013年2月に創設された「海外展開支援出資ファシリティ」の下、JBICの出資機能を活用したリスクマネー供給を通じ、日本企業の海外における経済活動のさらなる拡

大やグローバル経済の成長力の取り込みに向けた取り組みを支援してきました。本ファシリティにおける実績は、2023年6月末時点で39件、約3,119億円となりました。

3. 業務のご紹介

- 1. JBICのスキーム 82
- 2. 近年の特徴的な支援体制 92
- 3. 中堅・中小企業の海外事業展開に向けた支援体制 95



1. JBICのスキーム

■ 輸出金融

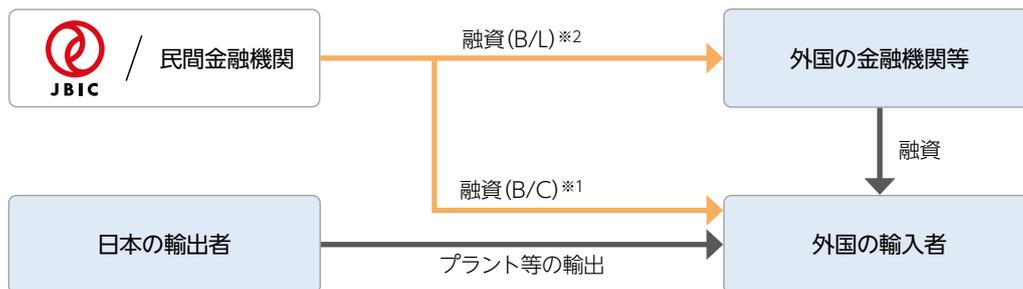
日本企業や日系現地法人等の機械・設備や技術等の輸出・販売を対象とした融資で、外国の輸入者（買主）または外国の金融機関等向けに供与しています。とりわけ船舶や発電設備等をはじめとするプラントには、多くの高度な技術が導入されており、その輸出は日本の産業の高度化にも貢献しています。また、日本国内の造船業界やプラント業界は、部品製造に携わる中堅・中小企業等関連企業の裾野も広く、輸出金融による支援はこうした国内企業への波及効果も期待されます。なお、特定分野^(注)については先進国向け輸出の場合にも適用可能です。

融資条件については、OECD公的輸出信用アレンジメントに基づき決定します。原則として、融資金額は輸

出契約金額、技術提供契約金額の範囲内で、頭金部分を除いた金額です。ローカル・コストは、OECD公的輸出信用アレンジメントで定める範囲内で融資対象に含めることも可能です。

(注) 先進国向け支援の対象分野(2023年8月末時点)

船舶、人工衛星、航空機、医療機器、温室効果ガス排出削減に寄与する設備、鉄道(都市間高速、都市内)、道路、空港、港湾、水事業、バイオマス燃料製造、再生可能エネルギー源発電、原子力発電、水素、燃料アンモニア、変電・送配電、高効率石炭発電、石炭ガス化、二酸化炭素の回収・貯蔵(CCS)、高効率ガス発電、スマートグリッド、蓄電、高度情報通信ネットワークの整備、バイオ医薬品、動植物由来の化学製品製造、電気自動車、半導体、廃棄物焼却・発電、製品の原材料等の安定供給を図る上で必要な物資・技術の開発等、新たな技術・ビジネスモデル等を利用した事業



※1: 外国の輸入者に対する融資(バイヤーズ・クレジット(B/C))

※2: 外国の金融機関等に対する融資(バンクローン(B/L))

日本企業によるトルコ向け港湾用コンテナクレーンの輸出を支援



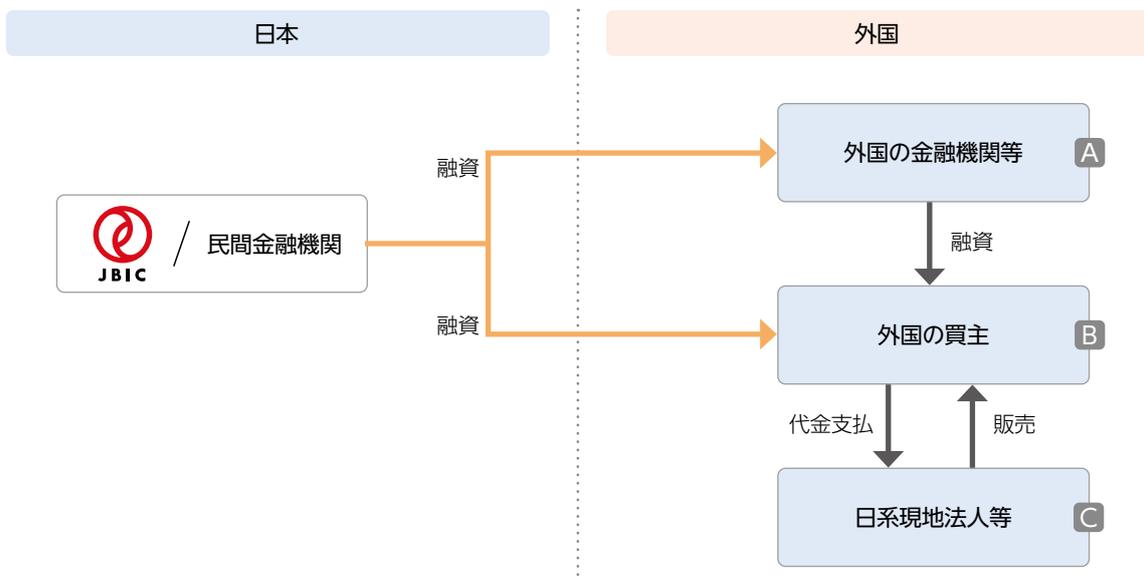
JBICは、トルコ法人Yapı Kredi Finansal Kiralama A.O.(YKL)との間で、バイヤーズ・クレジット(輸出金融)の貸付契約を締結しました。本件は、同国において港湾産業を展開するトルコ法人Yılport Holding A.Ş.が、同国ゲムリック港のクレーン増設にあたり、(株)三井E&Sマシナリーから港湾用コンテナクレーン計4基を購入するために必要な資金を、YKLを通じて融資するものです。

古くからアジア・ヨーロッパの交易拠点として栄えたトルコは、今後の成長戦略として鉄道や港湾などの物流インフラの整備を進めています。また、国内市場に加え、EUおよび近隣諸国市場への生産拠点としても日本企業からの注目は高まっており、本融資はトルコの港湾インフラの改善に貢献するとともに、日本企業の輸出を支援し、日本企業のビジネス機会の創出につながることを期待されています。

ローカル・バイヤーズ・クレジット(ローカル・バイクレ)

ローカル・バイヤーズ・クレジット(ローカル・バイクレ)は、日系現地法人等により海外で生産される設備や技術の輸出・販売に必要な資金を外国の買主に対して直接融資するものです。

ローカル・バイクレは、日系現地法人等が生産・販売する財・サービスを購入する買主(バイヤー)に対する融資を通じて、日本企業の海外拠点の取引を支援することを目的としたものです。なお、外国の金融機関等を経由した融資も可能です。



A、B、Cの所在国が異なる場合もローカル・バイクレの適用が可能。

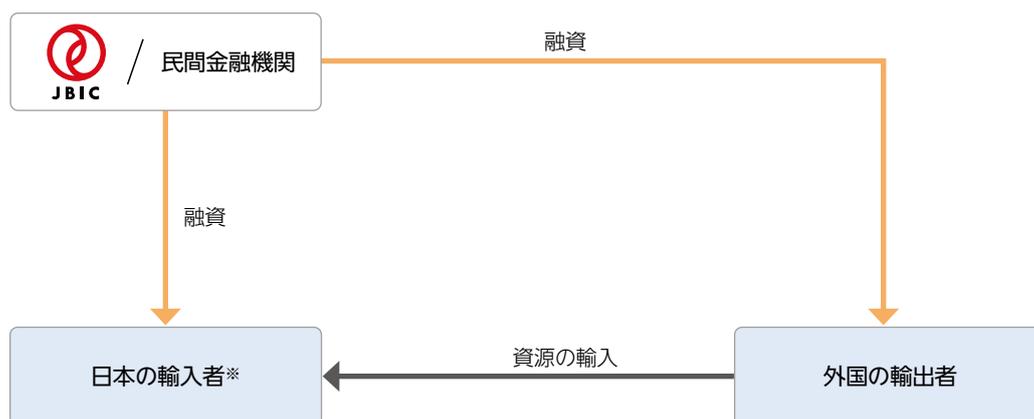
■ 輸入金融

日本企業による資源等の重要物資の輸入や、日本企業・日系企業が事業展開する海外において資源を引き取る場合を対象とした融資で、資源を引き取る日本の輸入者や、海外事業展開先で資源を引き取る日本企業・日系企業に対するもの、外国の輸出者に対するものがあります。天然資源に乏しい日本にとって、資源を長期安定的に確保することは経済活動の大切な基盤の一つであり、輸入金融は石油・天然ガス(LNG)・石炭といったエネルギー資源や鉄鉱石・銅・レアメタルといった鉱物資源等の輸入のために用いられています。

なお、資源以外でも航空機等、国民経済の健全な発展のために真に必要な製品の輸入については、保証機能を活用することにより支援しています(P82参照)。

融資対象輸入品目(資源)

石油、石油ガス、天然ガス、石炭、ウラン、金属鉱物、金属、燐鉱石、蛍石、バイオマスに由来する燃料、水素、燃料として使用されるアンモニア、塩、木材、木材チップ、パルプ等。



※日本企業・日系企業が事業展開する海外において資源を引き取る場合を含む。

日本企業によるLNGの安定調達を支援



JBICは、(株)JERAとの間で、JERAが液化天然ガス(LNG)を輸入するために必要な資金について、民間金融機関との協調融資により貸付契約を締結しました。

資源価格の上昇が継続する中、日本の国民生活や経済活動に不可欠な電力の安定供給を図るため、ガス火力発電用燃料としてのLNGを安定的に調達することが従来にも増して重要となっています。

本融資は、JERAに対するLNGの輸入支援により、日本への安定的なエネルギー供給を確保することで、電力の安定供給に寄与するものです。

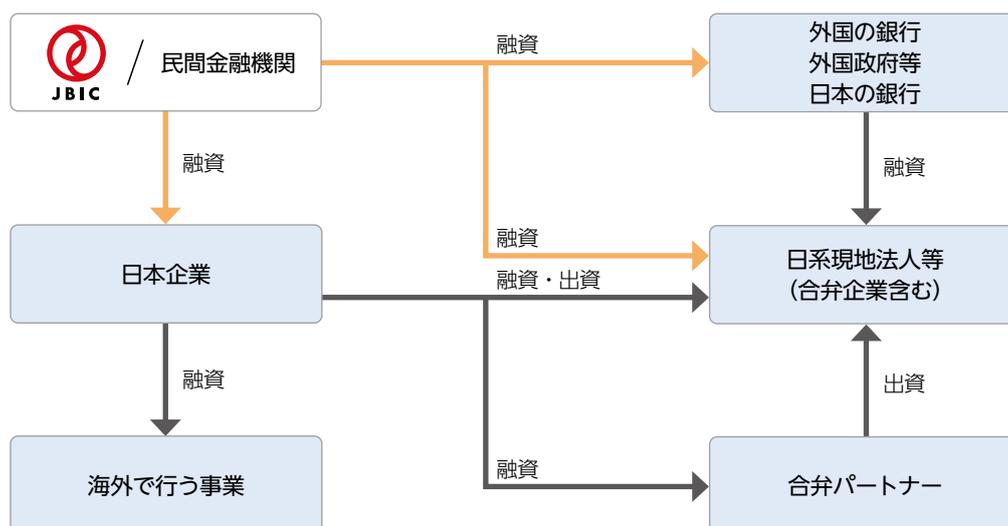
■ 投資金融

日本企業の海外投資事業に対する融資で、日本企業（投資者）に対するもの、日系現地法人（合併企業含む）またはこれに貸付・出資を行う外国の銀行・政府等に対するものがあります。

日本の国内企業向け融資については、中堅・中小企業向けの場合のほか、日本にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進のために行う案件、M&A等への支援を目的とした案件ならびにサプライチェーン強靱化のための海外事業資金を対象とした案件（これらは大企業向けを含む）が対象となります。また、中堅・中小企業を含む日本企業による海外事業展開支援のためのツー・ステップ・ローン（TSL）や、国内企業によるM&A等への支援を目的としたTSLも可能です。あわせて、JBIC

が長期資金の融資を行うまでの「つなぎ資金」が必要な場合については、海外で事業を行うための短期資金の供与も可能です。また、重要な資源の開発・取得に関する投資事業のほか、特定分野^(注)については先進国での投資事業に対する融資も可能です。

(注) 先進国向け投資金融の支援対象分野（2023年8月末時点）
 鉄道（都市間高速、都市内）、道路、空港、港湾、水事業、バイオマス燃料製造、再生可能エネルギー源発電、原子力発電、水素、燃料アンモニア、変電・送配電、高効率石炭発電、石炭ガス化、二酸化炭素の回収・貯蔵（CCS）、高効率ガス発電、スマートグリッド、蓄電、高度情報通信ネットワーク整備、船舶の製造・運用等、人工衛星の打上げ・運用等、航空機の整備・販売等、医療事業、バイオ医薬品、動植物由来の化学製品製造、電気自動車、半導体、廃棄物焼却・発電、製品の原材料等の安定供給を図る上で必要な物資・技術の開発等、新たな技術・ビジネスモデル等を利用した事業、温室効果ガス排出削減に寄与する措置、M&A等支援



日本の鉄道産業の海外展開を支援



JBICは、(株)日立製作所の完全子会社のイタリア法人日立レールSTS S.p.A.(日立レールSTS)等が出資するカナダ法人Connect 6ix General Partnership (Connect 6ix)との間で、プロジェクトファイナンスによる貸付契約を締結しました。本件は、地球環境保全業務(GREEN)の下で、Connect 6ixが担う地下鉄の車両および鉄道システムの供給、運行・保守事業に必要な資金を融資するものです。

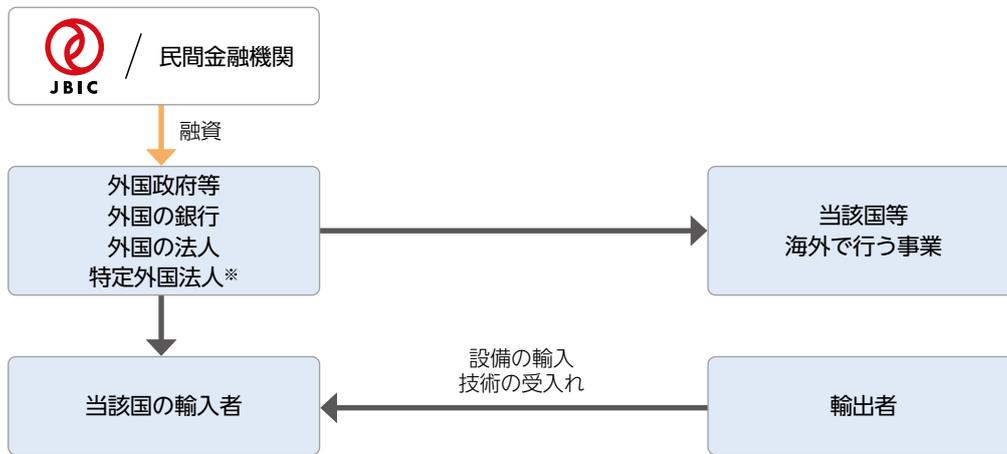
カナダのトロント市および近郊部では、移民の受け入れなどによる人口増加に伴う交通需要への対応が喫緊の課題となっています。本件は、カナダのトロント市で全長15.6kmの地下鉄を建設し、完工後30年間にわたり運行するもので、1日当たり28,000台分の自動車交通量の減少と年間720万リットル分の燃料削減が見込まれています。

Connect 6ixを通じて日立レールSTSの取り組みを支援することは、日本政府が推進する「インフラシステム海外展開戦略2025」施策にも沿ったものです。

事業開発等金融

事業開発等金融とは、開発途上国等による事業および当該国の輸入に必要な資金、当該国の国際収支の均衡や通貨の安定を図るために必要な資金、日本の経済活動・国民生活に必須の重要物資・技術のサプライチェーンや産業基盤に組み込まれた外国企業(特定外国法人)の海外事業に必要な資金等を供与するものです(日本企業からの投資や資機材の購入を条件としません)。

事業開発等金融による資金は、日本との貿易・投資関係の維持・拡大、日本のエネルギー・鉱物資源の安定的確保、日本企業の事業活動の促進、高い地球環境保全効果を有する案件への融資および国際金融秩序の維持等につながるプロジェクトへの融資等に用いられます。



※日本の経済活動・国民生活に必須の重要物資・技術のサプライチェーンや産業基盤に組み込まれた外国企業を指す。対象となる重要物資・技術や産業基盤は財務省令で指定される分野(対象分野はP13を参照)。
また、特定外国法人に対する融資等の検討にあたり、経済安全保障の視点を含む日本の産業の国際競争力の維持及び向上に資するよう、以下の点等を審査。また、当該検討にあたっては、特定外国法人とサプライチェーンのつながりのある日本企業(海外日系企業を含む。以下同じ。)又は事業基盤の利用において関係のある日本企業から支援要請があることを前提とする。

1. JBICによる融資等が、日本企業が調達する重要物資のサプライチェーン強靱化や日本企業が利用する重要技術の提供促進に必要であるか。
2. 外部の法的環境等により支援対象事業に支障が生じる懸念がないか。
3. 我が国の産業のノウハウやデータが外部に流出する懸念がないか。

その他、通常の融資案件等と同様、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」に基づく環境社会配慮が実施されていることの確認は別途行う。

インドにおける日系建機メーカーのサプライチェーン強靱化を支援



JBICは、インド法人インダスインド銀行(IndusInd Bank Limited)との間で貸付契約を締結しました。本融資は、日系建機メーカーの製造・販売事業などに必要な資金を、インダスインド銀行を通じて民間金融機関と協調融資するもので、JBICは民間金融機関の融資部分に対しては、保証を提供します。

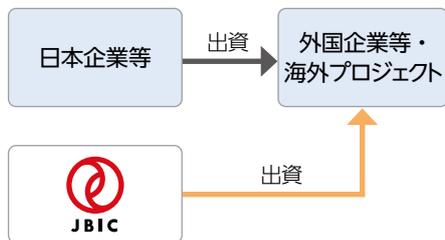
インドの建機市場は、販売台数ベースで世界第3位の規模であり、その中で日系建機メーカーは、インドの掘削用建機市場で約6割のシェアを有しています。また、インド政府は、インドの製造業を強化し、世界中から投資を呼び込むことで、インドをグローバルな投資先とすべく「Make in India政策」を掲げています。本融資は、インドの日系建機メーカーのサプライチェーン強靱化を通じて、同国で拡大するインフラ開発に必要な建機供給を促進するものであり、インド政府の政策にも沿ったものです。

■ 出資

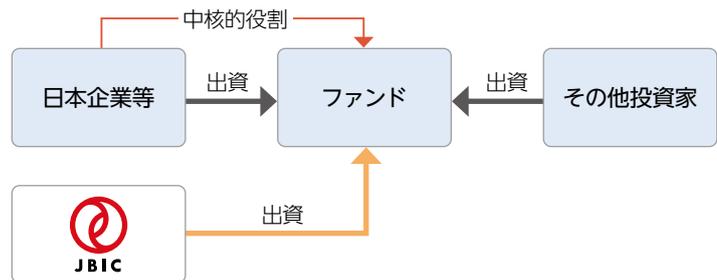
海外において事業を行う日本企業の出資法人や海外において新たに事業を行う国内のスタートアップ企業等、日本企業等が中核的役割を担うファンド等を対象と

して出資するもので、原則として以下の形態で出資しています。

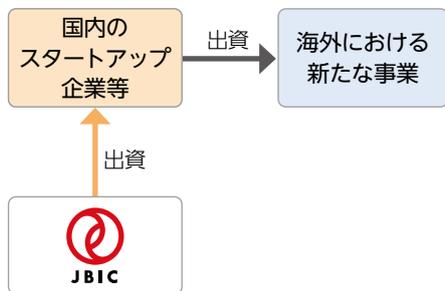
■ 日本企業等が外国企業や海外プロジェクト等に出資する場合



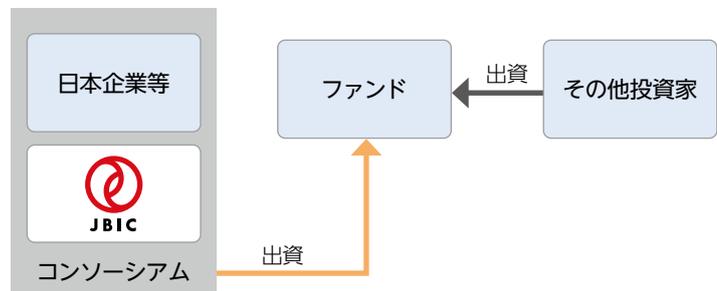
■ 日本企業等がファンドに出資する場合 (ジェネラルパートナー等となって運営方針や投資対象の決定の中核的役割を果たす場合)



■ 日本企業等が海外において新たに事業を行う場合



■ 国際的なファンドに対して日本企業等がコンソーシアムを形成して参画する場合



中東欧地域のスタートアップ企業に投資を行うファンドに出資

JBICは、日本企業計5社と共同で、ルクセンブルク国籍のff Red & Whiteへ出資しました。ff Red & Whiteは、中東欧地域において自動化・遠隔化・省力化技術等に貢献するスタートアップを投資対象とするベンチャーキャピタルで、(株)JBIC IG Partnersが同地域でもファンド組成実績のあるff Venture Capitalと共同で設立・運営を行います。

中東欧地域は、数学や情報工学に強い工科大学等出身の優秀なソフトウェアエンジニアが多数存在しています。また、世界有数の製造業大国であるドイツを擁していることもあり、産業オートメーション化に関する技術も発展しています。こうした背景から、産業や企業活動における自動化・遠隔化・省力化といったデジタルトランスフォーメーション(DX)分野に貢献するスタートアップが勃興し始めています。ff Red & Whiteは、同地域のスタートアップ企業と、戦略投資家である日本企業との事業提携や資本提携等を促進することで、日本企業のDXを戦略面から支援するものです。

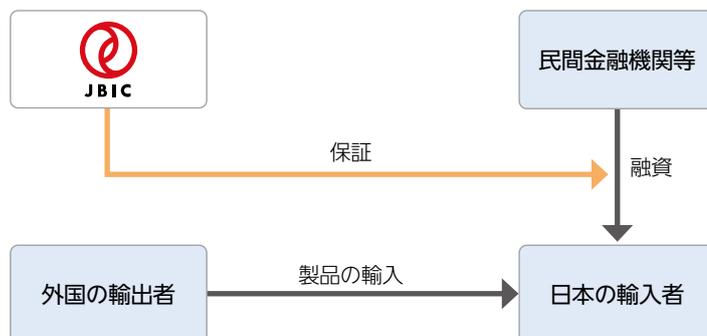
■ 保証

JBICは、出融資に加え、民間金融機関等の融資および開発途上国政府や現地日系企業等の発行する公社債に対する保証、通貨スワップ取引への保証、他国輸出信用

機関が行う保証への再保証等、保証機能も活用した支援を行っています。

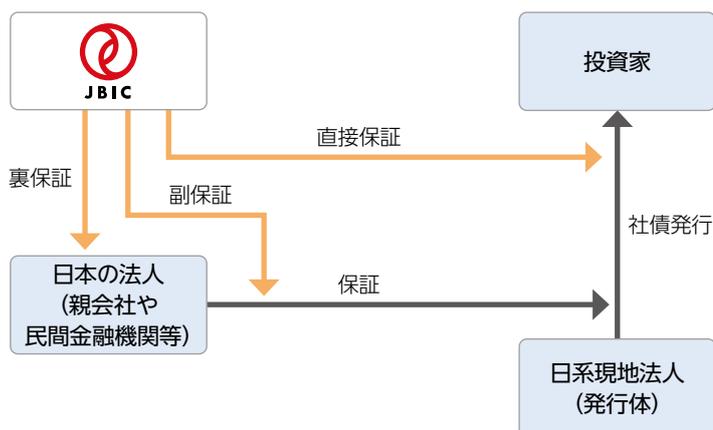
■ 製品輸入保証

航空機等、日本にとって重要な製品の輸入について、日本の法人が必要な資金を借り入れた場合に当該債務を保証します。



■ 現地日系企業が発行する社債への保証

現地日系企業が海外市場において発行する社債に対し、保証制度を活用して支援を行います。



脱炭素化に向けた航空機の安定的な輸入に貢献



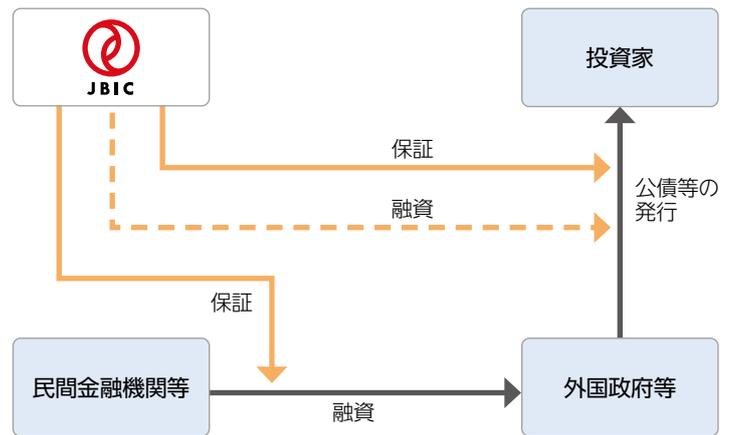
JBICは、日本航空(株)(JAL)に対して、民間金融機関が実施するトランジション・リンク・ローンの元本および利息等を対象とする保証契約に調印しました。本件は、JALが運航する航空機2機をフランス法人Airbus S.A.S.から輸入するために必要な資金について、JALが民間金融機関より借り入れることを支援するものです。

脱炭素化が世界的な社会課題となる中、航空機からのCO₂排出量削減は特に重要な課題の1つであり、JALは積極的に省燃費性能の高い機材の導入を進めています。また、民間金融機関が実施するトランジション・リンク・ローンは、企業のCO₂排出削減目標の達成度合いに応じて金利等の貸出条件が変動するため、当該ローンの活用により、JALのCO₂排出量削減目標達成に向けた取り組みを促進することが期待されます。

JBICは今後も、日本の航空産業の国際競争力の維持・向上に貢献するとともに、国民生活に不可欠な航空機の輸入を金融面から支援していきます。

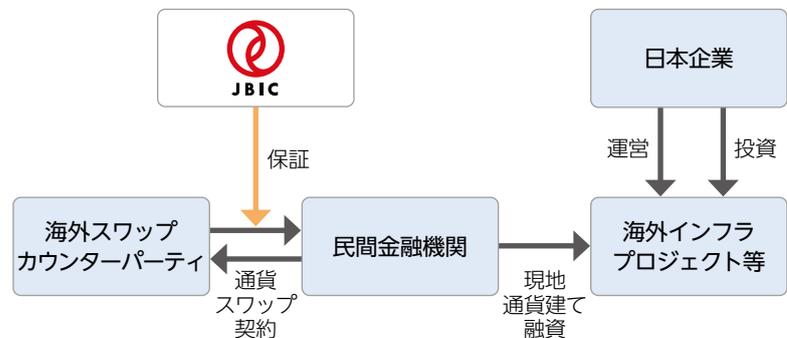
■ 協調融資保証／海外シンジケートローン保証／公債保証

開発途上国等に融資を行う場合には、外貨送金・交換リスク、カントリーリスク等が伴います。JBICがこのようなリスクを保証することにより、日本の民間金融機関の開発途上国に対する中長期融資を可能とし、開発途上国の民間資金導入および民間企業による海外ビジネスの拡大に貢献します。



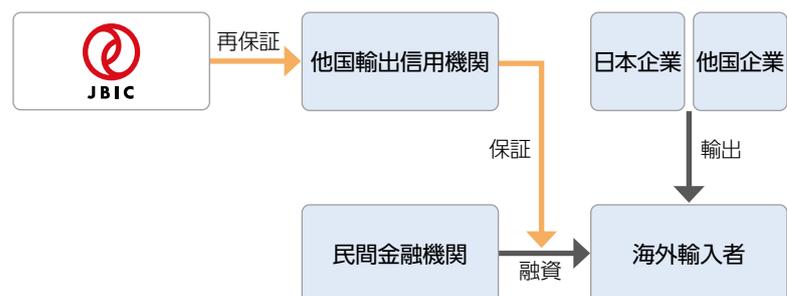
■ スワップ保証(通貨スワップ等)

スワップ取引に対する保証を行うことにより、日本企業による海外インフラプロジェクト等に対する現地通貨建て融資等をサポートします。



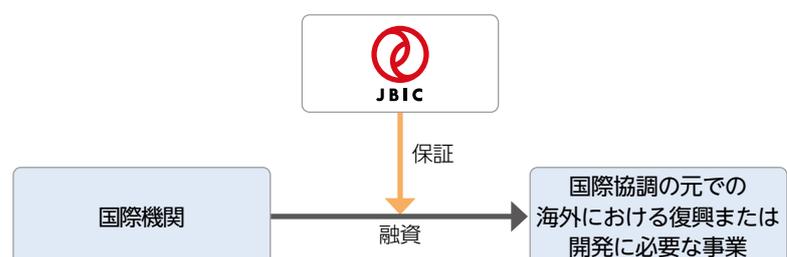
■ 輸出金融における再保証

日本企業が他国の企業とともに設備等を輸出する場合、JBICが他国の輸出信用機関が行う保証等に対して再保証を行うものです。これにより、他国輸出信用機関との相互保証スキームの構築が可能となり、こうしたスキームを通じて、他国企業と協働する日本企業の輸出案件を機動的に支援します。



■ 国際機関ローン保証

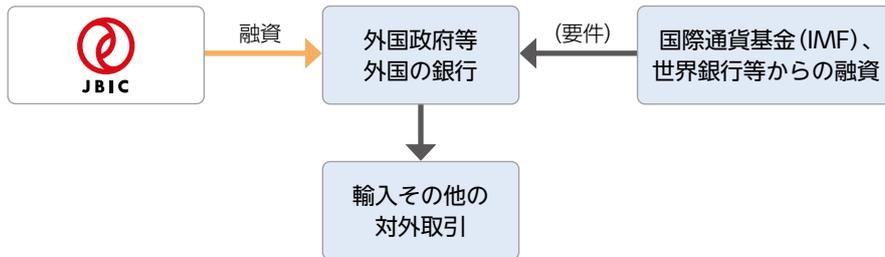
国際協調の下での海外における復興または開発に必要な事業について、国際金融機関が融資を行う場合に当該債務を保証するものです。こうしたスキームを通じて、JBICが国際金融秩序の維持に貢献します。



■ ブリッジローン

国際収支上の困難を抱えた開発途上国政府の対外取引に対し、外貨資金繰りを手当するために必要な短期資金の貸付を行うものです。

JBICは、2013年1月、ミャンマー政府に対し、ブリッジローンを供与し、同国のアジア開発銀行 (ADB) および国際開発協会 (IDA) に対する延滞債務解消に貢献しました。



■ 貸付債権の譲受け・公社債等の取得

国際金融分野における民間金融機関による融資や、日本企業等の資本市場からの資金調達を促進するなどの観点から、輸出金融・輸入金融・投資金融および事業開発等金融の各業務を遂行する場合には、資金の貸付または債務の保証に加えて、JBICは、借入人に対する他の金

融機関の貸付債権の譲受けや、借入人が資金調達のために発行する公社債等^(注)の取得を通じて与信を行うこともできます。

(注) 公債、社債もしくはこれに準ずる債券または信託の受益権が対象となります。

■ 調査

個別案件の初期段階において当該個別案件に関する調査を行い、または個別案件に結びつき得る地域やセクターに絞った調査を行うことは、潜在的な優良案件を発掘する方法として有効であり、当該案件に対する日本からの資機材・サービスの輸出や日本企業の事業参画の機会拡大に結びつくことが期待されます。調査は、個別案件のマスタープラン作成、Pre-F/S、F/S (Feasibility Study) およびFEED (Front End Engineering Design) や、個別案件に結びつく地域およびセクターに

関する調査等、案件の実現に必要なあらゆる段階を対象とします。なお、調査完了後、最低年に一度は案件の進捗状況についてフォローアップの確認を行います。

調査は、以下の順で行います。

1. 調査対象の選定
2. 調査を行う業務委託先の選定
3. 調査の実施
4. 調査報告書の完成
5. フォローアップ

■ 証券化・流動化

民間金融機関の活動を補完・奨励するため、JBICは証券化や流動化を支援する業務にも取り組んでいます。

証券化の促進(保証)

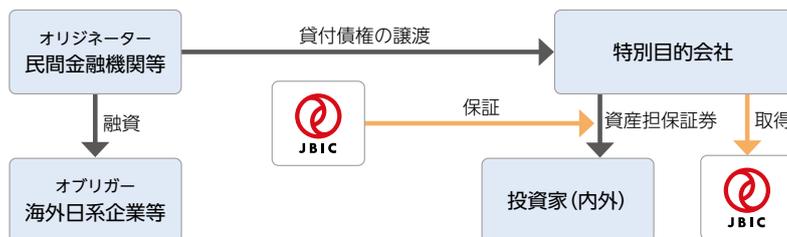
特別目的会社や信託会社等が貸付債権等を担保として資産担保証券等を発行する場合に、当該資産担保証券の支払いを保証し、カントリーリスクやストラクチャーリスクを軽減することで債券発行を支援します。

証券化の促進(債券取得)

特別目的会社や信託会社等が貸付債権等を担保として発行する債券の一部を取得することを通じ、債券発行を支援します。債券取得によりオリジネーター^(注)の証券化ニーズを支援するとともに、マーケットの状況に応じて、

取得した債券を市場に還流させることで、債券市場の活性化を促す効果も期待されます。

(注) オリジネーターとは、証券化対象資産の元々の保有者であり、証券化によって資金調達を行う者を指します。



※上記では、特別目的会社を使ったスキームを紹介していますが、信託を使ったスキームや、証券化の裏づけ資産をJBICが取得・保証するスキーム等もご利用いただけます。

売掛債権の証券化・流動化支援

日系現地法人が持つ売掛金債権等の金銭債権について、保証を付けることで、銀行による買取り(流動化)を促進します。特別目的会社や信託会社が、日本企業の現

地子会社等から譲り受けた金銭債権を担保とする債券を発行した場合における、当該債券に対する保証も可能です。



日本企業が実施する海外プロジェクトへの民間資金動員を促進

JBICは、アジア・大洋州地域においてJBICが組成・保有するエネルギーインフラ事業向けプロジェクトファイナンス債権の一部について、流動化を実施しました。本件は、投資家となる民間金融機関の参加を促進するため、三菱UFJ信託銀行(株)に信託勘定を設置し、同勘定を介して、民間金融機関がリスクテイクを行います。また、足許のマーケット環境において、投資家の意向を確認した結果、順調に進捗する対象プロジェクト向けファイナンスに対する参加意向が確認されたことを受けて流動化を実施したものです。

JBICは今後も、民間金融機関の投資機会を創出することにより、日本企業が実施する海外プロジェクトへの民間資金動員の促進に取り組んでいきます。

2. 近年の特徴的な支援体制

■ 多国間連携

JBICは、多国間連携・国際金融機関等との連携を推進しており、第4期中期経営計画においてもこれを掲げています。多様な資金の出し手との協調・連携を通じて、世界のインフラニーズに対応していくための取り組みで、インフラの海外展開に係る日本政府の戦略と連動し、多国間連携における中心的役割を担いつつ、政策的に重要性の高い領域での案件形成・支援を実施しています。

具体的な事例としては、Quad首脳合意を踏まえ、インドの新型コロナウイルス感染症対策のためのヘルスケア関連事業を融資により支援しました。また、日米豪3カ国のパートナーシップの下、南太平洋島嶼国の通信会社の買収に必要な資金にかかる融資に対する保証を供与しました。

ウクライナ関連では、ポーランドの政府系金融機関との間でポーランドおよびウクライナ周辺国におけるエネルギー安全保障強化等に向けた覚書を締結しました。

また、2023年6月には、英国およびウクライナ政府

がロンドンで共催した「ウクライナ復興会議 (Ukraine Recovery Conference)」にJBIC 総裁の林が参加しました。本会議は、ロシアによる侵略を受けたウクライナの復興を見据え、国際社会の支援・取り組みを議論するために開催されました。本会議において、JBICは、業務協力協定の締結やパネルディスカッションへの登壇等を行い、JBICの取り組みを発信するとともに、各国および国際機関等と連携してウクライナ復興支援に取り組んでいくことを確認しました。



ウクライナ復興会議：JBIC 総裁の林が登壇したパネルディスカッションの様子

■ スタートアップ企業を含む日本企業のイノベーション支援

2022年11月にJBICは、政府系機関と連携して、スタートアップ企業の支援を目的とした「スタートアップ・エコシステムの形成に向けた支援に関する協定書」を締結しました。

日本のスタートアップ・エコシステム形成および海外を含む経済・社会課題の解決に寄与することを目的として、2020年7月に国立開発研究法人や独立行政法人9機関^(注1)の間で締結されたものです。これまで、スタートアップ支援事業の連携や効果的な発信に向けた合同イベント等の開催、スタートアップからの相談対応を一元化するワンストップ窓口の設置、各機関が提供するスタートアップ支援事業の情報提供、相談内容に応じた協力機関の紹介等が行われてきました。今般、本協定に、JBICをはじめとする政府系金融機関等の7機関^(注2)が新たに参加することとなり、これにより本協定が対象とするスタートアップにかかる支援メニューが拡充されます。JBICは、第4期中期経営計画において、「デジタル変革等に向けた我が国企業のM&A・技術獲得への支援」を取組目標に掲げ、デジタル技術をはじめとする海外の先進的な技術・ノウハウの獲得などに対するファイナンスを通じ、デジタル変革期における我が国企業の国際競争力強化を支援

していくこととしています。

2022年度は、主にアジアにおいて医薬品および医療機器の販売・マーケティング事業を実施するシンガポールのスタートアップ企業に三井物産(株)と共に参画し、日本企業の海外事業展開や社会課題の解決を支援した事例(詳細はP78参照)等があります。

また、2023年4月には、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律が成立し、海外事業を行う国内スタートアップ企業や中堅・中小企業への出資・社債取得等が可能となったほか、特別業務の対象分野には新技術・ビジネスモデルを活用した事業やスタートアップ企業への出資・社債取得などを追加しました。JBICは、スタートアップ企業を含む日本企業のイノベーションを支援していきます。

(注1) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、独立行政法人国際協力機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人情報処理推進機構、国立研究開発法人産業技術総合研究所および独立行政法人中小企業基盤整備機構。

(注2) JBIC以外の参加機関は、独立行政法人工業所有権情報・研修館、株式会社日本貿易保険、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、株式会社地域経済活性化支援機構および株式会社産業革新投資機構。

■ 次世代エネルギー支援

JBICは、2022年7月に、水素・アンモニアをはじめ次世代エネルギー事業の推進のために「次世代エネルギー戦略室」を設置しました。脱炭素社会の実現に向けた取り組みを一層強化する組織体制を整えました。次世代エネルギー戦略室の新設は、脱炭素社会の実現やグリーン・トランスフォーメーションにおいて重要となる水素・アンモニアその他の次世代エネルギーに関する事項

への対応の一元化を図るためです。

2022年度は、コロンビアの国営石油会社、シンガポールの発電事業会社、ノルウェーの肥料会社、オーストラリア連邦西オーストラリア州政府等と、水素・アンモニア分野等における協力関係を強化するための覚書を締結しました。

水素・アンモニア分野等における協力関係の強化 ～脱炭素社会実現に向けた日本企業との協業を促進～

シンガポール法人Sembcorp Industries Ltd.との 戦略的業務協力協定を締結

JBICは、シンガポール法人Sembcorp Industries Ltd. (Sembcorp)との間で、水素・アンモニア分野等における協力推進を目的とする戦略的業務協力協定を締結しました。

Sembcorpは、アジア各国において発電事業等を展開しています。同社は、脱炭素社会の実現に向け、日本企業との間で水素サプライチェーン事業にかかる案件形成を促進しています。JBICとSembcorpが本協定を締結し、両者間で協業のためのフレームワークを構築することで、水素・アンモニアのサプライチェーン構築等に向けた案件形成の加速化を目指します。



日本から西オーストラリア州への投資促進に向けた連携を強化

JBICは、オーストラリア連邦西オーストラリア州(西豪州)政府との間で、包括的戦略パートナーシップの構築を目的とする覚書を締結しました。

西豪州には鉄鉱石、天然ガス等の鉱物・エネルギー資源が豊富に存在することに加え、再生可能エネルギー発電やクリティカルミネラルズ、水素、アンモニア、CCUS^(注)といった分野において高い将来性が期待されています。また、豪州は日本に地理的に近いことから、サプライチェーン強化

の観点で重要なパートナーです。本覚書は、日本企業による対西豪州投資を一層促進するため、JBICと西豪州政府の協力関係を強化することを目指すものです。

日本および豪州は、ともに2050年カーボンニュートラル達成を標榜しているほか、2022年10月の日豪首脳会談において、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、両国による安保・防衛協力、資源・エネルギー安全保障分野における協力関係が一層深められ、今後さらに連携を強化していくことが確認されています。このような中、JBICが西豪州政府との間で、従来からの協力分野であったインフラ、エネルギーおよび資源に加え、水素、アンモニア、CCUS、クリティカルミネラルズといった分野についても協力を強化していくことで、日本企業による西豪州での事業機会創出およびビジネス促進への貢献のみならず、日本政府が推進する日豪両国の「特別な戦略的パートナーシップ」のより一層の強化につながることも期待されます。

(注) CCUS (Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage) は、分離・貯留した二酸化炭素を利活用するものです。

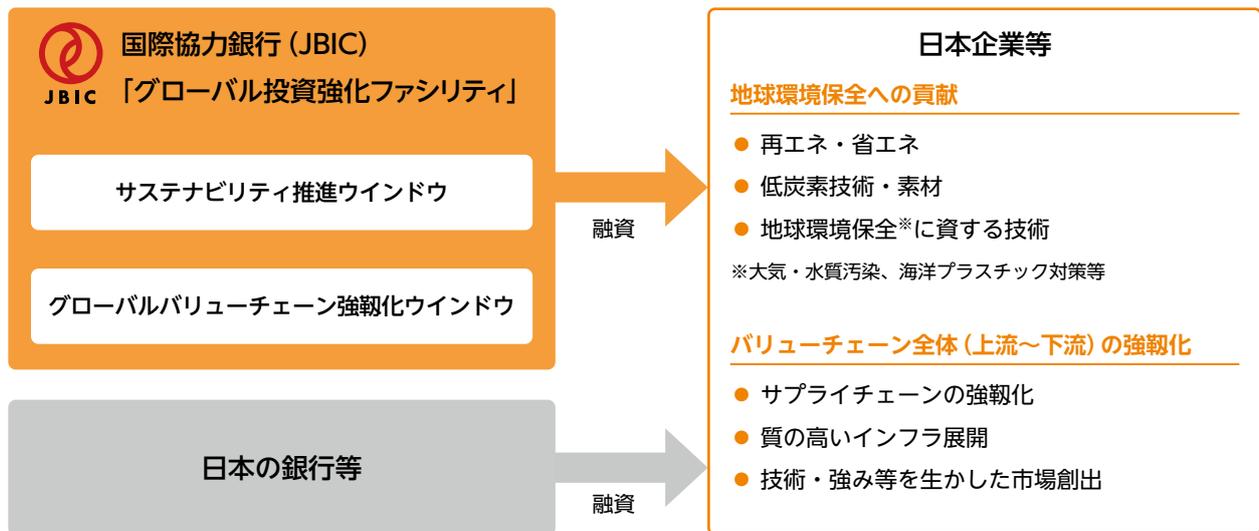
■ グローバル投資強化ファシリティ

JBICは、環境、デジタルなどの先端技術や独自の強みを生かした日本企業の海外展開を後押しするため、2022年7月、「グローバル投資強化ファシリティ」を創設しました。

グローバル投資強化ファシリティは、サステナビリティ推進ウインドウとグローバルバリューチェーン強靱化ウインドウで構成され、日本企業による、①脱炭素化をはじめ

とする地球環境保全への貢献、②サプライチェーン強靱化、質の高いインフラ展開や海外における新たな市場創出を支援します。

なお、グローバル投資強化ファシリティ実施の為に必要な外貨については原則自己調達となりますが、外貨の円滑な確保が必要な場合、JBICは、外国為替資金特別会計から一定額を借り入れることが可能となっています。



■ グローバル投資強化ファシリティ出融資承諾額実績

	(単位：億円)
	2022年度
グローバル投資強化ファシリティ出融資承諾額	21,384

3. 中堅・中小企業の海外事業展開に向けた支援体制

アジアを中心とする新興国の経済成長に伴い、取引先の海外進出への対応に加え、サプライチェーン多様化への対応や新興国市場での独自のビジネス拡大を目指す中堅・中小企業も増加しています。こうした海外における事業展開の目的の変化に伴って、中堅・中小企業の資金ニーズも多様化しています。

JBICは、中堅・中小企業の海外事業における資金ニーズの多様化に応えるため、日本の民間金融機関との連

携を一層強化し、民間金融機関との協調融資による個別融資スキームのみならず、民間金融機関を通じたツー・ステップ・ローンスキーム、現地通貨建て融資、ファイナンスリース支援のツー・ステップ・ローンなど、支援策を拡大しています。

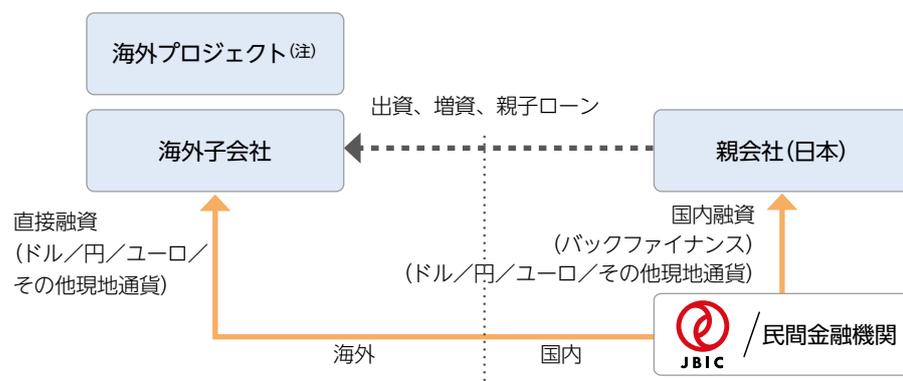
また、大手金融機関のみならず地方銀行や信用金庫といった民間金融機関や進出先国の地場金融機関との連携を一層強化しています。

中堅・中小企業の海外展開支援の特徴

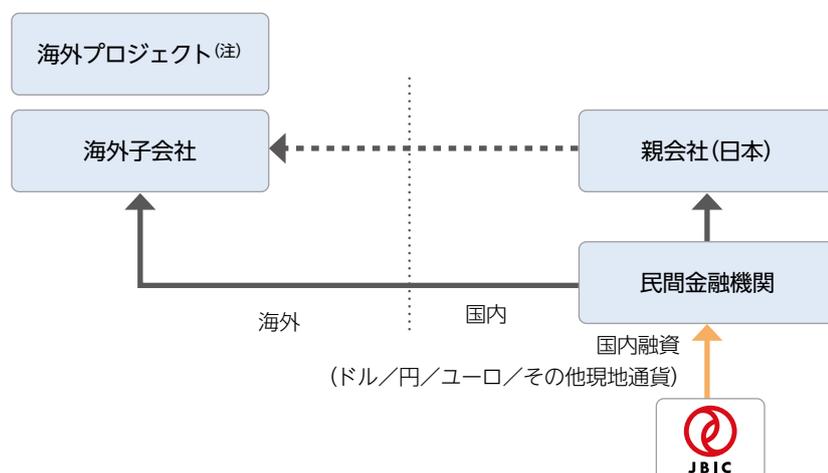
- 1 中堅・中小企業の資金需要に応じた機動的かつ柔軟な支援（金額の制限はなく比較的少額の融資にも対応）
- 2 円・米ドル・ユーロ建てに加え、現地通貨建て融資による、為替リスクの軽減
- 3 M&A向け融資や輸出金融、出資といった多様な金融メニューによる、多様な資金ニーズへの対応
- 4 民間金融機関等（メガバンク・地方銀行・信用金庫・地場金融機関）との連携による、全国各地の中堅・中小企業の海外展開ニーズへの対応・支援
- 5 世界18カ所の海外駐在員事務所ネットワークを活用した海外投資環境情報の提供や、現地政府とのトラブル解消サポート

中堅・中小企業支援スキーム例

1. 個別融資スキーム



2. ツー・ステップ・ローンスキーム (日本の金融機関経由)



(注) 原則は開発途上国地域向けを対象。

※中堅・中小企業の定義：資本金10億円未満または従業員300名以下。大企業の連結子会社は対象外。

融資までの流れ

お客様の概要、海外事業の概要や融資希望条件等をヒアリングさせていただいた後、協調融資を行う民間金融機関(一般的にはお客様の取引金融機関となります)と協議をさせていただきます。

融資実行までの一般的なプロセスは下図のとおりになります。



日本の民間金融機関等との連携

海外進出を目指す中堅・中小企業にとって、取引行である民間金融機関等による支援は、重要な役割を担っています。JBICは、民間金融機関等のうち、中堅・中小企業と関係の深い地方銀行や信用金庫等の地域金融機関と積極的に連携し、金融サービスのみならず海外進出などに関するセミナーを共同で開催するなど、地元企業の円滑な海外展開を幅広く支援しています。

なお、中堅・中小企業が新興国で事業展開を行う際の必要資金に機動的に対応すべく融資枠(クレジットライン)設定のための一般協定を、各民間金融機関等との間で締結しています。

新興国地場金融機関等との連携

中堅・中小企業にとって、現地の情報に精通した進出先国の地場金融機関からのビジネス・サポートを確保することも重要です。

JBICは、日系現地法人の支援にとどまらず、日系現地法人に原材料や部品を供給する地元企業の育成・支援を目的として地場金融機関へのツー・ステップ・ローンの供与を図るなど、新興国の地場金融機関との関係を強化してきました。

また、JBICは、中堅・中小企業の海外進出を支援する体制構築のために、タイ、インドネシア、インド、フィリピン、ベトナム、メキシコの地場金融機関との間で覚書を結んでいます。この覚書の下で、これらの国の地場金融機関に日系企業担当窓口(ジャパンデスク)を開設・拡充すると共に、日本の民間金融機関等を交えた具体的な協力・連携について協議する枠組みを構築しています。

政策金融機関としてのステータスを活かした事業のサポート

1 海外融資の経験・ノウハウ共有 (対外借入規制や諸手続き等への助言等)

海外現地法人等向け融資において、現地で外債登記 (外債管理局、中央銀行等) に関する手続きを行う必要がある際、助言が可能です。手続きについてはお客様にて行っていただきますが、JBIC が側面サポートさせていただくことも可能です。

2 二国間租税条件に基づく利払に係る源泉税の免除

租税条約とは、二重課税の排除や脱税の防止等を目的として締結された条約です。JBIC は、複数国との間で締結した二国間租税条約に基づき、利払に係る源泉税が免除されます。

JBIC 融資 (クロスボーダー融資) の利払に係る源泉税が免除される国 (例) (2022年12月時点)



【注意事項】

- ・現地での免除申請手続きはお客様にて行っていただきます。
- ・中国での利払に係る増徴税は免税となっておらず、お客様負担となります。

3 外貨交換・送金規制等のポリティカルリスクの補完

現地政府による外貨交換・送金規制を直接の原因とする JBIC への元本・利息等の不払いが生じた際、その規制が解除されるまでの期間の利益の喪失を求めず、保証人による保証履行も猶予するスキームも検討いたします。主に円・米ドル・ユーロ建て融資に適用 (現地通貨建て融資は原則対象外) されます。対象国によっては本スキームを適用できない場合があります。また、一定の条件がございますので、個別にお問い合わせください。



現地通貨建て融資による支援

JBIC は、タイ・パーツ、インドネシア・ルピア、中国・人民元などの現地通貨建てでの融資も行っています。特に、進出先国において内需型のビジネスを展開する中堅・中小企業にとって、現地通貨建てでの長期資金の調達、為替リスク回避の観点で事業戦略上重要な課題となります。JBIC は、長期・固定金利の現地通貨建て融資を用意し、民間金融機関等と協調融資する形で日系現地法人

に提供しています。

なお、中国では、既に日本から進出している中堅・中小企業による増設資金等の人民元建て長期資金調達ニーズが継続的に見込まれていますが、中国国外からの資金調達には制約があります。JBIC は、こうした制約の中においても機動的に対応できるよう、中国国内に支店を持つ地方銀行との間で、人民元建てツリー・ステップ・ローン融資枠の設定のための一般協定を締結しています。

情報提供・セミナー等

JBICでは、中堅・中小企業の海外事業展開に対するコンサルティングを行うとともに、取引先企業や連携する地域金融機関に対して、中国、インド、ASEAN、北米、中南米、欧州、中東等について専門家による法務・会計・税務にまつわる外資規制、雇用・労働問題、契約締結関連、会社設立などのアドバイザリー・サービスを行っています。

また、民間金融機関等や地方自治体、商工会議所等とも連携し、海外進出に関するセミナーや相談会の開催等

を行うとともに、日本企業の主要な進出先各国の投資環境について、現地調査を踏まえてガイドブックとして取りまとめ、冊子やウェブサイトを通じて広く提供しています。2022年度も、オンライン開催を含め、中堅・中小企業向け海外投資セミナー等を数多く実施しています。

この他、地元企業の海外進出を支援する地方自治体や商工会議所等との連携により、仙台、太田、東京、名古屋において融資相談窓口を設定し、海外投資環境や資金調達方法等に関するご相談に応じています。

中堅・中小企業支援関連の業務実績事例

JBICでは、さまざまな業種の中堅・中小企業の皆さまの海外事業展開のお手伝いをしています。

カンボジア

モロフジ株式会社 (福岡県)

包装資材の製造・販売事業

モロフジは、包装資材の製造・販売を手掛ける企業です。新たな海外生産拠点として2011年にカンボジアでMOROFUJI (CAMBODIA) CO., LTD.(MCCL)を設立し、MCCLを通じた日本国内企業向けの包装資材の製造・販売を推進しています。JBICはMCCLに対して、カンボジアにおいて行う同事業に必要な資金を(株)福岡銀行との協調により融資しました。



マレーシア

穴織カーボン株式会社 (大阪府)

カーボン製品の製造・販売事業

穴織カーボンは、カーボン製品の製造・販売を手掛ける企業です。2012年に成長市場であるマレーシアにANAORI CARBON (M) SDN. BHD.(ACMS)を設立し、アセアンにある日系/外資系企業向けにカーボン製品を製造・販売し、同国での事業拡大を目指しています。JBICはACMSに対して、カーボン製品の製造・販売事業などに必要な資金を(株)関西みらい銀行との協調により融資しました。



インドネシア**新興工業株式会社 (岡山県)****自動車部品の製造・販売事業**

新興工業は、自動車向けのブレーキ部品、ホイールハブなどの切削加工品の製造・販売を手掛ける企業です。インドネシアでの事業展開のため2014年にPT. SHINKO KOGYO INDONESIA (PT. SKI) を設立し、製造設備の増設を通じてさらなる市場シェアの獲得を目指しています。JBICはPT. SKIに対して、インドネシアのカラワン県で行う自動車部品の製造・販売事業に必要な資金を(株)トマト銀行との協調により、インドネシア・ルピア建てで融資しました。

**フィリピン****株式会社GOTO (愛知県)****自動車部品メーカー向け産業用機械の製造・販売事業**

GOTOは、粉体成形プレス機、自動車部品メーカー向けの産業用機械などの製造・販売、メンテナンス業務を手掛ける企業です。2013年にフィリピンで現地法人JGM PHILIPPINES, INC. (JGMP) を設立し、現地の日系企業などに産業用機械、ロボット自動化システム等の製造・販売を行っています。JBICはJGMPに対して、フィリピンで実施する産業用機械の製造・販売事業に必要な資金を(株)愛知銀行との協調により融資しました。

**タイ****株式会社同志舎 (埼玉県)****額縁などの製造・販売事業**

同志舎は、主に額縁などの製造・販売事業を手掛ける企業です。1990年にタイで設立したLanna Frame Co., Ltd. (LNF) は唯一の海外製造拠点で、同社はLNFを通じてアメリカやオーストラリアなど海外市場への販路拡大を推進しています。JBICはLNFに対して、タイで行う額縁などの製造・販売事業に必要な資金を(株)埼玉りそな銀行との協調により、タイ・バーツ建てで融資しました。



タイ

ツジコー株式会社 (滋賀県)

食品着色料の製造・販売事業

ツジコーは、電気機械器具の製造・販売を手掛ける企業です。近年は食品原料の製造をはじめとするアグリビジネスにも注力しており、2022年にタイ法人Anchan Natural Blue Co., Ltd.(ANB)を設立し、バタフライピー(注)を原料とした天然由来の青い食品着色料の製造・世界へ向けた販売を目指しています。JBICはANBに対して、タイにおいて行う食品着色料の製造・販売事業に必要な資金を、(株)滋賀銀行との協調により融資しました。



(注) バタフライピーは、青い花を咲かせるマメ科の植物で、花部の殺菌加工されたパウダーは、チョコレートやソフトクリームなどの着色に利用されています。

ベトナム

コバオリ株式会社 (京都府)

バイオマスプラスチックの製造・販売事業

コバオリは、ブランド副資材の製造・販売を手掛ける企業です。2016年に設立したHUARI (VIET NAM) PRINTING AND PACKAGING COMPANY LIMITED (HUARI (VIET NAM))は今般、事業多角化施策の一環として、ライスレジン(注)を製造し、販売を推進しています。JBICはHUARI (VIET NAM)に対して、ライスレジンなどのバイオマスプラスチックの製造・販売事業に必要な資金を(株)りそな銀行との協調により融資しました。



(注) ライスレジンは、廃棄される米を原材料とする日本発のバイオマスプラスチックです。

フランス

DRC株式会社 (大阪府)

化粧品などの評価試験受託事業

DRCは、化粧品等の安全性および有効性に関する評価試験受託事業を手掛ける企業です。2020年にフランスでSOLAを設立し、日本国内の化粧品会社や医薬品会社向けに、日本では未実施の皮膚細胞試験を提供しており、今後も一定の需要が見込まれています。JBICはSOLAに対して、化粧品などの評価試験受託事業を実施するために必要な資金を(株)りそな銀行との協調により融資しました。

米国**越井木材工業株式会社 (大阪府)****地下鉄車両用内装パネルなどの製造・販売事業**

越井木材工業は、木材へ独自技術で木材防腐やシロアリ防除の処理を施した住宅用土台・柱を製造している企業です。1996年に米国でKOSHII MAXELUM AMERICA, INC. (KMA) を設立し、木材に関連する技術力を活かした事業拡大を図っています。JBICはKMAに対して、米国で行う地下鉄車両用内装パネル等の製造・販売事業に必要な資金を(株)関西みらい銀行との協調により融資しました。

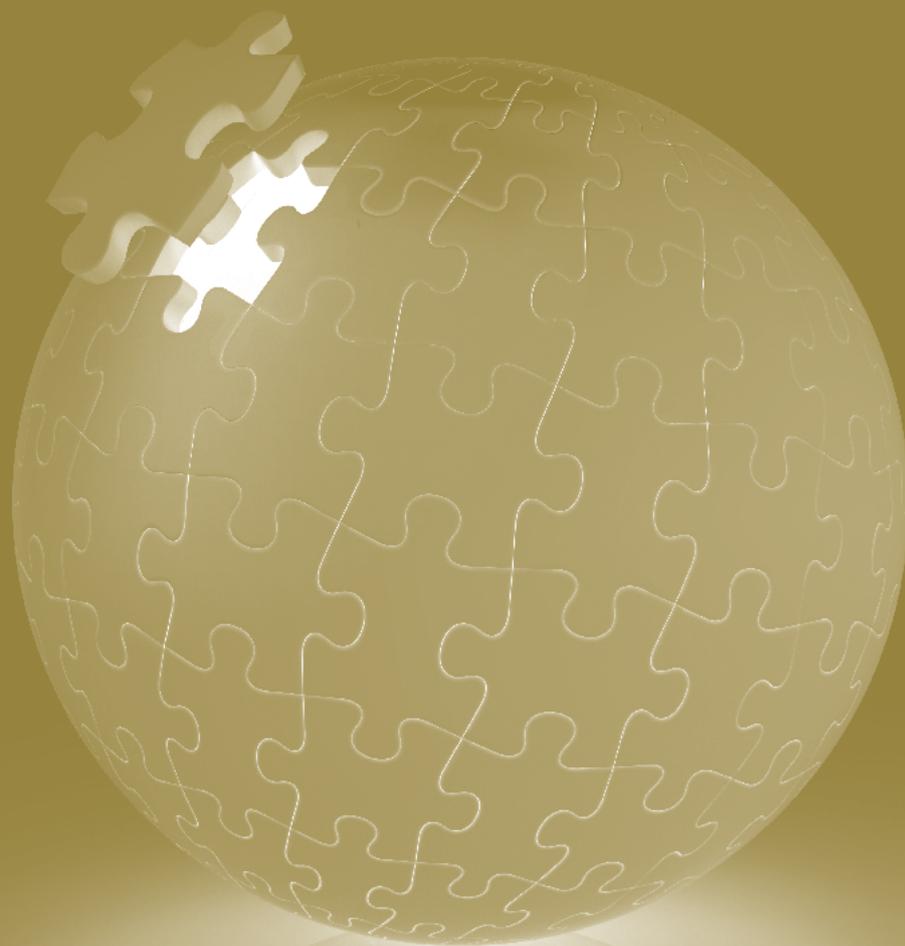
**メキシコ****トリックス株式会社 (三重県)****自動車用部品の製造・販売事業**

トリックスは、自動車部品の製造・販売事業を手掛ける企業です。日本の完成車メーカーの海外展開に合わせて海外進出を続けており、2013年にメキシコでTRIX INDUSTRIAL DE MÉXICO, S.A. DE C.V. (TIM) を設立し、同国における事業拡大を図っています。JBICはTIMに対して、自動車部品の製造・販売事業に必要な資金を(株)みずほ銀行との協調により融資しました。



4. 業務運営と管理体制

1. コーポレート・ガバナンス	104
2. リスク管理体制	108
3. 広報活動・ディスクロージャー	112

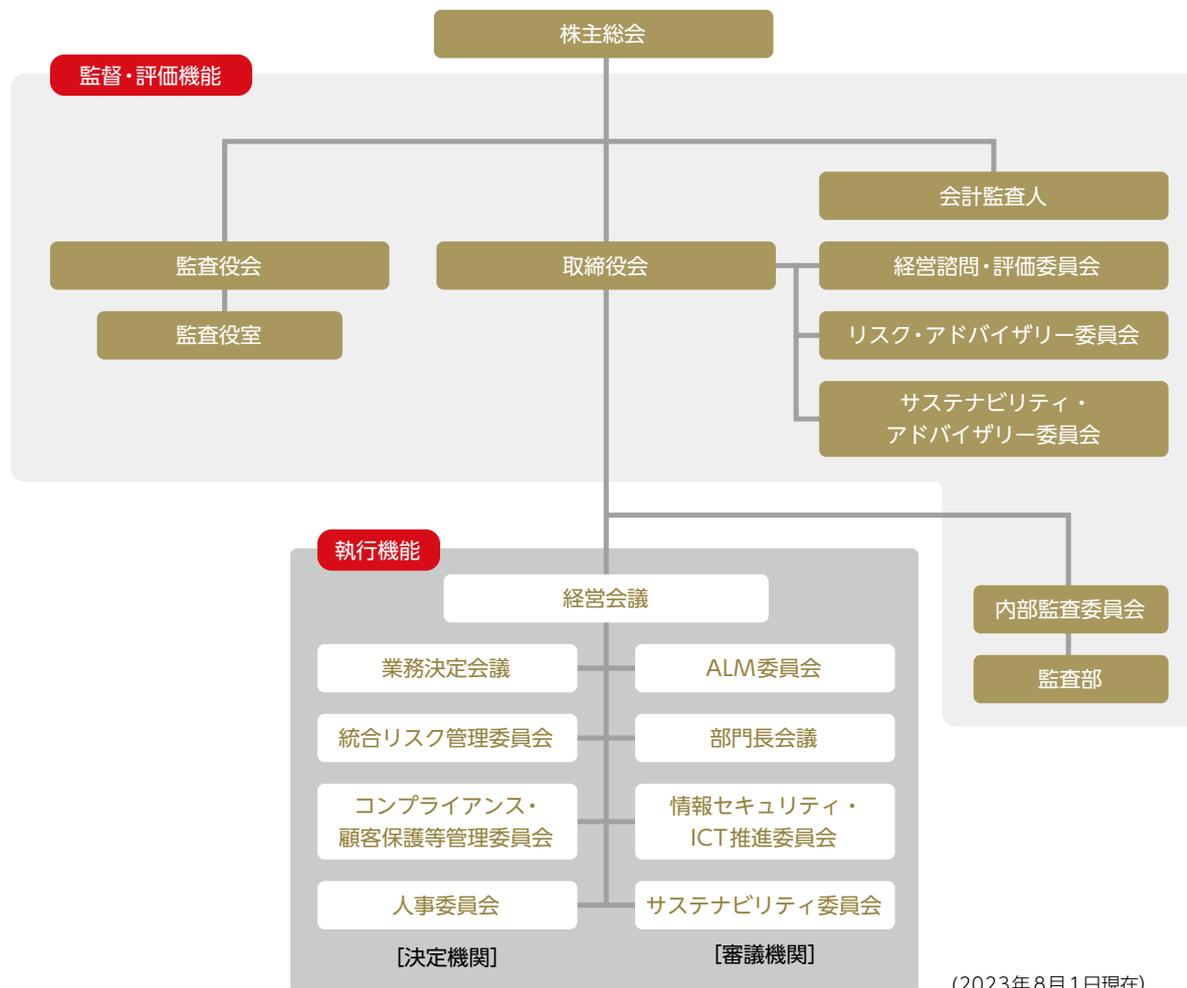


1. コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

株式会社国際協力銀行 (JBIC) は、株式会社国際協力銀行法 (平成23年法律第39号) に規定されるJBICの

ミッション遂行や、企業理念の実現のため、業務の適正と効率を意識したコーポレート・ガバナンス態勢の構築に取り組んでいます。



国の関与について

JBICは、日本政府が全株式を保有する株式会社であり、株主としての国の統制のほか、主務大臣からの監督、国会による予算等の統制、会計検査院検査、主務大臣による検査、主務大臣の委任に基づく金融庁検査等の国の統制に服しています。

監督・評価と業務執行について

JBICにおいては、取締役会等による監督・評価の強化と、業務執行の機動性の向上等の観点から、会社法所定の取締役会、監査役会等の機関に加え、経営諮問・評価委員会、リスク・アドバイザー委員会、サステナビリティ・アドバイザー委員会、内部監査委員会、経営会議を設置し、さらに経営会議から委任を受ける各種の会議・委員会を設置しています。

(1) 取締役会

取締役会は、9名の取締役で構成し、うち3名を非業務執行取締役とし、さらにそのうち2名を会社法に規定する社外取締役としています。非業務執行取締役はJBICの代表取締役・業務執行取締役による業務執行の監視、監督を行い、JBICのガバナンス態勢向上に貢献しています。

(2) 監査役会

監査役会は3名の監査役で構成し、うち2名を会社法に規定する社外監査役としています。社外監査役は、常勤監査役とも連携のうえ、社外出身者の視点から取締役の業務執行を監査し、JBICのガバナンス態勢向上に貢献します。また、監査役職務を補助する組織として、監査役室を設置しています。

(3) 経営諮問・評価委員会

経営諮問・評価委員会は、社外の有識者および社外取締役で構成し、JBICの業務および運営の状況や、JBICの経営に関して取締役会が諮問する事項等に関して評価・助言を行います。

■ 経営諮問・評価委員会 委員一覧 (2023年8月1日現在)

氏名	職業
浦田 秀次郎	早稲田大学 名誉教授 独立行政法人経済産業研究所 (RIETI) 理事長
遠藤 典子	慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート 特任教授
川村 嘉則	株式会社国際協力銀行 取締役(社外取締役)
小泉 慎一	株式会社国際協力銀行 取締役(社外取締役)
佐藤 康博	株式会社みずほフィナンシャルグループ 特別顧問
高木 勇三	公認会計士
新浪 剛史	サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長

(五十音順、敬称略)

(4) リスク・アドバイザー委員会

リスク・アドバイザー委員会は、社外の有識者および社外取締役で構成し、JBICの大口与信先に係るリスク管理・審査の体制や、大型案件のリスクに関して取締役会が諮問する事項等に関して助言を行います。

■ リスク・アドバイザー委員会 委員一覧 (2023年8月1日現在)

氏名	職業
阿部 修平	スパークス・グループ株式会社 代表取締役社長
江原 伸好	ユニゾン・キャピタル株式会社 共同創業者
小川 英治	東京経済大学経済学部 教授
川村 嘉則	株式会社国際協力銀行 取締役(社外取締役)
小泉 慎一	株式会社国際協力銀行 取締役(社外取締役)
十河 ひろ美	株式会社ハースト・デジタル・ジャパン リジェス&エスクワイア・ザ・ビッグ・ブラック・ブック編集部 総編集長 兼 リジェス 編集長
松田 千恵子	東京都立大学大学院経営学研究科 教授
横尾 敬介	株式会社産業革新投資機構 代表取締役社長 CEO

(五十音順、敬称略)

(5) サステナビリティ・アドバイザー委員会

サステナビリティ・アドバイザー委員会は、社外の有識者で構成し、取締役会の諮問機関として、サステナビリティの実現に向けたJBICの取組推進に関する方針について助言を行います。

■ サステナビリティ・アドバイザー委員会 委員一覧 (2023年8月1日現在)

氏名	職業
高村 ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター 教授
Rachel Kyte	タフツ大学フレッチャースクール 学部長
Tim Benton	英国王立国際問題研究所(チャタムハウス) 環境社会プログラム ディレクター

(敬称略)

(6) 内部監査委員会

内部監査委員会は、代表取締役および社外取締役で構成し、取締役会の委任に基づき、内部監査に関する重要事項の決定・審議を行います。

(7) 経営会議

経営会議は代表取締役・業務執行取締役および全常務執行役員で構成し、取締役会の委任に基づき、JBICの経営上の重要事項の決定・審議を行うことにより、JBICの機動的な業務執行を担います。なお、経営会議の諮問機関または一定の事項を委任する機関として、以下の会議・委員会を設置しています。

① 業務決定会議

経営会議の委任に基づき、JBICの出融資保証等業務に関する重要事項の決定・審議を行います。

② 統合リスク管理委員会

経営会議の委任に基づき、JBICの統合リスク管理に関する重要事項の決定・審議を行います。

③ コンプライアンス・顧客保護等管理委員会

経営会議の委任に基づき、JBICのコンプライアンスおよび顧客保護等管理に関する重要事項の決定・審議を行います。

④ 人事委員会

経営会議の委任に基づき、JBICの人事に関する重要事項の決定・審議を行います。

⑤ ALM委員会

経営会議および統合リスク管理委員会の委任に基づき、JBICの資産負債管理(ALM)に関する重要事項の審議を行います。

⑥ 部門長会議

経営会議の委任に基づき、国・地域別の業務方針等の部門横断的な事項の審議を行います。

⑦ 情報セキュリティ・ICT推進委員会

経営会議の委任に基づき、JBICの情報資産の利用・管理および情報セキュリティに関する重要な事項ならびに取締役会および経営会議で決定した情報通信技術(ICT)に係る計画・方針等に基づく各種施策その他ICT関連事項に関する部門横断的な事項の審議を行います。

⑧ サステナビリティ委員会

経営会議の委任に基づき、サステナビリティ推進に関する方針その他のサステナビリティ推進に係る重要事項の審議を行います。

部門制について

JBICでは、JBICの業務における各分野・セクターにおけるノウハウや専門性を集約化することで案件組成能力を高め、JBICのミッションのより機動的、戦略的な遂行を図るため、部門制を導入しています。

具体的には、企画部門、審査・リスク管理部門、財務・システム部門、資源ファイナンス部門、インフラ・環境ファイ

ナンス部門、産業ファイナンス部門およびエクイティファイナンス部門を設置し、各部門の下に専門性を持った部を設置しています。

各部門については担当取締役を置くとともに、各部門の長には取締役または常務執行役員が就任し、各部門は部門長の指揮の下で一体的に運営され、業務の機動性・効率性の向上を図っています。

取締役

(2023年8月1日現在)

取締役会長	前田 匡史
代表取締役総裁	林 信光
代表取締役副総裁	天川 和彦
代表取締役専務取締役	橋山 重人
常務取締役	大石 一郎
常務取締役	田中 一彦
常務取締役	谷本 正行
取締役 (社外取締役)	小泉 慎一
取締役 (社外取締役)	川村 嘉則

部門長

(2023年8月1日現在)

企画部門長	菊池 洋 (常務執行役員)	企画部門
審査・リスク管理部門長	田中 英治 (常務執行役員)	審査・リスク管理部門
財務・システム部門長	小川 和典 (常務執行役員)	財務・システム部門
資源ファイナンス部門長	天野 辰之 (常務執行役員)	資源ファイナンス部門
インフラ・環境ファイナンス部門長	関根 宏樹 (常務執行役員)	インフラ・環境ファイナンス部門
産業ファイナンス部門長	佐々木 聡 (常務執行役員)	産業ファイナンス部門
エクイティファイナンス部門長	内田 誠 (常務執行役員)	エクイティファイナンス部門

● 取締役会構成員 □ 内部監査委員会構成員 □ 経営会議構成員

内部統制基本方針について

JBICは、会社法に則り、子会社を含むJBICグループの業務の適正を確保するための体制の整備等について、内部統制基本方針を取締役会決議により定め、当該基本方針に基づき、内規の制定その他体制の整備を行っています。

コンプライアンス(法令等遵守)について

JBICは、行動原則の一つに「倫理観と遵法精神。JBICの一員としてモラルを持ちつづけます。」を掲げています。こうした行動原則に基づき、JBICは内部統制基本方針の下、コンプライアンスに関する内部規程の策定、遵守等を定めるとともに、法令等の遵守に関する基本方針を以下のとおり定めています。

- 役職員等は、国際的業務を行う政策金融機関であるJBICが社会的・国際的に求められる公共的使命および社会的責任を自覚し、かつ、役職員等による法令等の違反行為の発生が、JBIC全体の信用の失墜を招き、JBICの業務運営に多大な支障を来すことを十分認識した上で、常に法令等を遵守し、公正な業務遂行に努めなければならない。
- 役職員等は、JBICが業務内容について国民に対する説明責任を有することを認識し、適切な情報開示を行うこと等により国民からの信頼確保に努めなければならない。
- JBICは、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固として拒絶することが、JBICに対する公共の信頼を維持し、JBICの業務の適切性および健全性の確保のために不可欠であることを認識し、警察等関係機関とも連携して適切な対応を行う。

法令等遵守態勢

JBICは、上記基本方針に則り、以下のとおり法令等遵守の徹底に取り組んでいます。

コンプライアンス・顧客保護等管理委員会を中心に、コンプライアンスへの取り組みを推進し、コンプライアンスの統括部署として法務・コンプライアンス統括室を設置しています。

各部門および地域統括の海外駐在員事務所にはコンプライアンス統括オフィサー、各部室および海外駐在員事務所にはコンプライアンスオフィサーを置き、職員のコ

ンプライアンスに対する意識の醸成等、各部門等におけるコンプライアンスへの取り組みを推進しています。

JBICでは、コンプライアンス・マニュアルを制定し、役職員に対するコンプライアンス研修等を通じて周知しています。こうしたコンプライアンスにかかる態勢の整備や研修等を実施するために、年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定し、進捗状況や達成状況のフォローアップを行っています。

また、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、通常の業務ラインによる報告ルートに加え、内部通報制度を整備し、これを適切に運営しています。

内部監査について

JBICは、業務全般の内部管理態勢について、その適切性・有効性を評価し、改善への提言等を行うため、適切な内部監査態勢を構築しています。業務執行を担う経営会議から独立した意思決定機関として内部監査委員会を設置し、社外取締役を構成員に加えています。また、業務執行部門から独立した総裁直属の部署として監査部を設置しています。

監査部は、内部監査の効率的な実施のため、監査役および会計監査人と必要な情報交換および連携を行います(資料編P107参照)。

2. リスク管理体制

一般に金融機関が業務を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク(金利リスク、為替リスク等)、流動性リスク、オペレーショナルリスク等のさまざまなリスクを伴います。JBICは政策金融機関として政策目的実現のための金融を業務としており、業務に伴うリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は民間金融機関とは異なりますが、金融機関として適切なリスク管理を行うことの重要性を認識し、リスクの種類に応じたリスク管理および統合的リスク管理を行うための組織体制を構築しています。

具体的には、JBICが業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定およびモニタリングし、業務の健全性および適切性の確保ならびに透明性の向上を図ることをJBICのリスク管理の目的と定め、各種リスクの管理に関する責任者およびリスク管理を統括する部署

を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、統合リスク管理委員会およびALM委員会を設置しています。また、社外の有識者等で構成し、JBICの大口与信先に関するリスク管理・審査の体制や、大型案件のリスクに関して取締役会が諮問する事項等に関し助言を行うリスク・アドバイザー委員会を設置しています。

なお、JBICでは、一般業務勘定と特別業務勘定に分けてリスク管理を行っており、政策金融機関としてJBICが業務運営上抱えるさまざまなリスクに対しては、次のようなリスク管理を行っています。

(注) 気候変動に関するリスクについてはTCFD提言を踏まえた情報開示(P45)をご参照ください。

■ 統合的リスク管理

JBICでは、政策金融機関としての業務の健全性および適切性の確保のため、JBICが晒されているリスクを総合的に捉える統合的リスク管理を行っており、その主な手法として、トップリスク管理やストレステストを活用しています。

トップリスク管理

JBICでは、顕在化した場合にJBICにもたらされる影響が大きい、特に注意すべきリスク事象をトップリスクと定義しています。トップリスクは、現下の国際情勢等から想定されるリスク要素とJBICのポートフォリオの特徴等を踏まえて特定し、定期的かつ継続的なモニタリングを行います。

トップリスク管理を通じて、環境の変化に応じ顕在化しつつあるリスクや当該リスクがJBICの与信ポートフォリオや資金調達等に及ぼす影響を適時・適切に把握し、機動的な対応が可能なリスク管理体制を構築しています。

ストレステスト

JBICでは、定期的にストレステストを実施し、自己資本および期間損益への影響を確認するとともに、同結果を踏まえ、事業運営計画を策定しています。ストレステストにあたっては、現下の国際情勢等を踏まえたリスク要素の将来動向や発現可能性等を分析の上、JBICのポートフォリオの特徴等に適したストレスシナリオを策定しています。

■ 信用リスク管理

信用リスクは、与信先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、JBICが損失を被るリスクのことで、与信を中心とするJBICの業務において本質的なものです。JBICの与信の信用リスクを分類すれば、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスク、企業向け与信に伴うコーポレートリスク、与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画

されたキャッシュ・フローを生まないプロジェクトリスク、さらに外国企業および外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うカントリーリスク(与信先である企業やプロジェクトの所在国の政治経済情勢に起因する付加的なリスク)があります。JBICが行っている日本にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進、日本の産業の国際競争力の維持および向上、ならびに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事

業の促進等のための金融という性格上、JBICの与信は外国政府・政府機関や外国企業向けのものも多く、したがって与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴になっています。JBICでは、信用リスクに対し、各与信プロセスにおける個別与信管理と信用リスク計量化等による与信ポートフォリオ管理を行っています。

個別与信管理

JBICの信用リスク管理の基本は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理です。新規与信にあたっては、与信担当部門(営業推進部門)および審査担当部門による与信先に関する情報の収集・分析が行われます。また、外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しています。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査担当部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっています。

外国政府等または外国企業向け与信に関しては、JBICは公的金融機関としての性格を最大限に活用して、相手国政府関係当局とはもちろんのこと、国際通貨基金(IMF)や世界銀行等の国際機関、先進国の輸出信用機関等のJBIC類似の公的機関、さらに民間金融機関等との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを評価しています。

内外企業向け与信に関しては、与信先企業の信用力や提供される担保・保証の適格性等が評価の対象になりますが、特に海外事業に関連する与信の場合には、与信対象となる取引の確実性、与信対象プロジェクトの実行可能性等の審査や与信先企業の属する各産業分野についても調査したうえで評価を行っています。

行内信用格付

JBICでは、行内信用格付制度を整備し、原則としてすべての与信先に対して行内信用格付を付与しています。行内信用格付は、個別与信の判断に利用するほか、後述する信用リスク計量化にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすものです。

資産自己査定

JBICでは、その資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産自己査定を行っています。資産自己査定にあたっては、与信担当部門による第一次査定、審査担当部門による第二次査定および内部監査担当部門による内部監査という態勢をとっています。資産自己査定の結果については、JBICにおける与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、JBICの財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しています。

信用リスク計量化

JBICでは、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っています。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った与信の占める割合が大きいというJBICのローン・ポートフォリオの特徴および公的債権者固有のパリクラブ^(注)等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを考慮した独自の信用リスク計量化モデルにより信用リスク量を計測し、与信集中度を含む与信ポートフォリオ分析とともに内部管理に活用しています。

(注) パリクラブ：債務返済困難に直面した債務国に対し、二国間公的債務の返済負担の軽減措置を取り決める非公式な債権国会合のこと。1956年にアルゼンチンの債務問題について開催されたのを皮切りに、以後フランス経済財政産業省(パリ)が事務局となり、パリで開催されることから、パリクラブと呼ばれるようになりました。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利・為替等の変動により保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクおよび資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであり、JBICでは市場リスクに対し、以下のような対応をしています。

為替リスク

外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関しては、原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップおよび先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっています。

金利リスク

将来の資産・負債構造および損益状況の把握に努めるとともに、外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達ともに金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジを行っています。一方、円貨貸付業務においては、主として固定金利での資金管理を行っています。ただし、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

金融派生商品(デリバティブ)取引等

(1) 金融派生商品取引等に対する基本的取り組み方針

JBICが行う金融派生商品取引等は、為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しています。

(2) 取引内容

JBICは、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っており、2023年3月末時点の取引量は下記の表(金融派生商品等信用リスク相当額)のとおりです。

金融派生商品等信用リスク相当額
2023年3月31日現在(単位:億円)

	契約金額・ 想定元本金額	信用リスク 相当額	時価
金利スワップ	65,485	638	△3,488
通貨スワップ	43,296		△3,391
先物外国 為替予約	55	—	0
その他金融派生 商品取引	—	—	—
合計	108,837	638	△6,880

(注) 信用リスク相当額は、国際統一基準によって算定されたものです。

(3) 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

◆ 市場性信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産等により、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクです。

◆ 市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値(取引の時価)が金利・為替等の変動により増減することによって損失を被るリスクです。

(4) 前記のリスクに対するJBICの対応

◆ 市場性信用リスク

取引相手先ごとの金融派生商品取引等の時価および信用リスク相当額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しています。また、金融派生商品取引等の時価および信用リスク相当額については、取引相手先との担保契約に基づき担保授受も考慮してきめ細かく管理しています。

◆ 市場リスク

JBICは金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクは基本的にヘッジ対象取引(資金調達取引や貸付取引)の市場リスクと相殺されています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク、および市場の混乱等により市場において取引ができなくなる、あるいは通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされ

ることにより損失を被るリスクを意味します。

JBICは財政融資資金借入、政府保証外債、財投機関債等の多様な資金調達手段を確保することに加え、資金繰りの管理を十分に行うことによって流動性リスク回避に万全を期しています。

■ オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクであり、事務リスク、システムリスクおよび情報セキュリティリスクのほか、JBICの業務に付随する直接的、間接的なさまざまなリスクが存在します。JBICではこのようなリスクの把握、分析および管理を積極的に進めていく方針です。

事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。JBICでは、事務リスクの軽減のために、事務手続きにおけるプロセスチェックの徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実、機械化・システム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めています。

システムリスク

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウンまたは誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスクおよびコンピューターが不正に使用されることにより損失を被るリスクです。JBICにおいては、①システム障害および顧客情報の漏えい等の未然防止に努めるとともに、②緊急的なシステム停止への対応策としてコンティンジェンシープランを策定のうえ訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努め、システムリスクの極小化を図っています。

情報セキュリティリスク

情報セキュリティリスクとは、情報資産に関する機密性等が脅かされることにより損失を被るリスクです。JBICでは、情報管理を含む情報セキュリティ規程および体制の整備や役職員への教育の徹底等により、情報セキュリティに万全を期しています。

3. 広報活動・ディスクロージャー

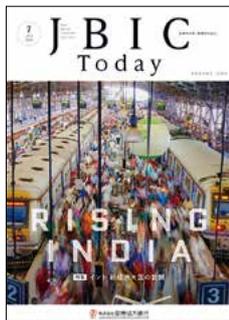
JBICでは、国内外の多くの方にJBICの活動をご理解いただくため、刊行物やウェブサイト等も活用しながら、情報発信および情報提供を行っています。

JBIC広報センター(本店)と大阪支店では、JBICの各種パンフレット、年次報告書や広報誌等を一般の方々にご提供しています。また、JBICのウェブサイト(<https://www.jbic.go.jp/>)等を通じ、さまざまな情報を国内外に発信しています。

各種刊行物

JBICの毎年の活動状況や財務状況については、年次報告書、事業報告書や有価証券報告書、米国証券取引委員会(SEC)向け開示資料(Form18-K等)といった各種開示資料に掲載しています。

また、広報誌『JBIC Today』を発行し、JBICの最近の取り組みや業務上のトピックス等をご紹介しているほか、JBICの業務内容を説明するパンフレットとして、『JBIC Profile-国際協力銀行の役割と機能』等もご用意しています。



『JBIC Today』

ウェブサイト

JBICのウェブサイト(<https://www.jbic.go.jp/>)では、出融資保証等制度のご説明、プレスリリース、各種お知らせ、セミナーのご案内、海外投資環境情報、各種調査レポート、環境への取り組み、年次報告書や各種パンフレット、投資家向けIR情報等も掲載しています。



ソーシャルメディアネットワーク(SNS)

JBICでは、公式SNSとして、Facebook、Instagramを開設しています。皆さまの「いいね!」「フォロー」をよろしくお願いいたします。



<https://www.facebook.com/JBIC.Japan/>



https://www.instagram.com/jbic_official/

メディア向け情報提供

各種刊行物やウェブサイト等を通じた情報発信に加え、報道メディア向けには、記者会見や勉強会等を通じ、JBICの活動状況等についてご紹介しています。

海外からの情報発信

JBICでは、海外からの情報発信として、駐在員事務所による外部媒体へのレポート等の寄稿も積極的に行い、現地の政治経済事情や企業動向等、駐在員によるタイムリーな現地ならではの話題を発信しています。

ディスクロージャー

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づく文書の開示請求および「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づく保有個人情報の開示請求については、JBIC本店の「情報公開・個人情報保護窓口」(資料編P111参照)で取り扱っています。

情報提供資料(主なもの)

資料の種類	公表場所・方法
事業報告書	● JBIC本店、大阪支店に常備 ● 国会図書館、経済団体等に配布
計算書類	
財産目録	
決算報告書	
監査役の見解	
監査報告	● JBIC本店、大阪支店、各駐在員事務所に常備、ご希望の方等に配布
年次報告書(和文・英文版)、広報誌等	
ウェブサイト ● 業務内容、業務実績、組織概要、財務内容などを掲載	● インターネット上に開設ウェブサイト https://www.jbic.go.jp/

JBIC本店、大阪支店へのアクセス

JBIC本店

〒100-8144 東京都千代田区大手町1丁目4番1号

TEL: 03-5218-3100

FAX: 03-5218-3955

東京メトロ東西線竹橋駅 3b出口

東京メトロ大手町駅より徒歩5分

(法務・コンプライアンス統括室、IT統括・与信事務部:

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館 14階

東京メトロ大手町駅 C2b出口)



大阪支店

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田2丁目2番22号

ハービスENTオフィスタワー23階

TEL: 06-6345-4100

FAX: 06-6345-4102

JR大阪駅桜橋口より徒歩2分、JR東西線北新地駅西改札より徒歩4分

阪神大阪梅田駅西改札、Osaka Metro四つ橋線西梅田駅北改札より徒歩すぐ

Osaka Metro御堂筋線梅田駅南改札より徒歩5分

Osaka Metro谷町線東梅田駅北改札より徒歩6分

阪急大阪梅田駅中央改札口より徒歩12分



株式会社国際協力銀行
企画部門 経営企画部 報道課

〒100-8144 東京都千代田区大手町1丁目4番1号

TEL: 03-5218-3100

ウェブサイト <https://www.jbic.go.jp/> Facebook <https://www.facebook.com/JBIC.Japan>



リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

●この印刷物は、国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

環境に配慮した植物油インキを使用しています。

